

もない。それどころか、アルゼンチンの如きは、七月二十二日外相ルイス・ギニアスが汎米プロツク絶縁を宣言したとの報道が傳へられた程で、その後もスペインとの通商協定を計畫するなど、大イベリア主義の旗印の下に、米大陸を離れて歐洲に接近せんとする傾向すら示してゐる。また一方ではアルゼンチンと共に南米の大國たるブラジルが、米國に追隨して對獨伊宣戰布告を行ふなど、長くその平和を謳歌して來た南米にも、次第に戰火の近づくのを見る。かくして、世界はいよいよ本格的な世界戦への場として成熟しつつあるのだ。

第二節 米英の戰時物價と勞働力

一、大東亞戰後の米英物價

(A) 米國物價の上昇急

米國の物價は大東亞戰後急激な上昇を示しつつあり、大東亞戰を契機として米國經濟が新しいインフレ段階に轉入したことを物語つてゐる。無論米國の物價高は第二次世界大戰後の傾向であり、一九四〇年六月佛蘭西の崩壊を契機に本格的な規模で開始されるや、米國の物價も急に上昇し始めたのである。いま第一表に示したムーデの物價指數に就いてその間の推移を見るに、第二次世界大戰勃發直前即ち一九三九年八月に一四〇・三を示してゐた指數は、戰爭勃發と同時に一六八・七に急上昇した。併し其後戦局がグズ付き、和平氣運が一時的乍ら擡頭したため、一九四〇年一月から急反落に轉じたが、北歐、白蘭戰から戦争がいよいよ本格的に展開し、またたく間に佛蘭西の降伏といふ様な事態となるや、米國は急に大軍需に乗り出し、自然物價も上昇した。即ち一九四〇年七月の一五一・六を底

として同年十二月には一七二・一を示し、一九四一年九月には二一九・九まで上昇した。而して大東亞戦の直前月たる一九四一年十一月は二〇八・七を示してゐたが、同戦争勃發と同時に十二月の指数は二一七・八に急上昇した。其時も累月上昇して本年五月の指数は二三一・二を示してゐる。ところで上述の如き物價高が如何なる性質を持つものなるかを知る一つの手がかりとして、類別物價の推移を、第一次大當當時と今次大戦時とを比較してみるに、第二表の如くであるが、これによつて明かな如く、今次大戦に於いて特に目立つて上昇してゐるのは農産物と賃銀である。これは言ふまでもなくニューデール政策の反映であるが、併しこれはまた、戦時經濟に於てはインフレを惡質化せしめる重大條件でもある。何故なら、今次農産物價格と賃銀を引下げるには非常な困難が伴ふと見られるからである。

(一) ユーデー物價指數 (一九三一年末基準)

一月末	一九三一年	一九四〇年	一九四一年	一九四二年
二月末	一四三・〇	一五八・九	一七二・六	二一七・八
三月末	一四三・〇	一五八・九	一七二・六	二一七・八
四月末	一四三・〇	一五八・九	一七二・六	二一七・八
五月末	一四三・〇	一五八・九	一七二・六	二一七・八
六月末	一四三・〇	一五八・九	一七二・六	二一七・八
七月末	一四三・〇	一五八・九	一七二・六	二一七・八
八月末	一四三・〇	一五八・九	一七二・六	二一七・八
九月末	一四三・〇	一五八・九	一七二・六	二一七・八
十月末	一四三・〇	一五八・九	一七二・六	二一七・八
十一月末	一四三・〇	一五八・九	一七二・六	二一七・八
十二月末	一四三・〇	一五八・九	一七二・六	二一七・八

農産物價格の引下げに關しては、最近政府手持小麦の一部を平衡價格以下で拂下げる案が議會を通過したものの、平衡價格そのものが徐々に上昇し續けてゐるし、議會に於ける農

(二) 第一、二次大戦時末 國物價指數(%)

卸賣物價	一九四二年七月	一九四二年七月
原料品	一〇〇	一〇〇
製産物	一〇〇	一〇〇
化學製品	一〇〇	一〇〇
金屬製品	一〇〇	一〇〇
食糧製品	一〇〇	一〇〇
生計費指數	一〇〇	一〇〇

村議員の反對も熾烈なのである。

一方、勞働賃銀引下げに就いては、一週四十時間勞働制撤廢が先決問題であるが、勞働者は團結してその撤廢に反對してゐるのみならず、物價高を理由に賃銀の引上げすら要求して争議を繰返してゐる状態である。而して去る三月中に於ける平均賃銀は、週一人當り約四十弗で、一年前に比しても一八%の増加に當る。だが、物價上昇の不可避を決定付けてゐる要因は、何と言つても國防費の増大である。報ぜられるところによれば、一ヶ月當り國防費支出は次の如く増加の一途を辿つてゐる。即ち一九四一年七月一〇億弗、一九四二年一月二〇億弗、同二月二九億弗、同三月三〇億弗、同四月三四億弗、同五月三五億弗である。またロイター電によると米國々防計畫が本格的に實施され始めた昨年七月より本年四月に至る九ヶ月間の出費額は二百六十億弗に達する。之は前大戦時の一九一七年より平和條約締結に至る期間に支出された二百五十七億弗に匹敵するものである。しかも今後の國防費の増大には計り知れぬものがあるが、これは當然インフレを無限に刺激する條件となる。物價高を反映して通貨流

通量も増加しつゝあり、去る六月三日の流通高は百十六億磅に上つた。之は一九三九年九月に比して六四%増、昨年六月に比しても二〇%の増加である。本年度に見込まれる民需産業の軍需向への轉換が如何程に上るかには詳かにし得ないが、五月十二日のヘンダーソン物價管理局長官の言明に従へば、本年度の國民の購買力は昨年度の三倍に激増するものと見られるが、一方、生産力が軍需産業へ轉換集中せしめられる結果、本年末に於ける消費財の供給は一月の水準に比し二四%方縮小を免れぬとのことである。かゝる状態がこのまゝ放任される時は、今後に發生すべき尤大な餘剩購買力がインフレ激化への重大素因となるは必至であり、當然それへの政策が斷行されねばならない譯であるが、去る四月二十八日に公布された物價統制令は正にローズヴェルトがはじめて提出した総合的な反インフレ對策であつた。それに基づいて卸賣及び小賣に於ける最高價格制並びに小賣商の營業許可制度が實施されることになり、製造業者及卸賣業者に對する最高價格制は五月十一日、又小賣價格については同十八日夫々實施された。けれども元來最高價格制の如き政策の實施が成功するには幾多の條件が必要であり、技術的に中々困難であるから、果してそれがどの程度成功するかは興味深い問題である。既に早くも最高價格の訂正を要求してゐる業者も多く、議會また政府の價格統制策に至極冷淡であるためヘンダーソン物價局長官はじめ政府の關係者は、物價統制策が失敗しつゝある責任は議會が負ふべき

であることへ斷定的言辭を吐くに至つてゐる。政府の財政支出はたゞ／＼尨大化すばかりであるが、物價對策をめぐつて政府と議會の對立も激化せねばならないであらう。

(B) 英國物價の上昇は比較的緩慢

(三) ロイター物價指數(一九)

一九三九年	一九四〇年	一九四一年	一九四二年
一月末	一三六・五	一七九・九	一八六・五
二月末	一三六・〇	一七〇・八	一八五・〇
三月末	一三五・八	一六九・八	一八四・八
四月末	一三九・九	一七一・八	一八五・八
五月末	一四〇・九	一七二・五	一八六・〇
六月末	一三九・五	一七三・二	一八七・三
七月末	一三九・〇	一七三・五	一八四・五
八月末	一三八・九	一七三・四	一八三・一
九月末	一三八・八	一七六・〇	一八三・二
十月末	一六〇・一	一七三・五	一八三・〇
十一月末	一六五・七	一七三・一	一八四・七
十二月末	一七三・七	一七九・二	一八六・八

英國物價の位地も上昇の一途を辿つてゐる。無論英國も總ゆる物價抑制策を採用してゐるために、上昇のテンポはさほど著しいものではなく、船腹不足の激化に基く物資輸入難や、更に昨年末頃から特に激化して來た勞力不足や軍事費の増加等といふ條件を考へると、物價の絶えざる上昇傾向にも拘らず、我々は英國の物價政策が相當成功してゐると斷せざるを得ない。

ところで英國物價の最近の推移をロイターの指數で見ると第三表の如くである。即ち第二次大戰直前たる一九三九年八月末指數が一三八・九であつたに對し、一年後には一七四・四と二五%の騰貴を示した。二年後には一八五・一、更に本

年六月末には一八六・三へと微騰を続けてゐるが、開戦後の三年間を通じての騰貴率は三四%に止まる。

二〇〇

而して第三表からも明かな如く、開戦後數ヶ月の間の騰貴は著しく、一九三九年十二月末までに二四%の上昇を示した。之は原料品、生活必需品の大部分を海外より仰ぐ英國の弱點を暴露したもので主として輸入品の値上りに左右された結果であつたこと言ふまでもない。即ち爲替の下落、保険料及び海運貨の上昇、加へるに海外物價高に支配されたものであつた。従つてやがて此等の諸要因が解消乃至弱化するに及んで、物價は漸騰期に入り、各種對策が行はれるとともに最近はやゝ落着きを示してゐる。

けれども、物價の動きを各品種別に見ると、必ずしも右の如き輕度の騰貴に止まつてゐない。これは輸入難や勞力不足や軍事費支出の増嵩が矢張り根強い物價上昇の原因となつてゐる證據である。即ち英商務省の發表によれば、開戦以來本年四月までの期間に於て、食糧品價格は七七%、製造品價格は五六%の騰貴を示したと云はれる。また個々の商品に就いて見ると、羊毛は六七%五、棉花は七四%九、織物類は七〇%七の騰貴であると傳へられた。

更に價格の騰貴と共に數量の減少も考慮に入れねばならない。が、開戦後二ヶ年間の小賣販賣總價

額は戦前に比して四%増であるに對し、同小賣價格の側に於ては三五%の昂騰を示してゐる。即ちこの兩數字より察すれば、小賣販賣數量は同期間に於て二五%乃至三〇%の減少であり、國民の消費生活面に對する負擔がそれだけ加重されたことになる。之に關しては勞働省發表の生計費指數（一九一四年七月基準）によれば、一九三九年九月一日の一五五に對して同月末には一六五、本年三月末には一九九、更に四月末には二〇〇へと上昇してゐる。

ところで此處で一應英國の物資統制がどの様な段階にあるかを見て置くことは、上述の如き物價の現地を正しく理解する上に不可欠である。言ふまでもなく英國にも亦各種各種の統制網がめぐらされてゐる。それらは數量面よりする割當配給制と價格面よりの公定價格制の二つに大別されるが、先づ日用品食糧品の主なるものについて戦前に比してどれほどの供給が確保されてゐるかといふに、本年六月に於て凡そ次の如くである。即ちチーズ三三%三、砂糖三九%〇、バター五二%〇、肉類六〇%〇、ハム、ベーコン、マーガリン、茶は六六%七であつた。

最近の状態に就いては情報が區々で容易に全貌を抱へ得ないが、その一斑は次の如しと報せられてゐる。即ち本年六月に於ける一人一日分の配給量はバター三三瓦、チーズ八瓦、砂糖三三瓦、マーマレード一五瓦、茶八瓦、牛肉七三瓦、豚肉一六瓦である。

二〇一

この外鶏卵は一週間に一箇宛配給される。また、料理店の料理は三品まで、最高五志に制限されてゐる。一般に野菜、牛乳、酒類は供給少く、果物に至つては殆んど皆無と稱し得る状態である如くであり、それを補ふべきビタミン剤も亦缺乏をつゞけてゐると傳へられる。たゞし必需食品たるパンの如きは白パンが姿を消して褐色を呈してゐるとは言へ、消費には何等の制限の加はつてゐないことは注目に値する事實であらう。無制限のものには尙馬鈴薯、珈琲、羊肉がある。

一方、燃料の確保も國民生活の擁護のため缺くべからざるものであるが、最近の英國內に於ける炭鑛紛争の類は出炭量を著しく低下せしめた。そのため英國鑛山省は去る四月六日より家庭用石炭の配給を一齐に削減した。それによると一世帯に對する四週間分の新配給量は、イングランド南西部北中部二五〇瓦、倫敦、イングランド南部南西部東部三〇〇瓦、その他のイングランド諸地方、ウエルズ、スコットランド四〇〇瓦である。

物價の騰貴が賃銀の上昇によつて拍車をかけられることは各國共通の悩みであるが、右の炭鑛争議が賃銀値上要求に端を發してゐることは英國の物價政策の一つの破綻を示すものとして興味深い。即ち本年四、五月頃より始まつた各所の争議は、六月の一週最低賃銀八十三志制の認容によつて一時収つたかに見えたが、遂に炭業者統制により資本家側の不満が爆發するに至り、遂に七月一日より全炭

鑛を政府管理に移すこととなつた。之は政府側の出炭量確保に對する強硬意志の貫徹を示すとともに今後も炭鑛労働者と軍需労働者との賃銀の不均衡、炭業資本家の不満が新たなる貌をとつて、民需軍需の兩面の物價に更に壓力を加へることが想像される。が、何れにせよ今後に於ける物價統制の強化が次第に深刻な社會問題に發展する可能性は否定出来ない。英國の物價統制も明かに困難な段階に登り來つたと言はねばならない。

二、深刻化しつつある米英の勞働不足

(A) 軍需の進捗を阻止する米國の勞働力不足

米英兩國に於けるインフレーションが、大東亞戦後特に顯著にして且つ根強い展開を示しつつあることは前述した物價の動向によつて明かである。無論米英の戦時經濟の段階には相當顯著な相異があり、當然物價の上昇力にも可成りの差異が見られる。が、それは兎も角として米英の物價が今後どのような動きを示すかといふことは、米英抗戰經濟力の前途を考へるといふ立場から絶えず我々の關心を奪ふ問題である。併し戦時に於ける物價の推移は抗戰經濟力が強化されたか否かの反映に外ならず、従つて米英物價の前途を考へるには今後兩國の抗戰經濟力が強化されるか否かの検討が必要である。

ところで大東亞戰後、米英兩國が労働力の不足を特に痛感するに至つてをすることは、兩國の抗戰經濟力の強化を阻止する有力な原因として、その今後の成行は大いに注目されねばならない。而して若し今後労働力不足が決定的に深刻化する様では、假令米國がどんなに龐大な軍事費を計上し、また世界に誇る生産力と資源を擁しても、輻軸陣營に強力な反撃を加へ得る力を充分に發揮し得なくなる。

戰爭が大規模化し、長期化すれば、物資、労働力、輸送力の不足が激化し、そのため戰爭遂行能力に重大な支障が生ずることは、戰爭經濟の常道で、そのため交戰國は、戰時經濟の強化に必死の努力を續け物資、労働力、輸送力の不足から来る抗戰經濟の脆弱面を排除しようとするのであるが、中でも労働力の確保が生産力擴充の基軸である故に、労働力不足對策には最も關心するのである。そしてその努力の奏効如何によつて戰時經濟の安定と進歩が決定されると言つても過言ではなからう。その意味に於いて敵國米英が現在悩みつゝある労働力不足の實情を知ることが、彼等の今後の抗戰力を測定する上に於いて決定的意義を持つものである。

然らば米國の労働力不足及びそれへの對策は現在どんな段階にあり、また今後ほどの様に展望されるか。先づ米國の労働力不足の一端を示す材料を示すに、最近の外電は米誌ライフ誌が傳へたカリフォルニア州サン・ヨヒアム・ヴァレイ地方の農業労働者の不足状況を報じてゐるが、それによると農業労働

者の多數が陸海軍に徵集され、残されたヒリツピン人労働者も續々海岸地方の造船所に轉業し、更らにカリフォルニア農業に缺くことの出来なかつた日本人労働者十萬も奥地の外國人收容所に送られた等のため、労働力は極度に不足し、果樹園の櫻桃や苗は熟し乍ら腐つて行く状態である。一方労働賃銀は急激に上昇し、甜菜栽培業者の如きは最近では一日廿弗の賃銀を支拂ふ程で、それでも容易に労働者を得られないといふ。而して現在米國の農業労働者不足は全國的現象で、その不足人員は大體百萬人以上に達することである。

以上の如き農業労働者の不足は最近特に顯著となりつゝある傾向であるが、これは言ふまでもなく工業労働者の不足状況が相當深刻化しつゝある反映と考へるべきだ。何政なら所謂軍需産業を中心とする一般工業方面の労働不足は、既に昨年を通じて激化の一途を辿りつゝあつたからである。

即ち労働力不足に對する對策として昨年を通じて米國政府が考慮した問題は早くも非常に廣範圍に亘つてゐた。これは龐大な軍需計畫が漸くその緒についた年であるから當然であるが、例へば昨年七月には生産管理局の労働部に労働供給課が設けられ、またそれを助けるために十二の地方労働供給委員が組織せられ、國防産業への労働供給に活動のために開始した。そして特に國防産業に女子及び黒人の使用を奨励し、平和産業労働者の轉業に便宜をはからんとしてをる。また労働者の移動と共に工

業都市の住宅難が甚しくなつたため、遠方からの通勤者が多く、且つそれら労働者は時間外労働を拒絶するので、それへの対策として政府では国防産業労働者のために二十萬戸の住宅の建築を計畫したが間もなくしてその計畫を倍加した程である。労働時間の延長に對しても多くの考慮が拂はれてゐた周知の如く米國の労働者はウォルシュ・ヒリー法（公契約に適用されるもの）や公正労働標準法（州際取引に適用されるもの）により、一日八時間四十時間週労働制下に働いてゐるが、最近は殆んど時間外労働を餘儀なくされてゐる。けれども起時間に對しては一倍半増、また日曜、休日の労働に對しては倍額賃金が要求される仕組みであるため、工場主は労働時間の延長を避る傾向も多く、ために政府でも四十時間制廢止案を考慮し、且つ下院に提出したが、併しそれは今日まで否決されてゐる。

以上の如く努力不足対策は早くから種々と考慮されてゐたが、併し尤大な米國軍擴規模の要求する努力対策としては、餘りにも小規模で、且つ徹底を缺いてゐるため、努力不足は激化するばかりである。而していま昨上期頃に於ける努力不足状態を概観するに、四十時間制を基礎にして重要産業機械に於いて百六十八時間の連續運轉をなすとせば、國防計畫工場七六%は熟練工に不足し、六三%は半熟練工に不足し、四〇%は不熟練工に不足する状態にあつたといはれてゐる。

大東亞戰以前に於いて既に努力不足状況は前述の如くであつてみれば、大東亞戰後は不足傾向が日

を追ふて激化しつゝあることは想像に難くない。米國政府の調査によれば、軍需生産高が二百五十億弗乃至三百億弗に達する時の所要労働者は九百五十萬人乃至千四百四十萬人と推算されてをり、また一方労働統計局の調査によれば、軍需品注文に費される一弗毎に一時間の労働を必要とする計算であるとのことである。いまこの計算で週四十時間制をもつてすると、本年當初の豫算五百六十億弗を實行するにも、凡そ二千七百萬人を要することになる。従つて、今後千二、三百億弗前後の國防費を消化するとして、凡そ三千萬から三千五百萬人が國防産業に吸收されねばならぬと考へられる。

然るに一九四〇年三月の國勢調査によれば、米國の人口一億三千七百七十萬人、當時の全國就業者は大體四千五、六百萬、失業者約一千萬人前後であつた。ところで一九四一年に於ける軍需産業への参加労働人員は五百五十萬人と計上されてをり、且つ労働統計局が一九四二年に軍需産業に新に動員しようとして計畫してゐる男女の数は大略次の如くとなつてゐる。即ち失業者から百五十萬人、農業生産部面からの轉業者四十萬人、一般平和産業からの轉業者八百五十萬人、新規募集二百萬人、合計千二百四十萬人である。これに從來の五百五十萬人を加へれば約千八百萬人となるが、これでは五百六十億弗といふ當初の豫算を消化するにもこと缺くといふ有様である。殊に新規採用、及び轉業労働者の非能率性を考へれば、努力不足は更らに激化する。しかも一九四〇年當時に於いて男性の二十五歳

から四十四歳迄の働き盛りの人間は全體の九五%が活動してゐたことを考へ、且つそれら労働層を含めた青壯年層から五百萬を兵員として動員することを考へると、平和産業及び農業労働者の非常に無理な動員は必至である上に、十四歳から六十四歳までの家庭婦人三千三百萬人も労働力の大きな對象とならねばならない。だがその動員の方法は未だ整備して居らず、その整備も容易でないから、今後の労働力動員を通じて、米國の政治經濟社會上に大きな變異が豫想される。労働力動員の面から見た米國の今後も確かに多難と言はざるを得ない。

(B) 英國に於ける労働力不足の深化

一般に英國の命取りは船腹難にあるといはれてをり、英國の戦時經濟は確かに喪失船舶の増加のために非常なる難局に立つてはゐるが、併し船腹不足に劣らず英國抗戰經濟の危険信號となつてゐる間に、労働力不足の深刻化といふ傾向がある。

無論、船腹不足問題と同様に、労働力不足問題も最近に於いてこと新しく起つた問題ではない。共に尠くとも一年位前から、英國がその展開の跡に特別な考慮を拂はねばならぬ問題であつた。然るに英國がそれらの問題解決に有力な効果的對策を發見し得ぬうちに、情勢は英國の不利に着々と發展し大東亞戰の展開と共に英國軍の各方面に於ける敗退は、英國を新しい危機に追ひ込みに至つたが、そ

のため既にその前から憂慮されてゐた船腹不足と労働力不足問題は一段と悪質な展開を示すに至り、そのことが今や英國の危機の基礎を特に廣く培はんとしてをるかに感ぜられる。

その必要とする食糧や工業用原料の大部分を輸入に依存せねばならないといふこと、及びその包含する人口が僅か四千萬人であるといふことは、何と言つても戰爭に臨む場合の英國にとつての最大脆弱點である。併し英國はこの脆弱點をカバーして尙ほ著しく餘力ある力を特に持つてゐた。それは言ふまでもなく龐大な海外殖民地の人口と資源であり、米國からの援助及び龐大な所有船舶量であつた。然るに英國が大いに頼みとしてゐたそれらの力が、大東亞戰後急速に失はれ行くのだから、英國は遂に裸にされて、本來の脆弱面を現はすに至つた譯である。

船腹不足の原因及びその深刻なる程度、更らにそれによつて英國の抗戰經濟が受けつゝある打撃に就いては、既に各方面で明かにされてゐるから、以下労働力不足の現状を見ることにしよう。

英國の労働力不足問題が、最近特に深刻な段階に發展しつゝあるといふことは、去る六月二十八日ペヴィン労働相がリヴァプールに於いて語つた次の如き言葉から明かに窺へる。即ち「英國では軍需工業以外の産業からは、殆んど骨だけになるまで労働者を引き抜いて仕舞つたが、今度は軍需工業からも青少の徵募を行つて戦線に送らなければならぬ。戰爭に被害はつきものだから、全産業陣から

大規模の徵募があることを覺悟しなければならず、軍需工業の方は女子従業員によつて補つて行くより外はあるまい」と。

第二次歐洲戰勃發以來、英國軍は敗北するばかりであり、そのため英國は兵力の補充に連續的な努力を傾けてゐたが、大東亞戰後は戰場が東亞一帶に擴大し、それに應じて西亞や埃及方面にも多數の兵員を動員せねばならなくなつたため、英國の勞力源は急激な壓迫を受けるは當然の成行である。しかもそれらの動員兵が敗戦で大量に失はれた結果、樞軸側からの脅威は非常に高まり、それに應じて更に多數の兵力を動員せねばならなくなつたのだから、此處に於いてもともと貧弱な勞力源が枯渇に近づくは當然である。そして今や英國はベヴィン勞働相の述べる如く、大切な軍需工場勞働者をも大量に動員せねばならなくなつて來たのである。軍需工業勞働者の動員の結果は當然に軍需生産の進捗を阻害する。而して米國からの武器援助が充分でないといふ條件を考へると、その結果の恐るべきは言ふまでもないが、併し直接不足する兵員の補充は、戰爭なるが故に至上命令である。英國は此處に深刻なデレンマに陥つたのである。無論、英國は本年の第一四半期頃に於て、早くもその様なデレンマに陥つてゐた。即ち英國の各新聞は二月から三月にかけて、しきりに戰時生産計畫の遲延を問題とし、その重大な、そしてこの熟練工不足に對處すべく特別委員會が結成されたが、右委員會の報告は

軍需が無闇に熟練工を召集し、その技能を生かすことを考へてゐないと難じた程である。

その様に軍需生産の確保、擴充に必要な熟練工の動員は、大東亞戰後早くも一部から憂慮されるに至つたが、ベヴィン勞働相のリヴァプールに於ける上述の如き演説は英國の勞働力不足問題が、遂に文字通り憂慮すべき段階に達したことを確認したと言はねばならない。而して右演説後間もなくしてベヴィン勞働相は去る七月八日、國內勞働力不足を補ふため、徵用婦女子の年齢を四十五歳まで引上げることに決定、先づ一九〇〇年生れの婦人の登録を七月十一日から開始する旨發表した。

無論單に軍需工業の勞働者が大量に兵役に動員されたと言つただけでは、英國が現在直而する勞働不足の深刻な局面を充分に理解することは出来ない。此處に英國勞働力の一般的不足狀況がどんな段階に達してゐるかを考へねばならなくなるのだが、これに就いて去る五月二十一日の下院に於いてベヴィン勞働相の述べた點は、英國の勞働力不足が全く深刻な段階に達してゐることを單的に示したものである。即ちそれによれば十四歳以上五十五歳までの英國民、三千三百萬中、既に二千二百萬以上が軍隊、民間防衛並に軍關係生産部面に活動してゐること、及び活動可能な人々と軍事關係活動人口との比率が三對二に達したことは、世界中いまだ前例がないと述べてゐる。なほウッド藏相も同日銀行取引所、保險會社などの従業員を最大限に徵用すべき方途を講ずるため、政府は委員會を設置する

の止むなきに至つたと發表して、勞力不足の深化を側面的に明かにしたのである。

軍需産業に勞働力が集中されたため、石炭採掘勞働者や、綿業及び羊毛産業勞働者が非常に不足し遂に石炭不足や軍需に必要な綿製品の不足となり、ために止なく軍需工業の勞働者を石炭業や綿業に移動せしめねばならなくなつた程である。このことは非軍需産業の壓迫が既に限界に達したにも拘らず、軍事的必要に應ずるためには更にその限界を打破して、既に骨だらけになるまでに勞働力を引抜いた非軍需産業から、更に勞働力を捻出せねばならなくなつてゐることを意味するに外ならない。而しその結果は政治的に重大問題を惹起する恐れなしとしない。此處に婦女子及び少年勞働の非常に無理な動員と勞働時間の延長が不可避となるのである。

婦女子勞働の動員は昨年十二月十九日の勅令に基いて今や大々的に行はれつゝあり、現に飛行機工場従業員の三分の二は女子であり、更に彈藥工場の従業員三萬人のうち九〇％は女子であるとのことだが、しかし徵用婦人年齢は昨年四月頃は二十五歳以下であつたものが、去る三月には三十歳までに、更に七月には四十五歳にまで引上げられた。また昨年十二月二十三日の緊急令によつて政府は十六歳以下の少年勞働者の使用及びその一週五十二時間勞働を許可したほどである。英國の勞働力不足は全く英國の危機を單的に示す指標ではなからうか。

第三節 生成する南方共榮圏の現段階

一、南方軍政の現實と課題

本四半期に於ける南方軍政地區の再建は目覺ましい。勿論、實質的に如何程のものが建設され、生産されたかと云ふ點に付ては、必ずしも多きを數へぬことは言ふ迄もない。治安狀況に付ても、總體的に良好であると云へ、總てが満足すべきものではない。例へば、比律賓に於ける兵隊の存在、貨幣の流通、關取引の事實などよりも察せられるが、過渡期的現象と認めてよいであらう。それらを壓倒して、軍政機構が着々として作られつゝあることに、今後の永い歴史の創業の意義を見る。

此の様な各地軍政進捗の前提は、東は印度洋、西は濠洲近海に迄戦火を遠ざけて南方水域に波靜かなる目を再現した戦勝にあるのは云ふ迄もないが、本期間に進められた軍政の全般的性格は各地間の連絡の開始、及び日本内地側の態勢強化によつて著しく強められた。各地の連絡協調の實に付ては八月廿三、四兩日に暹南にて開催されたマレー、ジャワ、ビルマ、ボルネオ各軍政監部總務部長のなし

左の十五項の協議は、現状を示すと共に再建の方向を察せしめる。

- (一) 敵産管理の現況及び対策
- (二) 物資交流などに關する現況及び対策
- (三) 内地期待物資の配給
- (四) 農園管理の現況
- (五) 港灣整備の現況
- (六) 中小工業者の進出対策
- (七) 木造船建造の現況
- (八) 小型船舶の利用方策
- (九) 敵國人の利用並に對策
- (十) 企劃及び交易擔當者の進出狀況
- (十一) 日本語普及策
- (十二) 研究調査機關の現況
- (十三) 地方行政の進行狀況
- (十四) 民族對策特に華僑問題
- (十五) 現地人教育並に使用後の問題

各地區間に所要物資の交流を行ふことに對しては、既に六月二十日より三日間、マレー、ジャワ軍政連絡會議が昭南市に開かれてをり、今回の總務部長會議に於て全面的に取上られたわけである。更に内地、滿支泰佛印を含めた綜合交流策に付ては、目下考慮中と傳へられ、貿易統制會及び重要物資管理營團を併せて新たに交易營團を設けて、之に當らせようとする説があるのは重要な示唆である。

南方建設の本格化に伴ふ本邦側態勢の強化に付ては、去る五月にほゞ決定を見たと報ぜられる物動計畫中に南方地域が包含されたこと、五次に亘る大東亞審議會の答申に明かにされた。次いで九月二日に發表された大東亞省開設を迎へて、劃期的な前進を示すに到つた。軍政々策の内容は、政治、經濟のみならず、文化政策にも及ばねばならぬし、又地域の特殊性に應じて異なるべきだが、われわれの

記述が主として經濟と行政の建設面に關するものは、夫が軍政現段階の中樞と思惟されるからである。

(A) 本格化する比島建設

八月初め比律賓方面軍司令官の更迭が發令された。本間雅晴中將は去り、前東部軍司令官田中靜彦中將の新任を見た。本間中將は退任に際して「比島民に與ふ」なる長文のメッセージを發表して、島民の覺醒を促したが、現状は未だ中將の温情に添はぬ點も少くなく、猛省を要する段階にあると見られる。之に付ては軍政監和知鷹二少將の率直な言がある。(八月十八日附讀賣新聞所載) 同氏は、表面はともあれ内面的には對日協力を快しとしない動きもあらうとは考へてゐるが、一應能力に應じて登用し建設を圓滑に運び、寧ろ自然淘汰に任せる方針だと前提して次の如く述べてゐる。

「戦敗といふ同じ難い事實を無視した點がないでもなかつた事實に鑑み、特に嚴重な監視を怠らぬ方針で、敵對戰敗、協力の三者を十分に咀嚼せしめて指導助長して行きたい。(獨立問題については) ここでも亦敵對して敗れた事實を想起して、それを償つて餘りある全幅的協力の後に初めて問題にさるべき事柄であり、而もその協力が満足すべき全幅的なのか否かの判定は他迄日本政府の判斷に俟つべきものであつて比律賓人側の虫のよい判斷に左右されぬといふと十分に知らせる必要がある。」

然し、斯かる根本的缺陷を包蔵し乍らも軍政下に中央地方の行政機構再建が完成せんとしてゐるのは改善に對する指導力の透徹として比島の將來を明くする。六月初旬五市長、二十六州知事の任命を

終つた結果、五月十九日より第一回州知事會議が開かれ、重ねて八月十二日に第二回會議が開かれた。斯くて地方行政機構は確立し、比島には軍政部を指導部としヴァルガス長官を置く中央政府が設立された。第二回知事會議に於ける和知軍政監の訓示の中に、地方行政制度の刷新強化策が明かにされた。それによると地方行政の基本たる州法、町法等の根本的改正を斷行して眞に地方行政の中樞たらしめると共に、一面地方團體の上に立つ性質と中央行政の下級機關たる二重の性格を有せしめる目的の下に新たに教育、衛生、産業、土木等の事務の監督の責をもたしめてゐる。行政上中央、地方機關の有機性を増すものとして注目に値する。斯くて、軍政部を指導部とし、行政府を下部機構とする新行政主體が確立し、大東亞共榮體の一肢としての責任分擔、米國依存より離脱した新比島の建設と云ふ二大課題を遂行する態勢を整へたのである。次にその再建の状況を見よう。

健全なる財政を確立し得るか否かは新政權に對する試金石として注目されたが、最近の實績では、この點の不安は一掃されてゐる。即ち、本年度財政は、四期に分たれ、明春四月よりは本邦と歩調を揃へて一ヶ年豫算を組むこととなつた。第一期（一月二十三日—四月末）には官吏俸給の削減、人員整理、物資切詰などの緊急處置をとつたが、結局、歳入百八十九萬七千比に對し歳出は七百八十八萬六千比で、五百九十餘萬比の赤字を出した。之は日本軍當局よりの無利子借入金によつて補填した。第

二期（五、六月）に對する豫算に於ては、歳入三百八十六萬四千比歳出三百八十一萬比で、五萬四千比の黒字を計上した。此の歳入増加は、收税額の自然的増加の外に例へばマニラ市に對する物品税の賦課、煙草消費税の十三割増徴などの政策による増加を含む。處が同期決算の結果は、煙草は斯かる大增税にも拘らず見込まれた倍量の賣行を示し、蒸溜酒の賣行に至つては四倍に達し同消費税の著増を來したため、結局百九十六萬七千六百一比の黒字となつた。この好調裡に編成された第三期（七、八、九月）豫算に於ては、歳出面には幾多の建設費が計上され、總額六百九十八萬二千比に上つたが一方歳入は前期繰入金を入れて七百四十萬六百比、即ち四十一萬八千比の黒字が見込まれてゐる。本期歳出中には地方行政機關再開の資金となる交付金二十萬比があり剩餘金の中四十萬比は郵便爲替準備金に充てられる豫定である。更に、十月以降の第四期には支出月額は凡そ三百萬比見當に上るものと見られてゐる。歳入増と購買力吸収とをねらつた第一回慈善富強債券が賣出され、償還額差引き政府收入三萬比と豫定されてゐる。

現下の比島産業再編成の最大課題が農業にあるとは、山越軍政部産業部長の言明に俟つ迄もなく明かであるが、同氏の談話中に窺はれる再編成策は大略次の如くである。先づ、過剩砂糖栽培の棉作への轉換がある。其後既に、棉花増産五ヶ年計畫が確立されたとのことで、十月の植付期より實施される。

從來、比島四十九州中棉花植付を全く行はぬは七州のみと云ふから、相當の成果が期待され、特にルソン島、ネグロス島、及びミンダナオ島の一部が好適地とされてゐる。次に、葉煙草の轉換、葉巻用煙草より兩切用の黄色種への變更が意圖されてゐるが、之も栽培總面積七萬町歩の中七千五百町歩は本年中に轉換を終り、四年後には二萬町歩を完了の計畫が決定した。椰子も過剩農作物と云へるが、最近では重油代用にも充てられてゐる。

又マニラ麻も販途を喪つた一つだが、一部をバルブ代用にすることは戦前より試験済であり、又水に浸した後苛性曹達處理を施すことによつてジュート代用とする計畫もあり、之によれば麻袋二千枚程度の自給は可能と言はれる。

また、鑛業は續々と開發の手が入れられてをり、一般工業の操業開始には國立興發會社が努力し、早くも紡績業に付ては現在手持原棉にて今後一年半操業の見込が立ち、島内需要量の二割の生産が確保されるに到つた。

更に、比島農業を根本的に制約してゐる農地問題の解決に對しても、新たなる策がとられたことは注目を要する。即ち、ヴァルガス長官は五月十四日に行政命令を出し、國內未耕地乃至遊休地を政府指令により分配する案を明かにした。七月上旬に至るや、行政府では四つの大農園を地主より買上げ

小作人に對し分讓を行ふことになつたと報ぜられた。之と平行して農業指導員出張所を從來の七十より百四十七ヶ所に増設することによつて、食糧増産運動を展開しつゝある。また、パンパンガ州には二千町歩の軍管理農場が設けられ、軍の需要する米を三ヶ年計畫で自給する計畫が建てられてゐる。

島民の生活面にも亦大きな變革が行はれつゝあるのである。マニラ市民の消費生活に例をとつて見よう。大東亞戰後の同市民を最も脅威したものは、何と云つても從來の輸入米の杜絶であつた。この窮狀に對し、軍當局では佛印及び泰より輸入の特別手配をしたが、尙不足勝ちであつた。配給は國立米穀會社をして地區別になさしめマニラ市に對しては五月下旬になつて以前の一日量千五百袋より二千五百袋へ増配をなした。この措置により米價の安定はやゝ得たが實際は尙不足で、その分は奥地より密かに流入してゐるのである。之も雨期を迎へて減少すると思はれるので、當局では更に増配を考慮中と云ふ實狀である。斯かる情勢に於て、不安をなくする爲には一般市販によるのでは不適當と云ふので、六月二十七日限りで米穀會社による配給を廢止し、以後は隣組單位で配給する事になつた。隣組は約九十人より百人を含む。また市民の買物は五月二十七日より一回五比以内と規制された。市民の常用するバスも、比島バス運輸業者組合を結成し統制された。

又、第二回知事會議の結果、比島に保甲制度が創設されて、自衛自給の能力を増進することになり

かくて従来放從の民として蔑視された比島民にも新生の萌が見られる。

二二〇

(B) 復活進むマレー・スマトラ

マレー軍政の管轄下にあるのはマレー半島、昭南島並びにスマトラ島であつて、嘗ては念滿をゆくが如きマレー作戦軍の席捲したところである。次に兩地區の現状を概観しよう。

昭南島とマレー半島を含む地區に就ての財政状態は良好であると云はれる。豫算は三ヶ月毎に組まれ、去る四月より六月に至る第一期に於ては早くも歳入超過を示した。主要なる財源は地租、家屋税、營業免許税などであつた。七月よりの第二期に入ると、従來の酒、阿片に加へて、新しく鹽、燐寸、煙草が專賣制になるから、歳入の増加が見込まれる。更に昭南市に於ては、徵稅關係の帳簿整理も完了したので、七月からはいよいよ本格的に各種市稅の徵收を始めることとなり、先づ十七年度上半期不動産稅、家屋稅、地租が徵收されることとなつた。また、七月一日より昭南證券なる名稱で富強を發行し購買力吸收に資してゐる。

尙治安の痛はマレー人口の四二%に及ぶ華僑であつたが、軍政當初の強硬政策とその後の誘導の結果指導的華僑の間に新しい氣運が生じたと傳へられ、之を裏書きする如く華僑側の諸金融機關が再開したのは、華僑の新動向を示すと共に、彼等が銀行經營者の八七%（一九三一年調査）を占めるだけ

に、一般治安の回復を示すものとして興味がある。

マレー産業は、産額より言へばゴムと錫が大部分を占める。それらが世界市場を相手の危大なものであるに對し、食糧生産は甚しく等閑に付されてゐた。たとへば米について見ても、人口凡そ五百五十萬が一日に平均三合宛食べるとすると、年には約六百萬石を消費する勘定になる。然るに在來の耕地面積は凡そ三十萬町歩で、收穫高は二百萬石見當である。即ち全消費量の三分の一の自給力しかない。之に對し、七月初めになされた安田軍政部長の踏査報告によると、軍政當局は三ヶ年計畫の全量自給案を抱いてゐる如くだ。それによると、現在の耕作地はケダー、ケランタン、ペラーの各州に集中されてゐる狀況だが、全土が殆んど米作可能の狀態にあるから、今後は新耕地を求めることが出来る。平地のみを開拓するとしても、全耕地面積を倍増の六十萬町歩にすることは容易であり、日本の技術者を招き、又現地除隊の農村出身者の手をかりれば六百萬石自給は決して困難ではない。

ゴムの過剩生産の解決は一切をあげて、新設のマレー・ゴム統制組合に任されてゐる。同組合はマレー、スマトラ全地域にけるゴム開發並びに經營に關する一切を軍政部より委囑されると同時に、ゴム團労働者の救済、食糧問題の解決にも當ることになつてゐる。而して、組合の構成は、小泉哲一郎氏を理事長とする理事九名、幹事三名を根幹として、組合員五十名を擁してゐる。同組合はゴムの

二二一

生産、蒐荷、輸出の各部門を擔當するが、最近に至り戰前二十種に上る品目を七種に限定し、夫々
 に買付價格を定めた。之は生産者より買付る時の價格で夫が更に軍政當局に納められる時には、諸掛
 其他を加算した價格が適用される。ゴム工場復舊も急がれてゐるが、昭南島最大のゴム工場にして戰
 前の日産を百三十トンと稱されるシンガポール・ラバー・ワークスも横濱護謨會社の手によつて修復
 され、六月半には一部の運轉を始めるに到つた。過剰ゴムの處置の爲めには、保存期間の延長が研究
 されてをり、又最近の外電によればゴム油はガソリン代用として極めて優秀なことが實證された。

正金、豪銀、華南の各本邦銀行の再開もなり、華僑銀行も業務を開始した。開發資金の供給者と
 しての開發金庫の活動もこれからであるし、又中商工業者、農民、ゴム園、鑛山工場等の勞働者對
 象としては各州に庶民金庫が設けられることになり、設立資金として軍政部より二百八十萬弗が支出
 される。又、豫てよりの一般商社の營業禁止も緩和されて、七月末よりは三井、三菱、野村、石原、
 南洋倉庫の五社及び郵船、商船の開店營業開始が認められた。

スマトラは戰前に於ては、ジャバと共に蘭印政府の治下にあつたが、日本軍政下にジャバより分離
 され、マレー軍政に入ることになつた。

軍政機構の整備もやゝ遅れて、五月になり各州軍政部長が左の如く發令された。

アチエ州	河瀬繁 太 大佐	ベクターレン州	小島武夫 中佐
スマトラ東海岸州	黒川邦輔 大佐	ベレンバン州	松本直大 大佐
タバスリー州	正木宣儀 大佐	ランボン州	栗田興一郎 中佐
スマトラ西海岸州	藤山三郎 大佐	バンカピラン州	三巻健平 中佐
チャンビー州	大山彌夫 大佐		

渡邊軍政部長によると、現在は諸種の政治經濟機構に關する調査研究資料の蒐集に主力を注ぎ、本
 格的恒久計畫は來年度より實施する豫定とのことである。恒久策の中心は七五%に上る未開拓地の開
 發にあるが、これを遂行するには勞力不足を先づ解決しなければならぬ。ランボン、ジャビー州の如
 きは今迄もジャワ農業移民によつて開發されてゐた。この勞力問題解決を通じてのジャワ、スマトラ
 の協力は、八月末の増永マレー軍政顧問のジャワ訪問によつて開始されたのは注目すべきである。應
 急策としては、既開拓地たる南部のバレンバン、西海岸のパダン背後地域、北部のメダンなどの復舊
 が中心をなさう。之等を買いて軍政當局は、道路、鐵道の建設によつてジャングル開發をも企圖して
 ゐる。

(C) ジャワ産業の劃期的再編

和蘭の統治によつて開發の高度なることに於ては南方隨一のジャワが如何なる新生ぶりをなすかは

關心をよんだが、軍政半歳の回復は目覚ましい。最も顯著なのは交通の復活であり、鐵道は殆んど開通橋梁の修復は破壊されたものの九五%、自動車道路も全島開通した。鐵道は總て國有となつて陸輸總局の運営する處となり、海上交通の主體たる帆船も各主要港毎に帆船組合を設けて統制運営されることになつた。製糖業の復活は、軍政部よりの依頼で、臺灣製糖、明治製糖、大日本製糖、鹽水港製糖沖繩製糖、及び南洋興發の六社が分擔することになり、又紡績工場も東洋紡、倉敷紡、吳羽紡の三社によつて再生の途についた。金融機關は、正金、臺灣、華南の各銀行の進出があり、南方開發金庫ジ

スマララン州	長官	小見山恭三	チニクボン州	長官	一番ヶ瀬住雄
ケドワ州	長官	石川貞俊	ケデク州	長官	木原潤次
スラカルタ	耕地事務局長官	宮野省三	ククアングン州	長官	松井限太郎
ジョクジャカルタ	耕地事務局長官	山内繼喜	ボゴール州	長官	蘭山光藏
ベカロンガン州	長官	味次徳二	ブスキ州	長官	高橋良
パミンニス州	長官	岩重隆治	マラン州	長官	田中實
パタピヤ州	長官	畑田昌福	スラバヤ州	長官	安岡正臣
ペンエン州	長官	渡邊廣	ボジョネゴロ州	長官	横濱和義
パタピヤ	特別市長	坂本榮	マデウン州	長官	武政隆一
マドラ州	長官	山本義章	チャバラレンハン州	長官	中村元治

ヤワ支金庫もパタピヤに開かれた。かくて應急施策は着々と採られてゐるが、一方早くも東印度軍政の本質的政策も決定實施にうつされつゝあるのは注目し値する。一は間接統治を改めた地方行政機構の改革であり、その二は特殊私有地制の廢止である。新機構は蘭領時代のものに斧鉞を加へたものが、舊制度の大意は次の如くであつた。即ちジャワ、マヅラを先づ東部、中部、西部の三省に分つて蘭人省知事を置き、その下に各々原住民理事官を長とする分州があり、更に郡村に分れ、郡長及び村長には原住民が就いてゐた。原住民理事官は同格の蘭人副理事官の指導監督をうける仕組であつた。新機構に於ては、省が廢され、新たに全地域を十七州に分つて、各州に邦人長官を配した。スラカルタ、ジョクジャカルタの兩候補地は從來通り認められ、候補地事務局を新設して行政の敏活を計つた。州の下には市及び縣郡、村、區を置き、從來の制度を活用する方針である。尙、舊機構が、所謂間接統治としてその老練さを非難された所以は、蘭人は直接に下部行政に手を下さず、原住民社會には原住民を、華僑社會に對しては華僑を夫々長として一見彼等を重用する如くに見えて、實は各首長に對しては蘭人支配者の欲するまゝの政治の施行を強ひ、責任のみ彼等に負はして蘭人はひとり甘き汁を占めてゐたことにある。日本軍政下にあつては、第一に之を改めて、行政機構を簡素にし、ジャワの一體性の強化と、新政策の急速なる浸透をねらつたものである。發令された州長官は、軍人七名、内務

畑七名、臺灣總督府出身三名と云ふ色どりであるが、二儀地事務局長には縣知事出を配した。唯一の民間人としては前三菱商事南洋課長の坂本榮氏のバタビヤ特別市長がある。斯くて次の半歳は發足した新行政の活潑な展開が期待される。

特殊私有地は、全く封建制度の遺物で、所有者の權力は封建時代の領主同様であつた。警察、行政徴税への權利を持つは勿論、土地内に住む十七歳から五十歳までの男子に對しては一年に六十日の無償強制労働を課することも出来た。この制度は、元來、東印度會社末期に財政窮乏に陥り、その領地を個人に賣却したもので、爾來そのままの封建制形態を維持して來た。和蘭側でも本制度の弊を認め、一九一〇年以來賣收に努めてゐた。今回の改革は積年の弊を一舉に消滅させるもので、英、蘭兩支配に次ぐ日本軍政の特質を現はしてゐる。六月一日の軍政部布告によれば、一切の特別私有地は沒收されて軍に歸屬し、大農園形態をなしてゐるのは新たに管理人を任命して經營させ、小作地の形式のものは各縣廳をして管理せしめることになつた。對象となつた私有地は總面積四十九萬ヘクタールそこに住む者凡そ二十萬に上る。

次に、劃期的政策として擧げらるべきは、主作物管理公園の新設であらう。之は七月五日に公布の「栽培企業管理に關する布告第二十二號」に基いて設立されたもので、差當り管理されるのは規那コ

ーヒー、ゴム、茶の四企業である。その主旨は重要栽培企業の維持並に住民の生活保持を目的とするものであり、その爲に公園は管理栽培園に對する資金、資材の供給、生産品の貯藏、購入、販賣、また管理栽培園に準じて現住民栽培業に對する融資、生産品の購入或は生産を許可されない場合に對する維持費の貸與、その他技術的指導など廣範圍に亘りジャワ農業の再編成を擔當するに至つた。又砂糖は公園によつて管理されてゐないが、之は既に六月一日から企業統制が行はれてをり、適當の機會に管理公園に吸收される模様である。更に又烟草、カボックも近く管理企業種目に追加される豫定である。斯くて、ジャワの主要なる農企業は總て軍の計畫と必要に基いて統制され、更にその販賣に當つても宛も專賣制度の如き様相を呈することゝなつた。そのジャワ農業に對する役割が著しく大きい

經營別栽培園積(單位千英町)

栽培式	農民式	調査年度
甘蔗	四一二	一九三二年
咖啡	三二〇	(不明)
茶	三七〇	一九三〇年
ゴム	一、四三九	一九三一年
烟草	一、八一五	一九三〇年
椰草	一四〇	一九三〇年
椰草	四四六	一九三〇年

(備考) 根岸勉治著「栽培企業方式論」より作成。

ことは、即ち企業形態の栽培式農業の地位より見ても明かである。主要農産業にをける經營別栽培面積は上表の如くである。

之によつて生活を保證された労働者の數が數百萬に上り、住民の生活維持に大きな寄與をなすことはこの經營規模よりも容易に推察される。それとともに、從

米の輸出農産物を經營別に見れば、葉煙草と規那皮は一〇〇%茶は七七%ゴムは七〇%、珈琲は四〇%が夫々栽培式經營によつて作られたものであつた。本制度の創設はこの點に付ても適切な對策をなすものと云ふことが出来る。かくて管理公團の設置はジャワ軍政の中核として、産業再編成に重大役割をもつ政策の創案實施であることにあり、従つてその業績は今後の南方經營の基礎をなすものとして注目をあびてゐる。

更に、栽培管理に含まれぬ農産物に對しては、食糧管理事務所が設けられた。所長には管理公團に同じく天日産業部長が自ら當つてゐる。之は米、大豆、カサバ、澱粉、玉蜀黍その他軍政部の必要と認める重要食糧農作物の價格維持、生産者よりの買上げ及び拂下げ、共榮圈内各地への供出並びに貯蔵倉庫工場への干與、經營の事務を取扱ふものである。特に米は原住民の主食であるので、嚴重な管理がなされ、軍政當局では各地に掛員を出張せしめて、誠實な精米所を指定し、之に買上米の保管をさせることになつた。

(D) 自給態勢成るビルマ

飯田ビルマ方面軍司令官よりバ・モ博士に對して行政府組織の命が達せられたのは七月二十九日であつたが、早くも八月一日には次の如く決定し任命式が行はれるに至つた。

行政長官	バ・モ博士	森林部長官	タキン・ツン・オク
長官々房長	高野 謙	商工部長官	ウ・ラ・メイ
無任所長官	タキン・ミヤ	司法部長官	ウ・ウーン・アウン
内務部長官(兼)	バ・モ博士	土木復興部長官	バンドラ・ウ・セイ
財務部長官	ティン・モン博士	教育衛生部長官	ウ・バ・ウイン
農務部長官	タキン・ワン・トン	交通運輸部長官	タキン・バ・セイ

その後三十七縣の中十九地方知事の任命も終つた。行政實績を窺ふには尙時日の経過をまつ必要があるが、従來英人並の高級を喰んでゐたビルマ人官吏の俸給を今後は一律に職前の三分の一に切下げることと決定したのは、新行政府の壯なる意氣とその實踐力とに於て高く評價されてよいであらう。軍政部としては、ビルマ民生の向上策として米の増産、金融機關の改良に着手するは勿論だが、新構想としてシャン諸州の鑛物資源開發と各地の水力電源開發を採上げてゐるのは注目に値する。前者の第一着手として早くもハノイに至る全長一萬軒の鐵道建設二ヶ年計畫がある。發電十六ヶ年計畫はサルウイン河中流地區、タウンヂイ地區、サルウイン河(シャン中央及ケントレ州)地區、ウエリ河上流地區の四地區を指定、總工費六億一千萬圓を計上、タウンヂイ地區より着手のことになつた。日本各商社の活動は總て左の四組合の組織に包括されることになつた。

- 米穀組合（三井、三菱、日本棉花）
- 木材組合（三井、三菱、日綿、安宅商會）
- 物資配給組合（三井、三菱、日綿、安宅、三興）
- 物資蒐集組合（三菱、日綿）

ビルマ軍政の成果が注目される所以は、印度民衆に対する無言の示威たることにあり、從來に見られるビルマの政情より見て獨立態勢の整ふのは或は比島に先駆けるかとも考へられる。

二、英米蘭印加蘭勢力と佛印

延々二十二年餘に及ぶ英佛印蘭境制定の大業を完遂した蘭境制定委員会は、去る七日バンコック市チュラロンコン大學に於て盛大な閉會式を挙げ、その歴史的役割を終つた。顧れば昨年三月泰佛東京會談が英米蘭の策略を排して無事調印を見て以來本委員會の歩んだ途は、大東亞戰の前哨戰たるの意義に於て永く記憶されるべきであらう。今や經濟協定によつて結ばれたる兩國の地位は、英米蘭建設への礎石として新たな重要性を増してゐる。

(A) 對日貿易の経帯強まる佛印

昨年末以來交渉を進められてゐた日佛印間の本年度物資取決めは去る七月十八日成立し、サイゴン

に於て方澤大使とドクレー佛印總督との間に調印を了した。之は昨年五月六日に東京で署名された「日佛印關稅制度、貿易及びその決済様式に關する日佛協定」に基いた本年度の交易物資を具體的に取決めたものである。この結果佛印よりは、米穀は佛印内消費量を除いた残り全部、玉蜀黍及び胡椒も同様であり、その他牛皮、樹膠類、漆、桐油、ヒマシ油の工業原料品、及び亞鉛、硅砂、マンガン礦、タングスタン礦、燐灰石、ボーキサイト等の礦産品の對日供給の途が拓かれたわけである。一方日本より供給するのは工業製品並に織物類を主體とする二百四十品目である。

本協定によつて日佛印間の經濟的経帯は飛躍的に強化されることになつたが、問題は佛印側の輸入先切換へより来る困難である。一九三七年度の統計によれば、佛印の輸入品は六三%三迄が製品で、工業原料品は二四%五、食糧品は一二%二に過ぎぬ。而もこの過半は佛本國の供給で、最多額の織物（二三%七）、金屬製品（一四%二）、金屬類（八%八）に於ける日本の供給は、最高の織物も一%五で餘は數へるに足りない。かくて責任はかゝつて日本側の供給力如何にあると云ふべきで、この點よりしても日本産業の生産力増強が要請される。

(B) 日泰經濟の一體化

日泰間の結合は金融面を通じて著しく密接を加へて來た。前編に於て四月廿二日より實施された圓

及びバートの等價交換の意義を論じ、大部分が英磅紙幣を内容としてゐたバート發行準備の根本的改訂にまで進むべきことを豫想してをいたが、本期間に於いて之は實現された。即ち、五月二日には新協定を以て、日泰間の決済は圓を以てなすに決し、泰國と滿洲國及び中國、更に南方占領地域との間の支拂も亦總て圓貨によることとなつた。之によつて共榮國の決済通貨としての圓貨の地位が確定した。次いで六月十六日附の泰國官報を以て、日本圓貨が同國の法定準備金となることが發表され、同日より實施に移され、圓準備用として日本より泰國に對して二億圓の借款を供與することが六月十八日の日泰經濟協定により實現した。それによれば、二億圓を五年以内に提供することになつてゐるが泰國が借入れをなした時は借入金相當額を日銀に設けられた泰國大藏省名義の預金勘定に貸記され、泰國大藏省はいつでも本勘定より圓を引出してそのまゝ、通貨準備に充當するか、又は日本銀行より金を買入れることにより金準備に充て得るに至つた。

同時に公にされた「圓決済に関する日本銀行及び泰國大藏省間協定要綱」により、泰國は日銀に設定された預金勘定を通じて總ての爲替決済となすことに決し、七月四日の同國爲替集中制斷行と共に實施され、茲に日銀を中核とする共榮國の通貨及び決済機構は本決りとなつた。

第四節 新支那の通貨と物價

一、新支那幣制の統一

(A) 舊法幣の全面的整理斷行

新政府は六月一日附財政部布告を以て、遂に舊法幣の法的通貨性を剝奪し、爾後中央儲備銀行券のみを法幣と認むる旨を宣言するに至つた。財政部長周佛海氏は此れに先だつて、五月二十七日、その英斷に出でざるを得なかつた理由に就いて左の如き聲明を發表した。即ち、

「比年戰氣未だ熄まずして國民の困窮益々深まり、通貨は膨脹し金融は常を失ひ、物價は日に昂騰し生活の負擔は益々過重に趨けり。本部長は思ひてこゝに及び、毎に心中恐然たり。故に既定方針に基き、まづ中央儲備銀行の設立を促進助成し、準備確實なる法幣を發行し、以てこれが補救を圖らんとせり。」と先づ、敢て儲備券を發行するに至れる所以を述べ、次に「何んぞ料らん、重慶方面は戰局の推移に伴ひ、その戦力財力衰弊著しく、紙幣の發行處止するところなし。やむを得ず、まづ本年三月應

急の措置を採用して新舊法幣の等價行使を廢止し、一時的治標の計となせり。」と二百億を越える舊法幣の亂發が新舊法幣のパーリンク切離しの誘因となつた旨を指摘した。更に「然れどもその後舊幣の低落は益々顯著にして、ために民心動搖し經濟安定せず。速かに中央儲備銀行券による通貨統一を推進するに非ざれば効を治むるなし。仍て本部長は茲に先づ蘇浙皖、南京上海地區に於て中央儲備銀行券のみを法幣と認め、舊幣に付ては其の法的通過性を剝奪し、特に本部長の定むる場合に非れば之が正式使用を認めざるの方針を決定せり。」と儲備券による通貨統一が、經濟の安定延びては民生の安定にとつて喫緊の課題となり舊幣の徹底的廢除を目指し、積極的にその第一步を踏み出す旨を表明した。併し「舊幣は人民財産の寄る所にして、而も其の流通數量多きに鑑み、舊幣二に對し一の割合を以て全面的に中央儲備券と引換ふることを許す事とし、之がため必要な措置は關係法令と共に近く公布すべし。」と。

民生の安定を不動の目標とする新政府の通貨對策は、舊幣の全面的交換を二對一の比率によつて行はせる事となつたのである。

この政策の決定に伴ひ、租界進駐と同時に日本側によつて差押へを行つた重慶系四銀行の處理も決定された。即ち五月二十七日陸海軍の布告が發せられ、中國農民、中央の兩行は敵性顯著なるを以て

閉鎖（前者は表銀、後者は正金に夫々清算を委嘱す）中國、交通の兩行は改組の上業務を再開せしめることとした。但し後者二行にしても、今後の銀行券發行權を喪失せしめられた事は云ふ迄もない。かくて、豫め公告された舊法幣の全面的整理は、六月一日附財政部布告を以て愈々實行に移された。同布告は第一條に於て、「爾今中央儲備銀行券のみを法幣と認め、舊幣は特に本部長の定めたる場合の外これが、正式使用を認めず。」と宣言した。

爾れば中央儲備銀行は、一昨年十二月十九日の中央儲備銀行法により昨年一月六日に設立されたのであるが、同法と同時に公布された整理貨幣暫行辦法は、その第三條に於て、「舊法幣をも暫時等價を以て流通せしめる」旨を定めた。然るに大東亞戰以後、舊法幣の崩落再び甚しく、三月三十日新政府は新舊法幣のパーリンク切離しを行つた。先の整理貨幣暫行辦法第三條は、舊法幣の新法幣に對する等價規定を削除され、舊法幣は單に「特別なる事情あるものを除くの外、暫く流通せしめるもの」とす」と修正された。そして新政府の法幣對策は今回の布告を以て遂に、「特定の場合のほか舊幣の正式使用を認めず」といふ段階に突進したのである。

事故に至り又至らしむる途には新政府は日本側と協力し、その間公租公課の儲備券納入制、預金の新舊幣區別、各種代金、料金の儲備券建等に逐次種々の努力を拂ひ來つたことは云ふまでもない。こ

(一) 儲備券對舊法幣市中賣相場
(儲備券百元に對し)

五月十一日	二二〇
十二日	二二〇
十三日	二二〇
十四日	二二〇
十五日	二二〇
十六日	二二〇
十七日	二二〇
十八日	二二〇
十九日	二二〇

(備考) 何れも大引値段。

銀行従來の兩法幣交換レートを割るといふ具合であつた。

從來の儲備銀行の交換レートといふのは、パリリンク切離し直後の三月三十一日から建てられたもので、舊法幣百元に對し新法幣七十七元、市中相場の建て方に直して百二十九元八七といふレートであつた。儲備銀行は爾後約五十日間これを動かさなかつたのであるが、前述の如き市場の情勢に鑑み經濟界の安定を計るべく、實情に即した交換レートとして五月二十日から七十四元に切下げた。ところが、その日の舊幣市中相場は、更に安く、そのため交換レートは翌日には七十一元に再び切下げら

(二) 兩幣交換儲備銀行レ
ト及市中相場 (元)

舊幣 百元に對し	新幣 百元に對し	市中 相場	儲備 券百元 に對し
-------------	-------------	----------	------------------

三月卅一日	七二	二二九・六七	二〇〇
五月十九日	七二	二二九・二五	二〇〇
同 二十日	七二	二二〇・八〇	二〇〇
同 廿一日	七二	二二〇・八〇	二〇〇
同 廿二日	七二	二二〇・八〇	二〇〇
同 廿三日	七二	二二〇・八〇	二〇〇
同 廿四日	七二	二二〇・八〇	二〇〇
同 廿五日	七二	二二〇・八〇	二〇〇
同 廿六日	七二	二二〇・八〇	二〇〇

(備考) 市中相場は大引値段。

時に、「整理舊法幣條例」「舊幣回收詳細辦法」「民國卅一年金融安定公債條例」及び、「民國卅一年金融安定公債特種會計辦法」が公布せられた。

それによると、舊幣一に對し儲備券一の割合を以て、六月八日から同二十一日迄二週間舊幣の回収を行ふ。が、農民銀行券は除外せられ、中國、中央、交通の三銀行發行(今回は民國二十九年版以後のものも可)の舊幣(券面に上海以外の地名の記入あるものを除く)のみが交換に應じられる。尤も三

れた。以來、儲備銀行のレートと市中相場とは、第二表表示の如く競合ひの舊幣安を演じ、遂に廿六日には五十元に迄引下げられた。舊幣二に對し儲備券一といふ割合である。

茲に至つて五月廿七日財政部長の名に於て先の如き聲明が發表せられ、金融を調整し、治下民衆の生活を安定せしむべく、舊幣の全面的整理に乘出すに至つたのである。

(B) 二對一の全面交換

五月卅一日「舊幣整理委員會」が設立される一方、舊幣の整理に關し依據すべき法令として、六月一日附の財政部布告と同

銀行の舊幣にしても、提出額全部が備備券の現金に引換へられるわけではない。

即ち、詳細辦法によると、(一)金融機關(業として預金、貸出の業務を営むか、銀行、錢莊、銀號、信託会社をいふ)以外の所有するものと、(二)金融機關の所有するものと二者に大別される。そして(一)のうち(甲)一萬元未満の小口分については、指定銀行、錢莊に提出せしめ二對一の割合を以て直ちに備備券を交付する。(乙)一萬元以上の大口分については、指定銀行に提出せしめ二對一の割合にて備備券建預金とする。次に、金融機關の所有する舊幣に就ては、六月七日現在の舊幣手持高明細表を添附して、同十日迄に中央備備銀行に提出させる。而して、之も同じく二對一の割合を以て備備券に換算し、その半額を備備銀行に預金せしめる。が、法幣預金とするか、匯割預金とするかは預金者の自由である。割預預金の場合は當分現金拂ひを行はない(遅くも三ヶ月以内にはそれを許可する)代りに年三分の利息を付ける。法幣預金の場合は、早速現金引出しが許されるが、利息を付けない。法幣預金の隨時現金引出しが許される事は、備備銀行總裁談話の中に「預金の引出しは絶対に制限しない」と保證が與へられた。

右の如く、金融機關の所有する舊幣の半額は、備備銀行の預金とされるわけであるが、他の半額は民國卅一年金融安定公債の引受けに當てさせる。該公債は十五億元を限度とし、年六分の利率を以て

六月一日から發行された。金融安定公債條例は第十一條に、「本公債は隨意に賣買し又擔保に供することを得ず。但し、本公債を擔保とし中央備備銀行より借入れをなす場合はこの限りにあらず。」とその運用の制限規定を設けた。又財政部布告第三條は「正當なる事由ある時は、中央備備銀行において額面による擔保貸をなす」とこれを補足してゐる。

かくて、江蘇省、浙江省、安徽省、南京市、上海の中支三省二都市に於て備備券に依る舊法幣の回收が行はれてゐる時、六月十三日周財政部長は「區域を分ち早晚、逐次舊法幣の流通禁止を行ふ」旨の聲明を發し、日本側も亦財務官の談話を以て、「飽迄備備券による中南支通貨の統一を援護する」といふ意思を表明した。そして、既に五月二十二日以来、正金銀行上海支店の軍票對備備券交換建値を備備券百元に對し軍票十八圓丁度賣、同八分一買と決定し、右相場堅持のためには日支兩當局において十分の努力を拂ふ方針を闡明してゐたが、六月二十二日以降正金建値の賣買兩建値を廢し、賣買とも十八圓一本(但し、軍票取引銀行として指定されてゐる日本側銀行に對し、十八圓につき十六分の一圓以内の手散料を認む)とし軍票經濟と備備券經濟との一體化を強めた。又、同時に、從來軍票賣りだけであつて軍票買を行つてゐなかつた奥地の軍票交換所でも、備備券に對しては兩面交換即ち、軍票の賣買ともに行ふこととした。これによつて、奥地に於ても、軍票經濟と備備券經濟との一體化

が進められ、また備備券の供給面が、著しく擴大され、備備券の價值維持に資し、奥地經濟の備備券建を促進するに至つたわけである。他方、六月十七日以後は、日本側主要會社及び日本軍管理會社、六月十九日からは上海租界内主要華商も、興亞院の指導下に舊幣の受拂を停止し、備備券を以て此れに代ふる事となつた。

(C) 新支那通貨統一と日本の借款供與

大凡そ上述の如き準備を以て、新政府は支那の幣制史上劃期的なる舊法幣の使用禁止を執行したのであつた。即ち、新政府は六月二十三日「中央、中國、交通各行の補助券を除いた各種舊法幣は、一律にこれが使用を禁止する旨の「舊法幣使用禁止辦法」を公布した。而も、「これに違反した場合は、使用した舊法幣を沒收すると共に、理の輕重に應じ、違警辦法及び妨害新法幣治罪暫行條令によつて處罰」される。理由の重い方に適用される「妨害新法幣治罪暫行條令」は、昨年三月十三日に制定されたもので、その第二條に「故意に新法幣の流通を妨害し、或はその信用を破壞したものは、五年以上の有期徒刑並に五千元以下の罰金を課す」とあり、また第三條には、「新法幣の使用を拒絶したものは、三年以上十年以下の有期徒刑並に五千元以下の罰金を科す」と規定されてゐる。

尤も、前記六月十三日の財政部長談話にある如く、舊幣の回收が行はれた三省二市に於て一齊にそ

の流通禁止が行はれたわけではなく、又、舊幣の回收それに續く使用禁止は、前記三省二市に限られずその後更に南支及び武漢にまで及んだのである。回收開始日と流通禁止日とを表次すると、概略次の如くである。

上海	回收開始	六月八日	流通禁止	六月廿五日
南京	回收開始	六月八日	流通禁止	六月廿五日
江蘇省	回收開始	六月八日	流通禁止	六月廿五日
浙江省	回收開始	六月八日	流通禁止	六月廿五日
安徽省	回收開始	六月八日	流通禁止	六月廿五日
廣東省	回收開始	七月十日	流通禁止	七月廿四日
廣西	回收開始	七月十日	流通禁止	七月廿四日
漢口	回收開始	八月十日	流通禁止	八月廿四日
武昌	回收開始	八月十日	流通禁止	八月廿四日
漢陽	回收開始	八月十日	流通禁止	八月廿四日

磅、香港弗にまで及び、新政府の通貨統一は中南支軍援助の下、更に一步を進めるに至つた。加ふるに大東亞戰勃發と共に我が陸海軍當局に依つて差押へられてゐた前述重慶系四銀行のうち、中國、交

通兩行は嘗ての敵性稀薄なる故を以て、九月一日、中央儲備銀行傘下の一般商業銀行として更生、民衆の間に持たれてゐる兩行の信用から見ても、これら二行が、今後大いに新政府の幣制統一に資するところがあらうと期待されるに至つた。

現地に於てかゝる援助が與へられてゐる時、儲備券による通貨統一に對し能ふ限りの援助を與へ、新通貨制度の健全なる發展を計らんとする我方の努力は、更に昂揚して、一億圓の借款供與となつた。即ち過般來朝せる儲備總裁周佛海氏と日本銀行との間に七月二十八日借款契約が成立し、同日情報局から「今般帝國政府に於ては國民政府の要望に應へ、中央儲備銀行の發券制度の健全なる發展に資する爲、一億圓の借款を供與することに決定し、本日、日本銀行と中央儲備銀行との間に、右借款に關する契約の調印を見たり」と發表された。而してその借款契約の要綱は、次の如くである。

- (一) 日本銀行は中央儲備銀行に對し、五ヶ年を期限とし、日本通貨一億圓を貸付くるものとす。
 - (二) 中央儲備銀行は右借入金に對し、年三分五厘の割合を以て利息を支拂ふものとす。
 - (三) 中央儲備銀行は、期間内と雖も、隨時借入金を返済し得るものとす。
 - (四) 右期限は兩行協議の上更に延長し得るものとす。
- 現在儲備券百元は十八圓に當るから、借款額を元に直すと五億五千五百萬元餘となる。この借款を

供與せられたことにより儲備券の價值維持を始め、流通範圍の擴大、金融の安定に資するところ大なるものゝあると勿論であらう。

二、上海の物價問題

(A) 戦前戦後の物價動向

周知の如く、大東亞戰勃發と共に、上海租界内の物資は租界接收と共に封印され、四月一日からは租界内重要物資の移動制限が實施されたのであるが、舊幣の回收を前にして、上海を中心とする舊幣の動きは、例年になく異常な形を採つた。それは十月から二月に至る農産物出廻り期に奥地へ流れて行つた上海の通貨が、例年ならば舊正月の二月頃には上海の物資購入のため還流して來るのであるが今年はそのまゝ奥地に滯溜したのである。そして結局、上海に於ける舊幣の流通高は、昨年秋頃の約二十億元から半減して、回收當時には十億元位になつてゐたと云はれる。

斯の如き通貨移動と舊幣の奥地滯溜を見せたことは、上海に於ける舊幣安と奥地向け物資の缺乏に原因するものであり、それ自身上海經濟の新たなる變貌を示すのみならず、その後の上海經濟を規制する大きな要素となつてゐるのであるが、上海經濟の動きを示す一つの指標として、物價の推移を検

べてみよう。

前國定稅則委員會の編製せる指數により、本年四月の上海卸賣物價指數を見ると、第三表の如く一九三六年平均を一〇〇として二五九・六七、五月は三〇九五・五九となつてゐる。而して此の四月の

(三) 上海、卸賣物價指數

年	月	總指數	法幣購買力
一九三一年	五月	八五四・四五	一一・七〇
	八月	一〇〇八・〇九	九・九三
	九月	一一二九・六四	八・八五
	十月	一二五四・四五	七・九七
	十一月	一六五九・四五	六・〇三
	十二月	一六五〇・三三	六・〇六
一九三二年	一月	一六三三・八一	六・二二
	二月	一七三〇・二七	五・七八
	三月	二〇三三・九五	四・九三
	四月	二五九九・六七	三・八九
	(四月)	二八二九・一一	三・五五
	五月	三〇九五・五九	三・三三
	(五月)	三四三四・七九	二・九一

印は開相場指數

總指數を大東亞直戰前、即ち昨年十一月の總指數に較べて見ると、半年間に一・五五倍昂騰してゐるが、十一月の總指數をその半年前即ち、昨年五月の總指數に較べると、一・九四倍に當る。本年四月の開相場總指數を昨年十一月の總指數に比しても、その昂騰は一・七〇倍に止り、半年間の推移に見る限り、大東亞戰後騰貴率は寧ろ戰前より少い。

大東亞戰を俟たずして、上海物價の昂騰が甚しさを加へてゐたといふ事は、第四表に示す總指數の對前月比騰貴率に依つても、見ることが出来る。即ち、八月以後九月、十月ともに一〇%以上の騰貴で十一月の如きは三二%の暴騰を示した。蓋し、上海の物價は昨年七月末に發表された米英關による支那資産の凍結、それに續く在

(四) 上海卸賣物價總指數對前月比騰貴率表

年	月	總指數	騰貴率
一九三二年	一月	六九〇・二二	七・五%
	二月	六五七・六〇	八・〇%
	三月	七二五・八〇	八・九%
	四月	八〇三・九三	一一・三%
	五月	八五四・四五	六・五%
	六月	八六〇・〇六	〇・七%
	七月	九〇三・五八	五・〇%
	八月	一〇〇八・〇九	一一・六%
	九月	一一二九・六四	一二・一%
	十月	一二五四・四五	一一・〇%
	十一月	一六五九・四五	三三・三%
	十二月	一六五〇・三三	(〇・六%)
一九三三年	一月	一六三三・八一	(一一・一%)
	二月	一七三〇・二七	六・〇%
	三月	二〇三三・九五	一七・六%
	四月	二五九九・六七	二六・三%
	五月	三〇九五・五九	二〇・五%

(註) 前國定稅則委員會編製指數による。括弧内は低下率。

支外國銀行による外貨供給の甚しい制限、重慶備法幣安定資金委員會による爲替管理の強化を以て、既に、顯著な暴騰段階に入つたと云へる。言ふまでもなく、その様な物價暴騰の直接原因は、輸入の激減に基く物資不足と、それにまつはる思惑取引の横行に基くものであり、事實、上海港に於ける外國貿易船舶の入港噸數は、第五表の如く減少してゐる。即ち、昨年一月から十月に至る累月入港噸數の總計は、一昨年の五百二十三萬二千餘噸から三百四十九萬五千餘噸へと減少し、また昨年の方に就て見ても、資産凍結の行はれた七月を境とし前後各三ヶ月間の入港噸數は、四月、五月、六月の合計が百十四萬九千二百餘噸なるに對し、八月、九月、十月の合計は七十六萬七千餘噸へと激減を示したのである。

かくて、米英關による支那資産の凍結以後輸入は減少し、物價の昂騰を新たに刺戟し始めたのであり、最近の騰貴傾向もその淵源は資産凍結以來着々と培はれてゐたのである。そして大東亞戰後一時

(五) 一九四一年上海入港
外國貿易船舶數

月	艘
一月	二四七
二月	二五三
三月	二四三
四月	二四二
五月	二四七
六月	二四三
七月	二五〇
八月	二〇八
九月	二二二
十月	二二五
計	二、四九七
一九四〇年	二、三三三
一九三九年	二、三三三

(備考) 海關統計による。

(B) 上海の物價對策

上述の如き經過を背景として上海は今や貿易面に於ても通貨面に於ても、米英との絆を完全に絶たれ、今後は、大東亞國內の物資交流に與へられた役割を果す以外、自らを生かし得なくなつたのである。此處に至つて、従來の米英依存の租界を中心とする上海の經濟は、叙上の如き物價の騰勢に對し

物價は下落の兆を示し、昨年十二月及び今年一月の指數はそれぞれ對前月比に於て微落したが、併し舊法幣の下落が急潮を加へるに従つて、二月以降再び騰勢に轉じ、四月の如きは三月に比し二六%三といふ上昇振りを示した。

舊法幣の下落が目を追ふて甚しくなるや、茲に、通貨面から先づ何等かの方策の採用が切實に要求されるに至つた。無論その様な要望は上海のみならず、新政府治下の全般的な問題となり、かくて、幣制改革への歩みは三月以後急速に進められ、遂に六月に入つては八日からの舊幣回收、二十五日からの舊幣流通禁止にまで發展したのである。

でも、又物資の不足に對處しても從來見られなかつた新しい諸施策が採用されつゝある。

即ち最近國民政府が公布した物價條例を見るに、先づ五月二十九日の「安定物價臨時辦法」があり、七月三日付の「平定物價暫行條例」及び、「取締私鹽物價暫行條例」がある。従來の自由都市上海が、再編途上に於て如何に變貌しつゝあるかを見る爲、平定物價暫行條例の規定するところを見ると、次の如くである。

平定物價暫行條例(要旨)

- 第二條 各種物資は安定物價臨時辦法第二條を以て、(本年五月二十六日より二十八日に至る價格の平均を、二對一にて換算せるものを販賣價格の) 最高標準とし、當該地主管官署の評定または檢定非ざれば、變更するを得ず。
- 第三條 一切商品は非法空賣空買することを得ず。
- 第七條 各主要商品の卸賣及び小賣商人は、本條例公布後十五日以内に、該地名同業公會に加入すべし。非公會員は、何れの方式によるも各該當商品を賣買し得ず。
- 第八條 各商品の卸賣商人は、その販賣數量、在庫數量および地點、その見本價格を各該業同業公會に報告し、同業公會は當地主管官署に彙報するものとす。前項販賣數量の標準は、地方主管官署に

於て、當地事情を参酌して決定公布す。

第十一條 銀行錢莊および一切金融機關は、同業公會々員以外の者に對しては、個人團體を問はず商品擔保の貸付をなすことを得ず。

第十二條 銀行、錢莊および一切の金融機關は、商品擔保貸付の時、數量の多寡を問はず、該地主管官署に報告すべきものとす。

第十三條 銀行錢莊および一切の金融機關は、商品の賣買をすることを得ず。

右の如くして、商品の販賣價格は五月末平均價格の二分の一に定められ、主要商品の販賣及び商品擔保の資金借受けは、官署と密接に結ぶ同業公會の會員に限られ、一切の商品はその空賣空買が禁ぜられ、一切の金融機關は商品取引を禁ぜられたのである。尤も、價格に付ては、取締私擔物價暫行條例第四條に「價格變更の必要あるときは、同業公會より主務官署に理由を具請し、改訂の認可を求むべし。」と緩和規定が設けられてゐる。

これに續き、國府は七月四日「銀錢業商品擔保放款取締規則」を公布、以て、銀錢業の商品擔保貸付期間を三ヶ月に限り、而も貸付金額、擔保商品の所在場所等を同業公會を通じて主管官署に報告せしめる事とし、又、同時に公布された「主要商品同業公會業務規定」は、卸賣業者が同業公會を通じ

毎月の受入數量價格、販賣數量價格等を主管官署に報告すべきものと規定した。

更に、國府は八月二十一日付を以て、「金融機關管理暫行辦法」を公布し、先づ江蘇、浙江、安徽の三省及び、南京、上海兩市に即日施行した。これを以て國府は財政部を通じての金融機關取締りを一層強化し、金融機關の預金支拂準備金として、中央儲備銀行への預金を規定することにより、該行の中央銀行としての機能を更に擴大化し、以て金融統制の完遂を期する一方、第八條、第九條を以て、金融機關の投機的活動を封じ、物價の安定を期した。

(註) (第八條)金融機關は左に掲ぐる資金の供給のため、貸出その他資金の融通をなすことを得ず
一、有價證券その他商品の清算取引資金 二、買占め買溜め、その他投機の目的を以てする物件の購入資金 三、金融機關は自ら投機取引をなすことを得ず。(第九條)金融機關は營業のため必要な物件を收得し、又は債務辨済による擔保物件を引受くる場合のほか、動産(證券を除く)又は不動産を所有することを得ず。

右の如く、國民政府が中支特に上海を中心として懸命に物價對策を講じつゝある時、我が現地當局も此れに協力し、先述の通貨統一工作にも拘らず依然昂騰を續ける中支物價の抑制に乗出した。そして、日華共同にて、中央物價對策委員會が中央に設けられ、各地方には地方物價對策委員會が設置さ

れ、こゝに中支の物價對策機構が一元化し、日本軍の援助により、國府の各物價條例はその実行力を與へられることになつた。又、上海には特に上海物價對策委員會を設け、既に陸海軍、上海方面軍司令部、支那方面艦隊司令部、總軍經理部、七號出張所、興亞院華中連絡部、海軍武官府、特務機關、第一海軍經理部、憲兵隊、總領事館よりそれ／＼委員を出して幹事會を組織し、上海物價對策の一元的強行を企圖しつゝある。

斯の如く、現地各當局間に協力機運の動いて來た所へ、大東亞省の新設が決定したのである。これは中支の物價問題を中支のみの問題とせず、中支と交易ある共榮圏各地を合せて綜合的物價對策を當然實施するであらう。又、他地域との關係を離れて考へれば、同省の新設は我が在支活動の一元化、政戰兩略一致による支那事變處理強行策の前途であり、中支に於ける政治、經濟の復興、ひいては物價の調整も茲に至つて、愈々その成果を期待されることゝなつた。

第三部 共榮圏建設の基底としての日本經濟

第一節 戦時インフレ對策の進展

一、大東亞戰と歐洲戰

大東亞戰はビルマと比律賓全土との總定を以ては第一期を終り、愈々第二期戰の段階に入つたこと、第二期戰の主要目標は、地理的條件から考へて濠洲及び印度に置かれるものと想定されること、従つて當面但しこれが實現までには、諸種の情勢から推察して相當の日子を要すると見られること、これらがの東亞に於ける戰況は歐洲戰の活潑な動きに影響されるところが大きくなるであらうこと、これらが本年報の前輯を讀者に送つた當時、吾々の得た見透しであつた。そしてその後の戰況の推移は、この見透しが、大體に於て狂はなかつたことを證明してゐる。

前輯の本欄を執筆して以來今日までの間に、發表された主だつた戰況は、陸海兩戰を合せて、凡そ

四つを数へてゐる。一つは五月十五日に作戦を開始し、爾後約二ヶ月を経て七月十一日の温州入城を以て一先づ幕を閉じた浙贛戦である。この作戦は支那大陸に於て行はれたもので、南方作戦とは直接の関係はない。しかし、それが大東亞戦全體の上に持つ意味は、南方諸作戦に勝るとも劣らぬものがある。蓋しこれによつて米英が對日空襲作戦の基地と頼み、着々準備を進めてゐた重要據點を數多く失ふ結果となつたからだ。のみならず本戦開始によつて皇軍が抑へた地域は、浙江省と江西省とを横斷する浙贛鐵道沿線の一帯である。これがため重慶側は重要戰略資源の補給動脈を斷たれたことになつたわけで、それが抗日戦力を低下させ、間接的乍ら、延いては大東亞戦の完遂に寄與したところ決して少しとしない。

而も西に於てこの浙贛戦が正に醋であつたさ中に、東に於てはアリューシヤン列島への敵前上陸が敢行された。六月四、五日の兩日に亘つて先づ海軍航空部隊の手でダツチハーバーを初めアリューシヤン列島一帯に對して急襲が行はれ、續いて同七日には遂に陸海兩軍の協同の下に同列島の西部に位置するアツツ、キスカの兩島を攻略するに至つた。これは遠くアメリカの本土を攻略した最初のものとして注目される許りでなく、アリューシヤン列島を飛石傳ひに北方から我國へ空襲し得るルートを一舉に遮斷した點で、大きな意味を持つてゐる。

勿論かく洋上遙に長途の敵前上陸作戦を行ふに就ては、敵海上兵力の驅逐を伴はねばならぬことは常識を以てしても直ちに考へ得られるところである。そしてこれは單なる吾々の推測ではなく、現實の海戦となつて現はれた。我が海軍のミッドウエー強襲作戦がそれにはかならない。大本營發表によれば、ダツチハーバーを急襲したその當日、我が艦隊はミッドウエー島を強襲して、米國航空母艦二隻、甲級巡洋艦、潜水艦各一隻を撃沈し、飛行機百五十機を撃墜すると云ふ戦果を收めた。敵の防備嚴重な基地の強襲であつたため、我が海軍も航空母艦一隻喪失したほか航空母艦及び巡洋艦各一隻大破と云ふ損害を蒙つた。がしかし、これによつてアリューシヤンの戦果を完からしめ、海戦區域を西

太平洋から東太平洋に推し進めた點で、矢張り特筆に値する海戦と稱することができるであらう。のみならず、海戦に於ては、右に勝ること遙に大きいいま一つの戦果が、八月七—九日の間に附け加へられた。それはソロモン海々戦に於ける米英海軍聯合艦隊の撃滅である。これによつて、敵甲級巡洋艦九隻、乙級巡洋艦四隻、驅逐艦九隻、潜水艦三隻、計二十五隻を沈め、甲巡一隻、驅逐艦三隻計四隻を大破させる大戦果を挙げた。而もこれと同時に大型輸送船十隻撃沈、一隻大破と云ふ收穫がこれに加へられてゐる。この海戦は米英が皇軍に設定されたソロモン群島を奪回すべく來攻したこと端を發したと云ふ以外、詳しい經過は發表されてゐない。従つて本海戦の持つ作戦上の意味は明瞭

でないが、しかし次の點はこれを蔽ふことができない。即ち敵の失地回復が一局地と雖も不可能である事實を知らしめたこと、南太平洋の敵側防衛力が多數艦艇の喪失によつて弱められ、濠洲の孤立化が顯著になつたこと、の二つがそれである。

以上四つの戦闘を通じて看取される事柄は、我が國の戦路上の地位が一段と強められ、畿定地區防衛の體制から積極的に米濠への進攻體制に發展した點である。大東亞戰に於けるこの推移は、如何に高く評價してもし過ぎることはないと思ふ。しかし、それにも拘らず、大局から見ると過去三ヶ月の戦果は、まだ大々的な第二期戰の展開と稱するに程遠い。舞臺は歐洲戰の急發展と微妙な繋がりを持ちつゝ、徐々に轉換しつゝあると稱するのが妥當であらう。特に印度作戰に於て、この感が深い。

印度國內の情勢變化は、別項に述べる通りで、こゝに再説する必要を見ないが、現在印度の内紛は皇軍のビルマ並に東印度洋制壓を契機に、印度民衆の獨立運動を促進させたのが、大きな原因であること周知の通りである。しかしそれが今日の如き形を以て爆發したに就ては、他にも原因がなければならぬ。のみならず、今後それが何んな結果に發展するかの見透しは、英國の北阿並に西亞に於ける戦況の推移によつて左右されるところが最も大きいと考へられる。北阿では稱軸軍が西方から一舉にアレキサンドリヤの一步手前まで前進し、西亞では稱軸軍の北コーカサス平定によつて、聯合軍は

北方よりの重壓を愈々間近に感ずるに至つた。そのためイラン、イラク、エチプトの防衛線として、またそれらの兵站基地として印度の占める重要性は極めて高い。従つて印度問題の發展は、東方からする皇軍の重壓と共に、西部からする獨伊軍の進攻如何にかゝつてゐると稱してよい。

これと離れて、獨ソ戰の展開自體もまた大東亞戰に至大の影響力を及ぼすべき段階に進んで來た。ソ聯軍の敗退は、これと近接の位地にある我國に直接何等かの影響あるは多言を要しないが、之が對抗策として米英は餘儀なく對獨第二戦線の結成に進まざるを得ず、これが延いては敵軍の對日攻撃にまた何程かの影響を持つであらう。そして對獨第二戦線の結成は、既に豫想の時期を過ぎ、現實の時期に入つてゐると稱してよい。

大東亞戰と歐洲戰とは、かくして愈々共同の敵に對する各個擊破の形勢から、共同の敵に對する統一戦線の形勢へと移行しつゝあるやうに見える。大東亞戰には、對濠作戰の如く、勿論それ自體として獨立した作戰目標が存するであらうが、こゝ當分はまだ現在の形勢が持續されるであらう。

二、美英國建設の基本方針

しかし乍ら、大東亞戰爭が以上のやうに歐洲戰と密接な關聯を持つ形勢に變つたと云ふことは、決

して我國の戰爭完遂の爲の努力と、大東亞共榮國建設の希求とが弱められたことを意味するわけではない。寧ろその逆に、直接の戰闘による消耗が下火となつた結果、これらには一層の力が注がれつゝある。殊に注目を要するのは、東亞共榮國の新たな金融體制が、日泰及び日支の兩借款協定を通じて、その具體的輪廓を明かにした事であらう。泰國が大東亞戰勃發と共にその磅爲替本位制を離脱し、バートの對外價值を大巾に引下げて圓と等價にしたこと前輯に報じた通りである。が、これに續いて六月十八日、日本銀行は泰國大藏省に對して五ヶ年を期限に二億圓を限度とする借款を供與し、泰國側は必要に應じてこれを借入れて日本銀行に設けられた特別勘定（借款勘定）に預け入れ、或は金地金を以てこれを引出し得る協定を結ぶに至つたのである。この借款の直接的な意味は、當時發表せられた結城日銀總裁の談話に徴しても明かな通り、泰國に紙幣發行の準備を提供する點にある。それはまた借款の使途が、前述の通り日銀特別勘定への預入れか乃至は金地金の買入れにある事實に照しても容易に想像される。大東亞戰勃發の直前まで磅爲替本位制を採用し、紙幣發行準備の殆ど全部を磅爲替の形で倫敦に置いてゐた泰國としては、開戦後はそれに代る準備を別に求めざるを得ず、その方法は我國よりの借款を措いて他にはなかつた結果にほかならない。

しかし泰國がかくその紙幣準備を我國に求めたことは、圓・バート等價取極めと相俟つて、同國の

貨幣價值の安定を我國に委ねた結果となり、滿洲、北支等と同様に、完全に日本圓を通貨價值の基準とする地區に編入されたことを意味する。のみならず、この借款協定と同時に、日泰間にはいま一つの協定がつけ加へられた。圓決済に關する協定がそれにほかならない。それによれば、泰國大藏省は爲替集中制を採用し、これに基いて賣却又は買入れる圓爲替の受渡しは、日本銀行に設けられた預金勘定の貸記又は借記により、帳簿上だけで済まされることになる。これを平たく云へば、泰國が我國及びその他の東亞共榮國內諸國との交易によつて生ずる外國爲替の決済は、圓を以て、東京に於てなされるわけである。その結果、泰國の國內交易は、圓・バート等價協定と相俟つて、頗る容易になり、且その交易に計畫性を與へることも可能となつて来る。

日支借款協定も、その根本は以上の日泰借款協定と相似たものである。七月二十八日、日本銀行と中國儲備銀行（總裁周佛海氏）との間に同協定が調印せられた當日發表された協定の概要によると、日銀は儲備銀行に對し、五ヶ年期限を以て一億圓の貸付を爲す定めである。そして該資金は儲備銀行の信用を増大し、同行將來の發展に備ふると共に、日本銀行との資金關係を愈々緊密ならしめるために使用される旨、別に日銀總裁談を以て明かにしてゐる。本協定の概要にも、協定當事者の談話にもこれ以外借款資金の使用方法には別に觸れるところがなく、また圓決済に關する協定も別に結ばれて

わなない。この點日泰協定と些か趣を異にする。しかし圓貨を準備券の信用の基礎にしたことに變りはなく、またこの事實から、圓を對外決済の中心通貨たらしめるはかないことも、容易に想像し得るところだ。

この圓貨を通貨の基礎とする制度が泰國、中國のみではなく、共榮圏の他のあらゆる國にも採用されるに至ると、その結果はどうなるであらうか。それは大藏省原口爲替局長が、六月下旬に行つたラヂオ放送の次の一節の中で、巧みに説明されてゐる。即ち「共榮圏の豊富な物資は、これを大きな計畫に基づき、必要な時期に必要な場所に集めてこそ、初めてその偉大な力を發揮し得るのであるが、それにはカネが伴ふ。そこでこの物資と勞力との移動計畫を滞りなく實行するためには、旗振り役をつとめる日本圓により、東京で、一切の決済をせねばならぬ。これによると、圈内各地域は何れも東京に圓勘定を持つことになり、日本に賣る物資が多ければこの勘定に預金が溜り、日本から買ふものが多ければ、この勘定は借になる。我國はこれらの勘定の増減により、居ながらにして大東亞物資の動きを知り得る。圓を中心通貨とし、東京を中心決済地とする大東亞獨得の新方式の生命は、こゝに存する。」

勿論かかる體制が完備されるまでには、尙ほ問題が残されてゐる。その第一は南方占領地區及び佛領印度支那の金融體制が、何う決められるかの問題に外ならない。しかし七月二十三日の大東亞建設會議に於て決定を見た答申「大東亞の金融、財政及び交易に関する方策の概要」は、これに回答を與へてゐる。例へばその主要項目を掲げると次の如くである。

一、圈内各地域は夫々統治形態並びに政治經濟の實情に即し、適當な區畫により發券銀行制度並びに通貨制度を確立し、圈内各地域發券銀行の發行する銀行券を以て當該地域に於る唯一の法貨とし、その價值基準を日本圓にをくこと、

二、圈内各地域の通貨の日本圓に対する換算率は、大東亞の物資勞力などの綜合的計畫が效率的に完遂せられ得る如く公正にこれを定むると共に能ふ限りこれが堅持を期すること、

三、圈内各地域相互間の決済並びに圈内各地域の圏外に対する決済は原則として日本圓によるものとし、且綜合決済の方策を講ずること、

この大綱が共榮圏全體に行き互るまでには、恐らく相當の日子を要するであらう。が、現在軍政下に置かれてゐる勘定地域にまで、泰國、中國政府の既に採つたやうな金融、爲替政策が採られることは、かくして明瞭になつたわけである。

因より、これだけで問題が總て解決すると云はれない。金融制度の確立は飽くまで前提條件で、目

的はこれによつて東亞共榮圏の物資勢力の按分、配置を是正するにあり、この目的の達成には、獨り金融制度の確立みならず、別個の對策を要するからだ。そしてこの別個の對策とは、取りも直さず共榮圏産業の再編成の問題にほかならない。かくして問題は再び共榮圏經濟全般の再編成方針何と云ふ根本に立歸るのであるが、この點に就ても、大東亞建設審議會は注目すべき幾つかの答申を可決した。五月四日に決定した大東亞「經濟建設の基本方針」と、これに基いて同じく七月一日決定を見た「農・林・水・畜産に関する方針」、「交通に関する方針」、七月二十三日決定された「鑛業、工業及び電力に関する方針」等は、即ちそれである。

これらの一々をこゝに紹介する餘白はない。また右のうちには依然として抽象的な大綱に止まるものもある。がその中で、鑛工業に関する建設方針は、公式の發表意見としては最初のものであり、注目すべき内容を盛つてゐる。それによれば、我國の此の分野に於ける任務は、精密工業、機械工業、兵器工業及び化學工業に重點を置き、滿洲國は鑛業、電力開發、製鐵事業、化學工業等の基本産業を中心とし、支那は鑛業、製鹽業等の原料産業を主とし、而して南方は「差し當り鑛業並びに石油事業の振興にその重點を置くと共に、各種特産物の加工、處理に関する工業を興し、且逐次水力發電の開發に伴ひアルミニウム工業の擴充を期し、また同地の「輕工業は既存のものを整備するほか資源賦

存の狀況により逐次その發展」を計ることゝなつてゐる。

具體的にこの計畫を何う實施して行くかの段になると、まだ不明の點が多く、それらは總て今後の解決に俟たねばならない。そしてこの具體化は、資材、勞力、技術等の點から見て、決して樂な仕事ではない。更に船舶輸送力の不足が處理を要する焦眉の課題として一般の關心を集めてゐるのは周知の通りである。第八十議會に於て特に計畫造船に関する法案が提出され、産業設備營團が一定基準の下に一手に造船注文を發し、これを發註値段以下で民間船會社に讓渡する方針を採るに至つたのは、この船舶問題が如何に重要性を持つかを最も雄辯に物語るものと云へやう。そしてこの非常對應も、愈々實施されるのは勿論これからで、こゝにも具體化途上に多くの問題が生ずることゝ想像される。しかし乍ら、かく今後には問題があるにしても、方向は既に決められ、而もその前提條件たる共榮圏金融方針は早くもその半ばを具體化したわけだ。この意義は充分に評價されて然るべきであらう。

三、インフレ問題と金融統制の前進

以上によつて、表面に現はれた戦況は稍々小康の状態であるに拘らず、共榮圏經濟の確立は歩一歩と進められつゝあることを知つたが、これと同時に我國自體の戦時經濟も着々と強化擴充されつゝあ

る。来るべき決戦に備へて軍備を補充する必要は愈々加はりつゝあるし、共榮國建設にも亦益々多量の資材と努力とを要する筋合にあるからだ。これを数字的に示すことは出来ないが、財政支出の大きさは或程度までそれを窺はしめるに足りよう。試みに一般會計の國庫現計によつて毎月の歳出額を算定し、これに臨時軍事費特別會計所屬の公債發行高(大東亞戰爭債)を加へると、上掲表示の通りで、本年に入つて以来の同支出は、二月を例外として他の月は何れも十五億圓乃至二十億圓に達し、一

(一) 政府財政支出比較 (百萬圓)

十六年	十七年
一月	一月
二月	二月
三月	三月
四月	四月
計	計

四月の累計は六十一億一千八百萬圓に及んだ。昨年同期の同歳出は三十九億二千六百萬圓であつたから、今年はこれより二十一億九千二百萬圓、割合にして五五%の激増である。五月以降は一般會計の國庫現計がまだ發表されぬので、右のやうな計算は出来ない。しかし四月までと同様或はそれ以上の歳出増加が現はれてゐることは容易に想像される。五、六兩月の大東亞戰債の發行合計額(額面金額)が本年は二十七億八千萬圓を數へ、昨年五、六月の支那事變公債發行高に比して實に十一億八千萬圓、七三%八を急増してゐる事實によつても、このことは直ちに理解されるであらう。

かゝる歳出の激増は、勿論その半面に於てそれだけ物資・努力に對する政府需要の増大したことを意味するが、財政支出がこの物資・努力の支配を完ふするまでには、この歳出は流通界に購買力として投ぜられ、そこからインフレーションを激成する作用を生ずる危険性を伴ふことは、既に周知知られてゐる通りである。尤もかゝる危険を防止する爲の購買力吸收も可なり徹底して來た。本年四月から實施された増税は、その典型的な方策にほかならない。けれども此の種の直接的な購買力吸收のみでは不充分であることも明かだ。例へば政府資金の撒布超過の狀況を一瞥するに、本年一―六月の超過額累計は二十九億百萬圓に上り、昨年上半期より一舉十億三千萬圓を増加した。この撒布超過額は郵便貯金、簡易保險並びに郵便年金の掛金等が政府の引揚資金として差し引かれてをり、而もこれらは貯蓄獎勵によつて著しく殖えつゝある。従つてこれを別にすれば、政府資金の撒布超過額は右の數字よりもつと大きかつたわけである。そしてこの撒布超過額は、政府が租税その他の形で直接民間から引き揚げた残りの差額であつて、銀行預金その他の所謂國民貯蓄を以て埋め合せなければならぬ分である。これが埋め合せられなければ、結局日本銀行の公債背負

(二) 政府資金撒布超過額 (百萬圓)

十六年	十七年	比較増
一月	一月	100
二月	二月	100
三月	三月	100
四月	四月	100
五月	五月	100
六月	六月	100
計	計	100

(備考) 短期公債を含まず。

込みが殖えることになり、インフレーションの昂進を免れない。

これに對して、一方では直接物資の側に強度の規正が加へられ、生活必需品の如きは大半が切符制又は割當制を受けてゐる。この限り購買力は發動する機会が殆どなく、撒布されたものはそのまま貯金となつて還流される仕組みになつてゐるが、勿論暗相場の上昇は遺憾乍ら或程度までこれを免れることはできない。のみならず、過去四半期のインフレ現象として、特に注目されるのは、株價の昂騰であつた。株價は大東亞戰の勃發と同時に、それ以前約一ヶ年に互る沈滞期を脱して一舉に昂騰を演じたが、本年二月以降に至つて稍々反落のまゝ落付きを示してゐた。これを東洋經濟調査の産業株三十種平均指數(昭和六年十二月十日一一〇〇)に就て見ると、昨年十二月初の一八一・九が同月末には二〇八・四、本年一月には更に最高二二五・二に上つたが、續く二、三、四、五の四ヶ月は最高でも二〇六を出でなかつた。然るにこの安定状況は六月に入つて急騰模様になり、七月には最高二一九・二と一月の高値を抜くに至つた。この位置は一月下旬の最低に較べると八%九の上昇に當つてゐる。勿論この騰貴率はまだ昨年十二月に於ける暴騰に比較すると、決して高いものではない。が、しかし本年四月からは増税によつて分類所得税及び綜合所得税が相當引上げられ、株式の利廻りは従つて低下した。これを考慮に入れるならば、今回の騰貴は蓋し右の比率に現はれたところより、遂に急激で

あつたと云はなければならぬ。

株價にかく急騰が現はれたに就ては、固より種々の理由が考へられる。その第一は株式の相對的不足から來るもので、それは最近の資本發行の内容を一瞥すれば明かになる。例へば日本銀行の調査によつて本年一―五月の拂込金を見るに(六月以降は發表中止)、株式拂込は十億四千萬圓で、去年同期より一億一千五百萬圓(一二%四)の増加に過ぎず、一昨年

(三) 一―五月拂込金調(百萬圓)

	十五年	十六年	十七年
國債	三、五七〇	四、八一五	五、五九〇
地方債	一九三	一四三	一四九
社債	九四九	一、四三三	三、〇〇三
株式	一、〇三三	九三三	一、〇〇〇
計	五、七四四	七、三〇四	八、七六八
滿洲支關係	二九〇	四八三	三三三
總計	六、〇三四	七、七八七	九、一〇一

(備考) 日本銀行調。何れも借替發行分を含む。

より一億一千五百萬圓(一二%四)の増加に過ぎず、一昨年の拂込と較べるなら殆ど殖えてゐない。高率の配當支拂を要する株式資本より、低利の社債が歡迎せられたためであるがその結果株式過少の傾向を生じたことは争はれない。これと關聯して第二に、この株式不足は増資、未拂込徴收の必要を漸く痛感せしめるに至り、爲めに増資、未拂込徴收を見越した思惑買が擡頭するに至つた。

第三に、各種救濟資金の放出増加が擧げられる。救濟資金の放出は今に始つたわけではなく、事變の勃發後間もなく開始されたが、しかし大東亞戰後に於ては中小商工業の徹底的な整備が斷行され、その金額も従つて多くなつて來た。加ふるに重點主義の強化から、産業設備營團其他に遊休設備の買

上げられるものが次第に増しつゝある。商工金庫、庶民金庫及び産業設備營園等の資金放出状況がこれを如實に物語つてゐる。然るにこれらの救済資金は、従来の轉業資金と異つて新に投資先を見出す餘地がなく、勢ひ國民貯蓄に向はざるを得ないが、その中には利廻りの關係から、株式購入に投せられるものも多からざるを得ない。殊に中小商工業者の如く、その救済資金も少く、止むなくこれを高利廻りに運用する必要の多い方面に於て、かゝる傾向が強くなつて来た。これが株式價格を引上げるいふ一つの有力な原因をなしたのである。

株價の昂騰には凡そ以上の如き理由を認め得る。がしかし、これを綜括すれば、矢張り過剩購買力の株式投資への集中と云ふことに歸着するであらう。言葉を換へれば、インフレーションの一つの發現形態にはかならないのである。

これに對しては、勿論直ちに應急策が講ぜられた。保險会社の如き大量の株式を持つものをして賣出動を行はしめ、或は賣買取証書を引上げて投機を防止した如きその一例である。そしてこれらは或程度効果を奏して、株價は七月半ば頃以降、再び安定の様相を呈してゐる。けれどもかゝる對策は寧ろ末梢的で、根本は株式投資に集中する以前に、過剩購買力を他に吸収することになければならぬ國民貯蓄の奨励が益々重要性を持つて來たわけである。そしてこの方面には、引續いて色々の工作が

施行された。全國金融統制會並に業種別金融統制會が七月一日から應々活動を開始したのである。各金融機關をして貯蓄目標を個々に設定せしめ、これを基準に預貯金の吸収に一段と力を注ぐに至つたのは、その一つである。

更に此處に集められた資金は之を極力公債消化に向け、不急の貸付その他の運用を避ける意圖から、各種金融機關の公債消化目標を急に高める計畫が實行された。即ち新聞の報ずるところによると、普通銀行は本年度増加預金のうち五〇%乃至六〇%（前年度は約三〇%）、地方銀行は同六〇%（前年度五〇%）、貯蓄銀行は同七五%（前年度七〇%）、生命保險は今年度増加資産の六〇%（前年度四〇%）、信託會社は今年度金銭信託増加高の三〇%（前年度二五%）の比率に決められたのである。かくして民間の金融機關は愈々大藏省預金部と同様に、預金集中機關に過ぎぬに至るものと考へられる。

金融機關がかやうにその預貯金を最高限度に公債消化に向けるとすると、そこから直ちに一つの疑問を生ずるであらう。それは、金融市場が梗塞を來した場合、金融機關は忽ち手詰りを生ずる難點である。長期資金を吸収する生命保險、信託會社にあつては、此の種の心配は殆ど無用であらうが、少くとも普通銀行に於てはそれが問題となる。固より従來とて、かゝる場合がなかつたのではなく、而してその際には日本銀行より貸出を仰いだ。けれども當時のそれは寧ろ異例であつたが、右の如く公

債消化割合がまると、今後はこれが常態とならざるを得ない。こゝに日銀の我が金融市場を占める位置が質的に變化したことを認めなければならない。去る第七十九議會で日本銀行法が成立し、日銀の持つ機能が著しく擴充されたが、その狙ひの一つは、またかゝる金融市場への支配力の強化にあつたことも既に周知知られてゐる通りである。この支配力強化が愈々具體的に表面化しやうとしてゐると云へるのであらう。インフレーションの防止から出發して、いまや我が民間金融機關全體が日本銀行の傘下に入り、強力な統制を受けるに至つたわけで、蓋し戦時金融上に一時期を畫するものと稱しても過言ではあるまい。

戦時インフレーションの防禦は、今日までの實驗が示すやうに、一、二の方法のみを以てこれを完了することは出来ない。戦時には経済力の許す限り、あらゆるものが戦備の爲めに動員され、而もその動員の量が大きくなつて行くのを常とし、従つてインフレーション昂進の危険も強まる道理でありこれに處する對策にも亦今日とは異つたものがつけ加へられねばならぬであらう。しかし、以上に見た民間金融機構そのものゝ新たな戦時體制は、その際に於てもかなりの役割を果し得るであらう。

第二節 再編過程の産業界

一、統制會設立と其の背景

(A) 第二次指定關令漸く公布

政府は、去る八月四日、重要産業團體令第二條の規定に基き、輕金屬、化學工業、ゴム、皮革、油脂、綿スフ、絹人絹、羊毛、麻の各事業に對し、統制會設立の第二次指定を關令を以つて行つた。うち輕金屬、皮革等には、既に設立命令が發せられたが、其他の事業に就いても近く會員の指定と同時に設立命令が發せられる筈である。

従つて、我國經濟新體制の基軸たるべき重要産業の統制會は、第一次に指定された鐵鋼、石炭、鹽山、洋灰、電氣機械、産業機械、精密機械、自動車、車輛、金屬工業、貿易、造船、鐵軌の十三業種と共に愈々二十二の事業に實現を見、刻下の重要産業を殆ど網羅することになつた譯だ。かくて、今後の國民經濟の運営に對し、統制會がその基軸として極めて重大な役割を持つに至つたのである。

周知の様に、第二次指定に含まれる事業は、早くから明にされ、今年初には開令指定となる筈であったが、その後關係官廳の所管争ひから徒らに遷延し、前記の如く漸く八月四日に至つて指定されたのである。かゝる指定遅延の直接的原因は化學工業、油脂を統る官廳間の相剋が依然絶へなかつたこと、今一つは纖維統制會の構想につき、官民共に容易に意見の一致を見るに至らなかつた爲である。では、第二次指定が公布されるに際し、右の問題點が、何う解決されたか、之を次に見よう。

(B) 纖維・油脂・化學工業統制會問題の解結點

纖維統制會 纖維統制會は結局、綿スフ統制會、絹人絹統制會、羊毛統制會、麻統制會の四統制會を設けることに決定し、同時に、これと別個に、纖維製品の配給統制機關として纖維製品配給協議會を強化し、四統制會とこの配給協議會を構成員とする纖維統制協議會を組織し連絡調整に當らせることになつた。纖維統制協議會は現在の纖維需給調整協議會を發展的解消せしめて新しく設立するものだが、同時に、この協議會には滿洲纖維協議會及び在華紡績同業會を客員として参加せしめる筈だ。これは大東亞共榮圈内に於ける纖維産業統制の合理化を圖る目的に外ならぬ。尙ほ、纖維統制會は、その設立に當つては各部門とも現機體に於ては準備が出来てゐるから、設立の完成は比較的圓滑に行はれる見込だ。

化學工業統制會 問題の化學肥料は、結局農林省側の主張通り肥料部會を設けることになつた。従つて、化學工業統制會は右の肥料部會の外に硝酸、硫酸、曹達、カーバイド、有機合成、石炭乾溜を加へた七部會を以つて構成する。かゝる綜合統制會の下に部會を設ける組織は他の統制會には見られぬ特異の存在である。而して、當統制會自體の主管官廳は商工省であるが、肥料部會に關しては農林省が實質的に指導に當る。即ち、肥料の生産割當並に増産計畫の立案等は従來通り農林省がこれを行ふのである。

油脂統制會 油脂工業の原料たる大豆、魚油、鯨油、菜種、落花生等動物油脂及び其の原料は全部農林省の監督下にあるばかりでなく、製造工業方面でも食料油は農林省の管轄下にある。此處に農林、商工兩省間との相剋の原因があつたのだが、商工省が原油部門並に食料油の統制會への包括を斷念することに依つて問題が解決し、油脂統制會も第二次指定に加へられるに至つたのである。従つて原料部門並に食料油は油脂統制會から除外し、硬化油以降の油脂製品のみが統制會に包括される。即ち硬化油、硬化蠟、脂肪酸、グリセリン、石鹼、人造バター、塗料等が統制會に入るのである。原料部門と食料油は農林省指導の下に帝國油脂統制會社を設立し、これの統制下に置くが、硬化油以降の操業が順調に行くか、行かぬかは、帝國油脂の原料供給如何にかゝるわけで、統制會と帝國油脂との

今後の連絡調整が業界最大の關心事となつてゐる。

(C) 統制會に課せられた今後の問題

右の如く、第二次指定を繞る問題點は、とに角解決し閣令公布の運びに至つたわけだが、この解決が商工省の譲歩にあることは注目されねばならぬ。即ち、統制會の育成強化に對し、商工省側は積極的態度を持してゐるに反し、他の産業者は極めて消極的だ。このことは、目下問題となつてゐる統制會への各省の權限委譲に就いても云ひ得ることだが、統制會の前途に一つの暗影を投じてゐる。

それといま一つ、第二次指定と關聯して検討を要することは、第二次指定に包攝される豫定の倉庫業が除外されてゐることだ。陸上小運送業及び港灣運送業等倉庫業と密接な關係にある運送業が何れも國家管理を行つて居り、また、假に倉庫業に統制會を設けて、此等と連繫をとるとしても統制會は經濟行爲をなし得ない立前となつてゐるから、物資保管に關し一元的計畫保管が期待されない。だから倉庫業に統制會を設立することは取止めて、いま一段と高度の統制を行ふ爲めに、營團的統制形態をとる、と云ふのが關係當局の意圖らしい。

かくて、此處で吾々が重視せねばならぬことは營團と統制會との關係だ。云ふまでもなく、營團は株式會社と云ふ企業形態を否定するものであつて、統制會はこれを認めるものであるが、何れが我が

産業界當面の任務を最高度に遂行し得る形態かと云ふ問題である。

(D) 統制會と營團の分野

統制會か營團かの問題は、今後の我國産業再編にとつて根本的な課題であるから、此處で一應吾々の見解を明にして置かう。

今日行はれてゐる統制會に對する非難と營團擁護論との中には、勿論傾軋に値するものがある。その一つは、統制會そのものも本質に基礎を置く主張だ。周知の通り統制會は、自治的統制と官僚的統制の失敗から案出された官民一體の統制機構であつて、從來の多數決的運營を排し、會長に強力な指揮權を一任して統制的運營を行ふものである。つまり、株式會社による企業形態を變革することなく寧ろ、株式會社の長所を生かして、國家目的を達成せしめんとするものだ。

然るに營團（經營團體）は、國策會社制度に對する不満から案出されただけに、從來の株式會社と云ふ企業形態そのものを否定する。即ち、國家の間接的經營の下に、營利本位の經營によらず、國策を遂行する目的から議決機關たる總會の制度を認めず、理事機關に依つて運營される。その中には資本と經營とを分離する傾向が顯著に示されてゐる。

右の相違を更に敷衍するならば、次の如く云へるであらう。即ち、統制會の會員たる諸企業は殆ど

すべて株式組織に依つて經營されてゐるが、株式會社はその本質上營利主義に依つて支配されるものだから、如何に國家又は社會のため緊急なる事業であつてもそれが營利主義に適合しない限りは勢ひこれを顧みぬ傾向を持つは免れ難い。従つて、統制會的産業運営が如何に國家第一主義であつても、その基本たる會員が、株式會社組織であつては、戰時經濟の建設擔任者としては不適當である。然るに營團においては、かゝる缺點が除かれると云ふ結論になる。

以上が統制會の本質に對する非難の根本的なものである。この非難に俟つまでもなく、吾々も亦、營利本位の經營の弊害が、統制會的方式の下に於ても現はれてゐることを認めざるを得ない。しかし乍ら、營利性を根底から否定するなら格別、さうでなければ、この非難はまだ必ずしも直ちに統制會を全面的に否定し去る理由とはならない。こゝに改めて述べるまでもなく、今日の株式會社は既に營團的色彩を具備して來た。特に、それは會社經理統制令實施後に於て云ひ得る。そしてこの變貌した株式會社の職分に、更に強烈な國家的性格を賦與し、民間産業界がその創意と責任とを以つて自主的に國策に協力すべき途を開くのが、即ち統制會の任務なのである。

のみならず、隨つて營團の本質を考へるに、それは營利性を考慮外に置く結果、また弊害も免れな

い。營團に近い性質を持つ國策會社の現状はその適例であつて、この種の會社が殆ど何れも、頗る能率の舉らぬことは、今日既に周知の事實である。現在までに設立された營團が、株式組織を以て營ま

れてゐる一般の製造事業には及ばず、専ら民間事業を以ては行ひ得ない事業或ひは交通の如き公益性を持つ事業乃至は強度の統制を要する物資の流通を司る事業等に限られてゐるのは、民業壓迫を避けると云ふ意圖のほか更に、かゝる國策會社の非能率性に鑑みるところがあつた結果でもあると見られる。統制會と營團とは、かくしてその目的とする分野に、根本的な相違の存するところを見逃してはならない。

二、上期の事業會社業績悪化

(A) 利益率、配當率共に低下

毎半期毎に發表される我社調綜合會社業績は、各方面から色々な意味で注目されるものだが、その發表は可なり遅れるのが常である。そこで、逸早くこれを明かにする目的から、作成に非常な手数を要する貸借對照表の綜合計算を除き、取敢へず利益率と配當率の變化だけを綜合して、本年上期の會社業績を検討してみることとした。尙ほ此處で云ふ上期とは、去る三月、四月、五月の三決算期を指し、その調査の範圍は二十七事業、二百四十四會社である。

先づ償却金控除後の上期利益金は六億六千九百萬圓で、之を昨年下期に較べれば六千四百十萬圓の増加、前年同期に對比すれば七千九百萬圓の増加となる。しかし他方拂込資本の増嵩から、對平均拂込資本利益率は十六年上期の一七%〇七から同下期の一六%三八を経て本年上期には一五%七四に低下した。各社の決算方法の變化のため、全會社を通じて償却前の利益金を明かにすることが出来ないので、こゝでは便宜上償却後の利益金を採用したが、それにしても、業績低下の傾向がこゝに示されてゐると見てよからう。

配當率も亦低下傾向を示してゐる。即ち、本年上期の配當率は八分三厘で、これを昨年下期に較べると一厘二毛の減配となり、前年同期に比較しても五毛の低下に當る。たゞ、此處で若干説明を要する點は、昨下期の配當率八分四厘三毛が昨年上期に對して七毛の上昇となつてゐることであるが、それは、主として日本發送電が從來の政府保證四分を六分に引上げた結果であるから、日發の増配に振向けられた金額(六百六十四萬三千圓)を控除し、日發の増配なきものとして計算すると、昨下期の平均配當率は八分二厘四毛となる。

右に依つて吾々が知り得たことは、昨年七月下旬の對日資産凍結から大東亞戰直前までの、云はゞ我が産業界が極度に悲觀された昨下期の業績よりも、本年上期業績の方が悪化してゐると云ふことだ。つまり、本年上期決算には、大東亞戰の好影響よりも、それ以前に於ける悪影響の方が一般により大きく現れたわけである。

(B) 事業別に見た利益率の検討

十六年下 十七年上 比較 同率		十六年下 十七年上 比較 同率	
低下せるもの			
金銀業	二二・三三	一〇・四五	一七・七五
造船業	一八・九三	一八・五三	〇・四〇
造船業	一五・七四	一五・〇〇	〇・七四
肥料事業	二〇・七六	九・一一	一五・六五
青連工業	二一・五六	九・六八	一五・八八
化學工業	三三・三三	三二・八八	〇・四五
製紙業	二一・六六	一一・九〇	一〇・四五
洋灰事業	九・八三	九・六三	〇・二〇
人相人業	一一・二二	一〇・八六	〇・三六
海運業	一八・六四	一八・四九	〇・一五
海運業	三三・七九	三三・九〇	九・八六
海運業	一六・七七	四・〇〇	二一・九七
其他業	二四・二六	二二・六四	二〇・五三
上昇せるもの			
石炭業	一五・〇七	一五・七六	〇・六九
石油業	三三・九六	三六・二八	六・三二
金銀工業	二四・一九	二四・四三	〇・二四
機械製作	三三・八三	三三・〇〇	一・六三
織造業	一七・六四	一七・九〇	〇・二六
紡績業	二一・六一	二一・三〇	五・八九
製糖業	三三・八三	三六・〇八	六・二五
其他食品	三三・〇〇	三六・〇八	六・二五
電力業	七・五八	八・〇三	〇・四五
瓦葺業	二四・二五	二四・八四	〇・五九
鐵道業	二〇・七七	二〇・五三	〇・二四
運輸業	九・七九	九・五三	二・二六
草業	三三・七五	三三・二二	〇・五三
取引所	八・〇〇	一〇・三三	二五・三三

だが右は全事業を綜合した成績であつて、これを各事業別に検討すると、その事情は各々異なる。事業別に上期の利益率を昨年下期に較べると第一表の如くだ。表示の如く利益率の低下せるものゝうち、最も目立つもの

業の持株讓渡益による増配の爲であり、運輸通信のそれは大日本航空の増配に基く。

要するに、全體として見た上期業績の低下は蔽ふべくも無いが、この原因の一つとして、此處に強調して置かねばならぬことは、最悪期と目された昨年下半年には未だ原材料のストックが残つてゐたのだが、本年上半年に至つてそれ等の減少が目立つて来たことだ。この見地から行けば、この下期業績は低下すればとて、決して好轉するとは見られない。問題は南洋資源の確保が何時頃から、どの程度現れて来るかだ。吾々はこの點への期待を慎重なる態度を以つて検討せねばならぬ。

三、海洋漁業の新體制實現

(A) 帝國水産統制會社の使命

水産新體制は愈々實行の段階に入つた。去る五月二十日、國家總動員法第十八條に基く水産統制施行規則が公布され、これによつて水産統制の方式が決定されたが、海洋漁業統制會社を一事とするか數社とするかといふ點に就ては、水産統制令は多分の融通性を殘してゐた。そしてその後、この點につき農林當局と業者との間に折衝が行はれてゐたが、漸く八月十九日に至つて、當局と業者との意見が纏り、ついで九月八日それら五つの統制會社の設立命令が發令、更に十一日には、それらの統制會

社の設立委員が任命された。

決定した設立方針によると、先づ帝國水産統制會社(資本金五千萬圓)が、日魯漁業、日本水産及び大洋捕鯨等からの冷蔵冷凍運搬船の現物出資と海洋漁業者等からの現金出資を以て設立される。この會社は日本内地に根據を置く海洋漁業の一切を統轄する中樞機關で、次のやうな業務を營む。

(一) 船舶及び設備の貸付 帝國水産は毎年の生産計畫を樹て、これに則つて總ての海洋漁業用船舶及び設備につき運營の方針を樹てると共に、この方針に従つて海洋漁業者に漁業用船舶及び設備を貸付ける。帝國水産は、必ずしも船舶及び設備の全部を所有する譯ではないが、海洋漁業者から船舶及び設備を徵借して、これを貸付けることが出来るのである。これによつて船舶及び設備の重點的利用が出来るやうになるが、かやうなことは、從來の如く個々の會社が競争關係にある場合には到底實行困難で、この點、今回の水産統制の眼目ともいふべきである。

(二) 水産業用資材の配給 毎年の生産計畫に即應して、海洋漁業に必要な資材の重點的一元配給を行ふ。

(三) 水産物の買入及び販賣 海洋漁業の生産物を一手に買取つて、これを販賣する。そのため、現在の海洋漁業者及びその販賣事業を一括して帝國水産が繼承する。

(四) 製氷、冷蔵、冷凍事業 現在海洋漁業會社が經營しつゝある製氷、冷蔵、冷凍事業を一括して繼承し、これを經營する。

(五) 其他 水産業への投資及び融資を行ふ。

而して帝國水産の社長には有馬頼寧氏、副社長には現日魯副社長眞藤慎太郎氏、専務理事には現日水専務西村有作氏がそれ〴〵就任するものと見られてゐる。

(B) 海洋漁業會社は四本建

次に、問題の海洋漁業統制會社は、差當り四つに分けて設立されることとなつた。農林當局の原案では、露領利権漁業、底曳網及び海洋鯨魚漁業を除く全海洋漁業の單一統制會社を設立することになつてゐたやうだが、業者側、特に林業商店の頑強な反對があつたので、「差當り情勢の推移並に評價上の困難等に鑑み、時局下苟くも業者の混亂停廢を見るの虞なからしめる爲」次の如き漸進的方法を採ることとなつた。即ち今回は第一次整備統合に止め、日蘇漁業、北太平洋漁業、日本海洋漁業、西太平洋漁業の四統制會社(何れも假稱)を設立し、更に機を見て第二次統合を行ふことになつた。第一次統合に於て設立される海洋漁業統制會社の内容は次の如くだ。

(一) 日蘇漁業株式會社 日魯漁業を中心とし、これに荻布(個人業者)、佐野(個人業者)の露領

漁業關係會社を統合して設立する日蘇漁業は、國家權益を代表する特殊的性質を有するから、この會社の株式の一部を帝國水産が所有することになる筈だ。而して、この會社の設立委員長には太平洋漁業(日魯の子會社)専務原辰二氏が任命されてゐる。

(二) 北太平洋漁業統制株式會社 日魯、太平洋漁業(日魯系)、北千島水産(日魯系)、北日本漁業(日魯系)、日本蟹罐詰(日魯系)、北洋蟹罐詰(日水系)並に林業商店及び敏提水産(林業系)の北千島

における並行定置漁業を統合して設立する。設立委員長には日魯の社長平塚常次郎が任命された。

(三) 日本海洋漁業統制會社 日本水産、北洋捕鯨(日水、林業、極洋捕鯨の共同)、日之出漁業(日水系)、共同漁業(日水系)、高砂漁業(臺灣銀行系)を統合して設立する。これは日水の發展的延長と見てよい。地域的には南洋から北太平洋に互り、トロール漁業蟹工船及び捕鯨を營む。設立委員長に

は日水社長田村啓三氏が任命されてゐる。

(四) 西太平洋漁業統制株式會社 林業の漁業關係事業(造船機工業以外の事業)、太平捕鯨(林業系)遠洋捕鯨(林業系)を統合して設立する。設立委員長には林業商店の中部幾次郎氏が任命された。

以上の如く、日蘇漁業は日魯の利権關係事業を中心に統合し、その他の三統制會社はそれ〴〵日魯日水及び林業の現在の事業に統合される。極洋捕鯨及び鮎川捕鯨(ともにスマトラ拓殖系)は現在の

特殊な事情を考慮して一應今回の統制から除外され、また、右の海洋漁業統制会社に属さない底曳網漁業及び海洋鯉鱈漁業も、第一次統合からは除かれる。これらは、小さな業者が多数（底曳網漁業は業者約八十、海洋鯉鱈業者は百二、三十）存在するため、これを一舉に統合することは困難なので、今後時宜に應じて「適當にこれを統合する」ことになつてゐるものである。

以上が第一次の統合方針であるが、これが完成した後には、第二次の統合を行ふことになつてをり。その場合には露頓漁業を営む海洋漁業統制会社、母船式及び汽船捕鯨業を営む海洋漁業統制会社、其他の海洋漁業を営む海洋漁業統制会社の三本に統合される筈だ。

扱て、設立命令によると、帝國水産統制会社の設立期限は今年十二月末、海洋漁業統制会社のそれは來年三月末とされてゐるが、當局としては、遅くも年内には全統制会社の設立完了を見たい意圖である。これら会社の設立が遅れば、來春の出漁にも影響するからである。それらの統制会社の設立に關して今後問題になる主な點は新会社の重役の選定及び新会社へ出資すべき財産の評価であるが評價に關しては、近く評價委員會が設定され、これが査定に當ることにつてゐる。尙ほ帝國水産統制会社には四分の配當保證が行はれるが、然し、海洋漁業統制会社には、損失補償も、配當保證も行はれない。

第三節 質的擴充對策を繞る勞働事情

一、勞働能率増進運動の展開とその背景

(A) 勞働能率増進運動の背景

我國の勞働力の供給源泉は大體、(一)農村勞働力、(二)中小商工業者、(三)國民學校卒業者、(四)婦人勞働力、(五)半島勞務者等である。このやうに列記すると勞働給源は豊富なやうであるが、實は周知の通り全てが窮屈化してゐる。即ち、男性勞働力に於ては、入營、應召、更に徵用によつてその相當部分が既に乃至は常に引抜かれて居る。その上、(一)の農村勞働力に就いては、食糧増産の見地からこれ以上勞働力を供出する餘地は少ない。(二)の轉業者は最近に於て期待されてゐる給源の一であるが、これも既に徵用によつて、その抽出力は相當減殺されて居り、廢業しても轉業しないものが少くないし、また、中小企業整理そのものが、中産階級減少、被備者階級激増のため社會問題化す甚もあつて仲々進捗しない等の事情にあるので、この中小企業轉業者にも多くを期待出来ない。(三)

の國民學校卒業者は前者と共に重要供給源をなすもので、上級學校入學者、農業勞働力向けは別としてその大部が供出出來よう。併し、これも大部分は何れ入營するものである。(四)の婦人勞働者は前三項に含まれる婦女子及び一般家庭の無職の婦女子であるが、この種勞務に勤続期間、適職等の限界があり、人口政策的見地からも餘り觀迎されない。(五)の半島人勞務者は近年の内地勞力不足に伴つて頗る重要性を増してゐる。特に釜山に於てさうである。昭和十四年には同勞務者の移入は、釜山及び總動員計畫に基く土木建築業に限られてゐたが、十五年には紡績業及び重工業にも許可され、更に半島出身の十四歳以上二十歳未満の青少年の内地移入も或る程度許可されることになつた。このやうに半島人勞務者の重要性は増大して來たのであるが、その勞務供給源としての價値は過大視出來ない。即ち、量的には、朝鮮自體の(主として農業、工蠶業)勞務自給計畫によつて制限され、また質的には勞働力として低質であり、竊盜、逃亡が多い等勞務管理上幾多の難點がある。半島人勞務者の適職は釜山に於けるが如き特殊の重紡作業であつて、工場では殆んど全部が求職半島人を受付けないと云ふ現状である。

以上に見る如く、勞務供給源は潤滿してゐるのであるが、このことは次の諸事實にも現はれてゐる。即ち、婦人勞務者に就いては、特定釜山に於ける女子保護坑夫の坑内就業に關する厚生省令を改正、

昭和十四年八月、第一次生産力擴充計畫と照合して樹立された三ヶ年間の雇傭有効期間を昭和二十二三年三月三十一日まで五ヶ年間延長することに決定(三月三十一日付官報告示)したが、工業勞働力としても女子の進出が顯著であり、また將來もその見込にあるので、厚生省では去る六月女子に適用する職種を作業別に検討した結果を發表した。即ち、金属材料製造加工關係(二)、機械器具製造作業關係(二十)、検査作業關係(九)、化學製品關係(六)、窯業土石類加工作業(四)、紡績品製造關係(二十四)、合計六十八種となつてゐる。また、中小商工業者の轉業を圓滑ならしめる一つの手段として、轉業者の初給賃銀を賃金統制令による最高初給賃銀制度から除外して、従前の收入に比し著しい減收となることがないやうにとの考慮から、同じく六月、厚生省勞務局長から全國地方長官宛に「轉業者の初給賃金に關する通牒」が發せられた。更に、厚生省では六月二十九日、全國職業課長事務打合せ會を開催し、勞務供給源の積極的開拓、勞務の適正配置を徹底することとなつたが、同會合に於ける持永職業局長の訓示に於ても「勞務の供給源は最近益々潤滿し、職業行政の運営については格段の工夫を必要とする」ことが強調された。

以上に見ても判るやうに、最近勞務の供給源は相當潤滿して來てゐるのであつて、従つて勞働力の構造的な質的低下は隠れたき事實となつて來てゐる。勞々移動、缺勤、災害、疾病等の關係も質的低下

を餘儀なくせしめてゐる。生産力擴充が勞働力の量的擴充に依據し得なくなつた昨今に於て、その質的擴充、勞働能率の増進が喧傳されるのも自然の理であらう。

かくて、刻下の勞務對策の根幹をなすものは、勞働能率増進の問題に在るのだが、これについての概括的な検討は前輯に於て既に關説したところであるから、本輯に於ては、該問題の今後によくの示唆を有するものとして最近發表された。機械實働率増進運動の成果、並びに勞働能率増進と密接な關係を有つ工場災害狀況に就いて述べることにする。

(B) 機械實働率増進運動とその示唆

機械實働率増進運動は産報の主催によつて、本年一月二十五日から四月二十四日の三ヶ月間に亘つて實施されたものである。その目標は、現下の勞務對策が現存生産諸要素の最高能率發揮に在るといふ觀點から、現有機械設備を最も能率的（目標實働率八〇%）に稼働せしめて、作業能率向上、生産力擴充の實を擧げようといふに在る。

そこで、以下、東京産報の報告書及び警視廳工場課の發表を中心に、その結果を検討して見よう。先づ、本運動の實施に當つて困難を感じた事例であるが、これは、（一）従來の産報運動の實績に對する工場側の輕視、（二）工場主幹部の本運動に對する熱意の缺如、（三）工場人員の不足、（四）資材の不

足、（五）舊幣なる工員の不理解等が擧げられ幾多の示唆をなしてゐる。が併し、一方本運動による好結果には見るべきものがあつた。即ち主なものは次の如くである。

- 一、本運動と同時にに行はれた規律確立啓働實行運動が本運動に有効に影響した。
- 二、實働率の上つたものも多くは概して工員の緊張によることが原因してゐる。
- 三、一般に工場及工員が機械の故障について豫め注意する傾向を生じた。
- 四、機械實働率増進運動の精神を一般の作業にも應用するに至つた。
- 五、工員が段取の改良に心掛けるに至つた。
- 六、工員が別段の理由なく席を離れることが減少した。
- 七、工員の自覺が出来、緊張が加はり、能率が上つた。
- 八、工員の機械の取扱が丁寧になつた。
- 九、出勤競争運動と相俟つて缺勤が減少した。
- 十、作業計畫の不十分な所を發見、これを改善した。
- 十一、不要機械を發見、他工場と機械の交換を行ひ、休止機を減少し得た。
- 十二、工場首脳部は初めこの運動の必要を考慮しなかつたものが多かつたが、終り頃にはその必要

を大いに感ずるに至つた。

十三、賃金制を請負制から定給制に改めた。そのためか或程度能率の低下を見たが、概して業務上の工員の裏表が無いことを發見し得た。

次に機械實働率の状態及び機械の停止原因を見ると第一表の如くである（實働率の全面的な發表は

(一) 機械實働率及停止原因(%)

	最高	平均	最低
實働率	七二・〇	五九・〇	三三・六
工員不在	二・一	一・九	一・三
作業準備	一・六	二・〇	一・〇
手持	三・〇	三・〇	三・〇
機械修繕	一・四	一・四	一・四

差支へられてゐるので、産報本部視察員が四月十五日より同二十日に亘る二十一日間に視察した工場の中七十一工場に就いて調査した数字を擧げる。表示の如く、實働率は、最高能率を擧げた工場で七二・〇、最低工場で二二・六、結局平均して五九・九となり、目標の八〇%には達しないが、相當の好成績を収めた譯である。而して、

機械を停止せしめて作業能率を低下せしめる原因を見ると、表示の如く、工員不在、作業準備が増すに従つて實働率が低下し、また、諸原因中でもこの二項目が最も大きい比重を占めてゐる。就中、工員の不在は高率を示してゐるが、これは缺勤率の多いことによるもので、能率阻害原因としての缺勤率の重大性が痛感されると共に缺勤解消策の要望される所以である。作業準備時間短縮には、機械の取付け、材料の管理、工員の研磨等の適當な處理が考究されねばならない。

次に、本運動によつて實働率の上昇が生産に幾何影響したかを、一〇%以上實働率の上昇した工場のうち四工場に就いて見ると第二表の如くである。即ち、本運動開始前の一月に比較して、一刻から大割五分の生産増加が見られる。

(二) 労働率運動と生産指数

	一月	三月	四月
A工場	100.0	117.0	117.0
B工場	100.0	108.5	110.2
C工場	100.0	108.0	115.0
D工場	100.0	114.0	114.0

この他、本運動の結果、幾多の問題が示唆されたのであるが、それは省くとして、結論を言へば、本運動は確かに従業員を覺醒するところがあり、能率増進の實績を擧げたのみならず、今後の對策に關する多くの示唆をも得たのである。が併し、この種の運動によつて直ちに、生産力補充の永續的な而も顯著な効果を期待することに對しては、一言當路者に注意を喚起しなければならぬ。即ち、これに類似した運動がソ聯に於て行はれたことがあり、而もそれが失敗してゐるからである。それは、第一次五ヶ年計畫に於ける「社會主義競争」及び「突撃隊運動」と第二次五ヶ年計畫の「スタハーフ運動」とである。これらは何れも労働生産性向上對策であるが、前二者では適當な報奨制度の裏付け無き單なる英雄主義であつた爲め、臨時の効果しかなく、永續しなかつた。スタハーフ運動に於ても英雄主義、レコード主義の弊害の爲め、同運動の第二年度になると精巧な機械類の故障、損耗が輩出し、結局生産性は却つて低下したことが主要な失敗原因で

ある。處が、我國今度の機械實働率増進運動に於ても類似の缺點が見られる。即ち、報告書を見る如く實働率増進の結果生産量が増加するので、請負制特に單價請負制によると支拂賃金が増加するのであるが、これに對して、單價の切下げ、或ひは定給制への變更等の賃金對策が講じられたのである。これでは工員の努力による能率増進には何等報奨による裏付けはない譯だ。「多くの工場では本運動の効果は従業員の緊張に依つてのみ挙げ得たことを考へるとき効果の永續性については一考を要する」との同報告の結論は無理からぬことである。永續的な勞働能率の増進に必要な報奨制度の採用を現行賃金統制令が妨げるとあらば、同令の改正、出來高拂賃金制度の確立が眞面目に考慮されなくてはなるまい。更に今一つの弊害は、實働率、従つて生産量の上昇に伴つて不良品が増加した場合のあることだ。量の増大と質の向上とは仲々兩立し難いものであるが、この點何等かの工夫を要しよう。

機械實働率増進運動は、以上の如く功罪共に幾多の貴重有効な示唆を與へたのであるが、この成果を検討して今後の大能率増進運動に資する爲め、八月二十日、技術、勞務關係専門家二百五十名を召集して「機械實働率結果中央協議會」が開催されることになつてゐる。その成果には期して待つべきものがあらう。

(C) 樂観を許さぬ最近の工場災害發生状況

去る七月一日から一週間に亘つて、第十五回産業安全週間が實施されたのであるが、これを機會に警視廳工場課から、最近の工場災害調が發表された。以下、これに基いて最近の状況を検討して見よう。

先づ、警視廳管下に於ける災害發生状況である。第三表に見ると、死亡は漸減の傾向を示してゐる。死亡は偶發的な原因による處が多いが、昭和十三、十四年に於て死亡數の多いのは、十三年は大森工場地帯へ飛行機が墜落した事件

(三) 警視廳管下適用工場及事業場に於ける災害調

年	死亡(人)	重傷(人)	輕傷(人)	計(人)	扶助金額
昭和十二年	八	三、四〇六	九、三〇五	一三、七一七	二七、五三三
昭和十三年	一〇	三、八七七	一〇、一五六	一四、一〇三	二七、七七一
昭和十四年	一〇	三、八六三	一〇、四二二	一四、三九五	二二、三三〇
昭和十五年	二〇	三、八〇三	一〇、七七一	一四、六五五	三三、〇九三
昭和十六年	二	三、五〇八	九、九六六	一三、五九六	三三、〇八八
昭和十二年	八	四、九四九	五、八一七	一〇、八六六	二七、五三三
昭和十三年	六	四、〇〇三	四、八一七	八、八九〇	三三、〇九三
昭和十四年	一	三、二七三	三、八四三	六、一一〇	二九、九八八
昭和十五年	三	一、七三三	四、五三三	六、二六六	一八、〇九〇
昭和十六年	二	三、三六九	四、〇七三	六、四四二	二〇、五三三

十四年は板橋の火藥工場の爆發によるものである。併し、重輕傷が依然漸増傾向を續けてゐるのは勞働力の質的低下、勞働強化、疲勞の蓄積による注意力の減退等を物語るものであらう。併し、工場罹災件數は第四表に見る如く、昭和十六年は可成

(四) 労働監督下工場災害事故原因別比較表

原因別	昭和十五年		十六年	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)
爆発	15	0.3	12	0.2
墜落	1,234	23.5	1,100	20.0
火災	3,456	64.2	3,200	59.8
その他	1,234	23.0	1,300	24.0
合計	4,939	100.0	5,812	100.0

の減少を示してゐる。而して、災害を原因別に見ると、職工死傷原因では機械を用ひざる運搬作業、物體の飛來、熱湯、撃突、墜落等が大部分を占めて居り、また、火災、爆発の原因を見ても、引火性料品、過失又は残火不始末によるものが壓倒的に多い。これは、まだ一般に避け得る災害の多々あることを示すものである。次に、職工死傷状況を業種別に見ると第五表の如くで、總數に於て減少を見てゐるにも拘らず、機械器具工業に於ては逆に増加を示してゐる。これは、

造船工業が重筋作業を主とすること、斯業の労務管理が劣ること、に依るものだ。(次項「造船関係労務対策」を参照)更に、第六表によつて、勤続年數別職工死傷率を見ると、十三、十四年に於ては、勤続期間一ヶ月以上六ヶ月以内のものが最高率を示してゐるが、十五、十六年に於ては、一ヶ年以上五ヶ年以内のものが最高率を示し、一年以内のものは遞減を示すに至つてゐる。これは、厚生省が十五年三月三十日附を以て地方長官に發した通牒「未経験工の保護及指導方針に關する件」が未経験工の災害預防に奏効した結果と見られる。併し、勤続期間一年以内のものが、半数近くを占めてゐることは、この方面の努力が一層要求される以所である。

(五) 労働監督下業種別職工死傷数(人)

業種	昭和十五年		昭和十六年	
	死亡	重傷	死亡	重傷
金属工業	1,023	1,876	1,100	2,000
機械工業	876	1,543	900	1,600
化学工業	234	456	250	500
紡織工業	123	234	130	250
其他共計	100	200	110	220
合計	2,356	4,309	2,490	4,570

また、大阪府管下に於ける災害發生状況に就いて見ると、第七、八表の如くである。右兩表によつて、同管下に於ける災害が絕對數、比率共年々増大を示してゐること、これが、罹災率が靜態的に大きく、動態的にも増加してゐる造船工場が同管下に多いからである。

全國工場、事業場、鑛山等に於ける災害發生状況に就いては、これを知る的確な資料を缺くが、大體前述によつて、樂觀出來ないことが判るであらう。労働條件の改善、労働管理の徹底、安全施設の充實等が要望される所以である。例へば、消火設備に就いては、その資料配給に對して現在何等の特

(六) 警視廳管下労働年数別職工死傷率(%)

年数	昭和十三年	十四年	十五年	十六年
一月以内	0.11	0.11	0.08	0.08
一月以上六月以内	0.21	0.24	0.21	0.21
小計	0.32	0.35	0.29	0.29
六月以上一年以内	0.17	0.18	0.19	0.19
一年以上一年以内計	0.18	0.18	0.18	0.18
一年以上五年以内	0.17	0.17	0.18	0.18
五年以上十年以内	0.08	0.08	0.08	0.08
十年以上	0.03	0.03	0.03	0.03

別な考慮が拂はれてゐない。處が、火災發生件数は年々遞減してゐるとは言ひ乍ら、昭和十六年に於て、警視廳管下で二百四十八件、損害額一千一百二十萬圓、大阪府管下で二百三十九件、損害額五百十六萬圓弱といふ大きな數字を示してゐる。資材配給に今少しの手心を加へれば、貴重な人的・物的資源の損失を防ぎ得る譯である。

二、造船關係勞務對策

從來とても船腹不足が感じられてゐた我國にとつて、大東亞戰勃發以來この問題の重要性は頗に増大するに至つた。一つには、戦城の擴大、海洋戰の登場から直接戰爭遂行に要する船舶の需要が激増したと、二つには、物資交易圖が大東亞共榮國といふ廣大な地域に擴大された爲め、輸送船腹の需要が激増したと等の事情に對して、一方船舶の供給の方は造船技術そのもの、性質から短期にこの激増需要に應ずるなど到底及びもつかなかつたからである。即ち、この應急船腹擴充の要請は先づ第一に、昭和十七年度生産擴充計畫に於ける「海上輸送十分な

(七) 大阪府管下業務災害による死傷数(人)

年数	死亡	重傷	輕傷	計
昭和十一年	3,853	2,333	1,233	7,419
同十二年	3,433	2,111	1,211	6,755
同十三年	3,822	2,471	1,211	7,504
同十四年	3,998	2,655	1,211	7,864
同十五年	3,555	2,218	1,211	6,984
同十六年	4,498	2,937	1,211	8,646

(備考) 大阪府勞政課調。

(八) 大阪府管下業務別業務災害發生比率(千人に付き)

年数	金屬・機械	器具工業	化學工業	紡織工業	其他工業	平均
昭和十四年	8.02	7.03	3.02	1.07	3.98	5.04
十五年	7.03	7.03	3.02	1.07	3.98	5.04
十六年	8.02	7.03	3.02	1.07	3.98	5.04

(備考) 大阪府勞政課調。

らざる現状に鑑み船舶の急速建造に全力を傾倒すると共に、輸送力節約のため鐵艦、特殊鋼原艦石、非鐵金屬等にして海上輸送を要するものについては極力國內開發を促進することとした」といふ項目となつて現はれ、次いで、第八十議會に於ける産業設備増進法改正による計畫造船の實施確保となり更にその一具體化として、通般の「造船關係勞務對策」の本體まりへと發展したのである。

大東亞共榮國建設下の輸送力の飛躍的増強を指す「造船關係勞務對策要綱」は、七月十日の定例閣議に於て決定されたのであるが、同要綱の要點は次の如くである。

- 一、勞務要員の充足に關する方策
 - (一) 職業指導機關を動員し勞務者の計画的募集を行ふこと
 - (二) 勞務供給業者をして造船關係工場に對し所屬勞務者を供出せしむるを指示すること
 - (三) 重傷勞務者に就ては朝鮮人勞務者の移入の方途を講ずること

(四) 國民勤勞報國協力令を活用すること

(五) 管理工場に就ては國民勤勞令を發動し所要勞務の充足に遺憾なきを期すること

二、勞務管理に關する方策

關係工場には速に重要事業場勞務管理令に依る指定を爲すと共に産業報國會の協力を求める

(一) 職場秩序の確立、(二) 従業者の輔導、(三) 従業者の救養訓練、(四) 寄附金の管理、

(五) 災害の防止、造船工場に於てはその災害率特に高きに鑑み作業安全率則の制定、安全教育の實施等災害防止方策の徹底を期すること

(六) 就業時間、動力、資材其他の生産要素の制當を圓滑にし、作業工程に滯滞なからしめ、計画的作業に依り生産計畫の實現に努めしめ、就業時間は原則として之を十二時間以内に止めしむるも、已むを得ざる場合に於ては就業時間の延長を認む。此の場合に於ては勞働力の維持増強の爲め特別の措置を講ずること

(七) 賃金制度の改善、工場間または職種間に於ける賃金の不均衡を是正すると共に、各工場の賃金制度の合理化を圖り、併せて手當の支給其他出勤獎勵、または勤率向上の爲め、有効なる賃金上の特別の措置を講ぜしむること

(八) 従業者用物資の配給、所要寄附金の建設に必要な資金の融通、資材の配給、用地の取得、勞働力の獲得等に就き特別の措置を講ずると共に、必要に應じては、應急的に事業主をして共同住宅、寺院、旅館等の既存物を利用せしむること

(十) 表彰、(十一) 職場慰安

これに引續いて更に七月二十三日、造船關係勞務對策要綱實施に關する關係官民の打合せが開催さ

れ、勞務對策要綱實施方策が決定された。これは、實施要領、勞務配置對策、勞務管理對策より成るもので、特記すべきものとしては、實施要領に於て、八月一日より四ヶ月間の計畫造船強調期間を設定し、各種の宣傳機關を動員して造船計畫に對する一般の認識を喚起し、また關係官吏、統制會、事業主、會社勞務担当者等のブロッカ別會議を開催することにしたこと、及び勞務管理對策の項に於て、左の如き賃金制改善案を提示したことであらう。

一、工場間又は職種間に於ける賃金の不均衡を是正

二、各工場の賃金制度に根本的檢討を加へ、之を合理的ならしむる爲め左の措置を講ずること

(イ) 請負單制または獎勵給率の決定方法、賃金算定方法等の不適當なものは是正すること

(ロ) 手當の一部を基本給に變入れ、請負利益率を調整し、または生活費を基準として保證給の額を定むる等出來得る限り賃金の安定を圖らしむること

(ハ) 従業者に對し殘業手當と併行して有給休暇制を考慮せしむること

三、出勤率または勤率向上を圖る爲め補助手當其他有効なる賃金上の措置を考慮せしむること

以上の如く、船體擴充の爲めの勞務對策には相當用意周到な計畫を以て臨んでゐることが窺はれるのであるが、特に勞務管理には細い神経が使はれてゐるやうだ。これは、厚生次官談にもある如く、「從來造船關係各種工場の勞務管理は最も遅れてゐた」からに外ならない。(前出「災害」の項参照)何れにしても、この勞務對策の功罪は一つに今後の運用による實績に係るものと云はねばなるまい。

上述の所論によつて、最近の労働政策が生産政策としての本格的な軌道に乗つて來つゝあることが窺はれると思ふ。併し、現段階に於ては、労働政策のみならず経済政策一般が、政策内容の充實のみを以てしては所期の効果を擧げ得ない處に來てゐる。充實した政策意志が所期の通り確實に政策客體にまで傳達される通路、即ち「機構」の確立が必要となつてゐる。経済新體制、即ち産業、金融に於ける統制會、労働に於ける産業報國會の設立はそのためのものである。處が、労働力は最も重要な生産要素であつて統制會は當然労働問題に關與せざるを得ない。即ち此處に、労働統制を繞つて、官廳（厚生省、その現場官廳としての職業指導所、及び内務省）、産報、統制會の鼎立が齎らされてゐる。然るに、昨今の労働政策は明らかに分配政策から生産政策に移行してゐるのであるから、直接企業の生産統制を擔當する統制會に相當有力な労働統制業務が委ねらるべきことは極めて根據のあることだ。殊に、産報は勤勞新體制の名を擔ふものではあるが、寧ろ國民協力會議的性格のものであつて、生産政策關與に適するや否やには疑問が認められる。かくて統制會が今後、労働統制に對し重要な發言權をもつ蓋然性は極めて大きい。

第四節 食糧問題と農業基本方策の進展

一、食糧問題の現況

(A) 本年度の米麥作物

昨年の米麥類の不作が一般民衆に與へた影響は相當に強かつた。食糧供給の問題に非常なる關心が拂はれたのも當然である。食糧管理法の如き劃期的法律が極めて迅速に成立、實施を見たのも、大東亞戰爭の刺激もあるが、「食糧問題樂觀を許さず」と云ふ朝野の一致した氣持が然らしめたわけだ。本年度農作物に對する農家の異常な熱意と努力も同様な理由からであつた。現在既に麥の刈入れは終つて、稻が順調な天候に恵まれて盛んに生育しつゝある。この麥作が何の程度の收穫を擧げ得たかは、目下の處不明だ。先づ平年作程度と一應豫想して置かう。第四十七輯及び第四十六輯に報じた如く、本年度は努力不足にも拘らず思ひ切つた作付面積の擴張を行ひ、不足勝ちな努力を驅つて異常な努力が拂はれたのであつた。そして天候も昨年と異り、大體は順調に経過した。唯金肥の不足が増産

の障礙となつたと思はれる。寧ろ肥料不足に可成り強く影響を受けるものだからだ。併し之も自給肥料の倍加運動等に依つて相當程度に補ひ得た。本書が讀者の手許に届く頃迄には實收高も發表されるであらうが、其後風水害の被害もあつたが、全般的には悪くないと思ふ。

麥の刈入れが終ると農家は直ちに稻の植付けに取りかゝる。昨年五千五百萬石と異常な不作に終つた米が、本年如何なる成績を示すかは現下の食糧問題の中心課題であるが、朝日、中外商業の兩新聞社の行つた各道府縣の報告は可成り明るいものである。この兩者の報告は殆ど同様な内容を持つてゐるが、作物良好を報告されたのは青森、岩手、秋田、山形、福島、茨城、群馬、神奈川、山梨、長野、新潟、石川、京都、兵庫、岡山、山口等の諸府縣であつた。作物普通と發表されたのは北海道、愛知、鳥根、九州及び臺灣の諸地方であつて、朝鮮は早害、浮塵子等の爲不良であり、其他は概ね稍良と云ふ成績である。尤もその後中國九州方面に風水害があり、部分時には相當の被害を受けた模様だが、全般的に大きな影響を與へるものではない。

井野農林大臣も八月四日の定例閣議に本年度米作状況を報告して「内地は目下の處非常に良好であり、若し今後の天候が順調に推移すれば平年作以上の收穫を見る見込である、最も良好なのは北陸、東北地方であるが、たゞ千葉、埼玉、奈良、大阪、廣島、香川、福岡、宮崎等に早害の徴候があり、

また三重、和歌山、廣島及び九州の一部に浮塵子の害のある事が多少憂慮されてゐるが、全體としては心配はない。また朝鮮、臺灣等は雨量少きため一部植付不能の處もあつたが、懸念するやうな事はない。臺灣は一期作は多少よくなかつた様だが二期作で取かへすつもりである」と云つてゐる。

増産に對する障礙事故として現在發生してゐるものは大體、早乾、稻熱病、浮塵子、風水害、及び肥料不足の四つだ。肥料不足は昨今常に農作につきまとい悩みの一つであるが、當局の關係技術員を中心とする堆肥倍加運動の勵行に依つて極力補はんと努力してゐる。勿論その効果を百パーセントに期待する事は出来ぬが、生産者の異常な努力は決して徒勞には終らぬであらう。

早乾の心配は其後可成り降雨に恵まれた所が多いので軽減されて來てゐる。又、稻熱病に關しては前報に紹介した「食糧増産技術指導組織」が全国的に警戒の網を張り廻らし、三十萬の關係技術員は常に特設の姿勢を取つて警戒に當つてゐる。現在既に前述の如く諸所に病蟲害の發生を見てゐるが、此等技術指導員は機を逸せず農家を督勵して懸命に防除につとめ、殆んど大事に至らずに之を消し止めてゐる。

農家が勞力不足に悩み、農業經營も最近悪化して來た事は前報に紹介した通りであるが、その農家が採算の餘り香しからぬ主要食糧増産にかくも努力しつゞけてゐる事實は吾々の充分に銘記すべき事

柄である。現在の農家のこの努力は恐らくは平年作以上の實收を以て報いられるであらう。

(B) 肥料の需給問題

以上の如く農家は技術指導員の協力に依つて増産の障礙を克服しつつあるが、此等障礙中最も困難な問題は化學肥料の缺乏である。特に加里肥料の缺乏等は短時日には到底解決困難な事情にある。

有機肥料特に堆肥の倍加運動が相當の効果を擧げてゐるとは云つても、それも所詮は程度の問題である。肥料不足は結局化學肥料の増産に依らねば解決出来ない。

この肥料不足打開のためには一昨年頃より種々の對策が講ぜられて來た。唯、化學肥料の場合には生産減と云ふ悩みの外に、その統制組織の不統一と云ふ障礙にも悩んでゐた。即ち實際に肥料を消費する農産部門は農林省の管轄であり、その生産部門は商工省の管轄下にあるため、生産——配給——消費の過程が兎角圓滑を缺いてゐたわけだ。配給機關にも産業組合と商工組合の二つがあり、この兩者は全然連絡を有してゐないので、農家が現實に配給を受ける場合に非常な迷惑を蒙つたと云ふ事實も少くないのである。

かゝる事情に對しては、去る七月二十八日、化學工業統制會の設立に伴ひ農林、商工兩省間に事務の連絡調整に關する申合せが成立した。次にその内容の主要點を列挙して見よう。

- 一、化學工業統制會に化學肥料部會を特設する。
- 二、化學工業統制會の主務大臣は商工大臣とするが、統制會の業務にして化學肥料工業と直接關係ある事項の指揮監督事項に關しては農林、商工兩大臣とし、右以外の事項にして化學肥料工業に重要な關係を有する事項に關しては商工大臣は總分前に豫め農林大臣に協議するものとする。
- 三、化學肥料部會の運営に關する事實上の監督指導は主として農林省之に當り、他の化學工業に重要な關係を有する事項に就ては豫め商工省に協議して之を行ふものとする。
- 四、化學工業統制會設立に伴ふ化學肥料に關する農林、商工兩省事務の連絡調整は左の通り指導する。即ち(一) 硫安生産力擴充計畫の立案實施に就ては農林、商工兩省協議の上之を行ふものとし、その具體的細目の立案實施に就ては化學肥料部會に擔當せしむるものとし、其内面指導は主として農林省之を行ふ。尙ほ立案は農林省之を行ひ、農林、商工兩省協議の上兩省名を以て之を行ふ。(二) 硫安工場用電力、石炭、コークス、硫化鐵等の原料資材及び流動資金に關する事項は農林省及び商工省協議の上これを行ふものとし、之に關しては化學肥料部會を活用すること。(三) 石灰窒素、過燐酸石灰其他の化學肥料の生産に關しても硫安に準じ處理すること。(四) 燐礦石の販賣價格の決定、移入其他供給確保並に配給に關する事項は農林省に於て之を行ふものとする。尙ほ燐礦石の輸入の制

度及び方法に就ては商工省は農林省の方針を尊重すること。

諒解事項Ⅱ一般化学工業と化学肥料工業に關し、農林、商工兩省間の事務連絡を緊密ならしむるため相互に當該事務に精通せる職員を交流すること。

大體以上の如きものであるが、肥料部會を農林省が主として管理するのは一進歩だと云へやう。併し實際の生産工程等に關しては大體兩省共管とし重要事項は懇め協議することとなつてゐるからこゝら邊りに統制事務系統の混亂或は事務停滯の惧れなしとしない。要はその運営如何にある。

(C) 食糧營團の誕生

食糧の莫荷配給機關としての食糧營團の持つ意義と内容に就ては前輯及び前々輯に於て既に紹介済みである。その時、中央食糧營團は遅くも五月中には設立されると報じて置いたが、實際は遅延に遲延を重ねて遂に九月となつた。これに就ては一部識者の間で、官廳の事務停滯と云ふ點で批難の聲も高かつたが、最近漸く設立の運びとなつたわけである。

中央營團は資本金一億圓、政府半額出資で設立されるが、之には日本米穀、全國製粉、全米商聯、日麵工聯、麥工聯の五法人が統合される。これ等五法人の出資額はこの勢込済資本金がそのまゝ引當てられることになり、その金額は日本米穀の二千六百二十五萬圓を最高に合計約三千六百萬圓程度に

上る。政府は五千萬圓出資であるが、既に日本米穀へ千百二十五萬圓出資してゐるので、新しく出資するのは三千七百七十五萬圓となる。この五法人の出資額と政府の新規出資額の合計を資本金額から差引いた残りの二千六百餘萬圓が一般募集されるわけだ。尤も一般募集と云つてもその應募者の資格は、主要食糧に關係ある業者及びその團體に限られてゐる。

製造加工業者は原則として統合せず獨立の企業者として存置し、營團はこれ等の業者に委託又は販賣買収の方法を以て製造加工をなさしめる。そして原料の配給に就いては原則として中央營團が統一的に之を行ひ、製品は總て一旦中央食糧營團の所有に屬せしむる組織になつてゐる。つまり、主要食糧の製造加工業者は、獨立の企業體ではあるが、その仕事は總て營團の請負となるわけである。

次に地方食糧營團は、中央營團よりも一ヶ月見當遅れて各府縣に設立される豫定だが、その出資者は次の如きものである。

先づ中央營團が半額を出資する他に、營團の取扱物資配給關係業者（パンの場合は更にその製造業者）にして營團に吸収せらるべき業者及び個人企業體若しくは其の團體として存置する業者等が出資者として豫定されてゐる。又、營團配給事務の代位を爲すべき購買組合（消費組合を含む）、購買會及包括的に各種物資を取扱ふ商業組合等や、或は産業組合聯合會も出資する筈だ。

地方食糧營團に統合するものは(一)米麥關係商業組合、(二)地方小麥粉配給機關、(三)乾麵卸賣團體、(四)パン配給團體及び之に準すべきもの、(五)雜穀卸賣團體等である。勿論之は全國一律に行はれるのではなく、地方の特殊事情に依つては特に例外も生ずる筈である。この地方營團の統合に關して、それと同時に可成りな轉廢業者が出るものと豫想され注目を惹いてゐる。之は主として米穀業者であつて、その數は發表を避けねばならぬが、相當な數に上るものと見られてゐる。これを營團が如何に處理するかは、現下の中小商工業整理問題に一つの前例を設けるものとして極めて注目すべきものがある。現在の處、その處理方法はまだ全面的に確定を見てゐないが、決定されてゐる對策は概ね次の如くである。

先づ轉廢業者には實績補償をなす。之は營業權買收と云ふよりも生計の點に重點を置いて考慮したものである。實績補償を受くるも尙ほ生活困難となる恐れのある者には三百圓以下の中小商工業者轉廢助成金を政府より交付する。又、轉廢業者の設備にして地方食糧營團の經營上必要なるものは食糧營團が、然らざるものは國民更生金庫が之を買上げる事になつてゐる。更らに轉廢の指導も中央營團が中心となつて行ふ事になつてゐる。かく轉廢問題の重要性に鑑み當局者も非常に慎重に考慮しつゝあるから、その結果には相當の期待が置かれてゐる。

中央、地方兩營團が如何なる機能を有するかといふ問題は、第四十八、九兩輯に既に紹介したからここでは再述を避けるが、中央食糧營團は九月一日設立の豫定と聞いてゐる。遅くも本輯の出版される頃には成立してゐるであらう。又、地方營團も十月頃には出揃ふ豫定で今年末迄には本格的に活動し始めるであらう。それがまた國民の食糧需給に大なる安定を與へるであらう事は想像に難くない。

二、農業基本方策の進展

今春行はれた衆議院議員總選舉の結果、所謂農村代議士なるものが非常に多數を占めたが、之は戦時下に於て農村が如何に重要な役割を持ちつゝあるかを暗示するものだ。

事實、農村が本來の使命たる食糧増産の他に、前線及び生産力擴充の人的資源の補給に、或は國債消化に如何に重き任務を負ふてゐるかは今更云々するを要せぬ。

又、農村の政治的立場が非常に強くなるにつれて、農業政策の根本に再檢討が加へられたたのも當然の事であらう。特に共榮團建設の大使命を擔ふ我國が自己の政治經濟體制を整備するに當つて、何を措いても先づ農村の再編成をなすことの肝要なる點に氣付いた事は喜ばしい。滿洲事變以後現在に至る我國の對外勢力擴張運動も、勿論米英の資本主義的侵略を排除する意味も含まれてゐるが、そ

の底には矢張り、弱小生産規模と過剰人口に悩む農村が常に國內經濟の不安と混亂を醸成しつつあつたので、その打開策を外部に求めたと云ふ事情が潜んでゐたのである。

又、現在大規模の戦争を遂行中であるため、國內の職業的人口配置は著しく混亂し、その整頓は焦眉の急となつてゐるが、こゝに於ても、三千萬の人口を有する農村の再編成が種々なる點でその基調をなすことは明かだ。この意味からも農村の再編成は可及的速かになされねばならぬ。

かゝる情勢に應じて農業基本方策なるものが盛んに検討され、當局を始め各方面から續々と意見や政策が發表されてゐる。此等に關してはその都度本年報に之を採り上げて論じて來たが、今回も最近發表になつたものを採り上げて見よう。

(A) 最近の農業基本方策

南方諸地域の鑑定を一應達成し、大東亞共榮團建設の地盤を確立した我國最近の農業基本方策は、國內農業の再編を計るものと、大東亞農業政策との二つに大別される。最近この兩者に關し夫々重要な方策が發表された。

先づ、七月二日に大東亞建設審議會第四回總會が開催され、曩に決定を見たる大東亞經濟建設基本方策に基く農林水畜産業に關する具體的方策の答申案が決定された。その内容は、前輯に紹介した農

林計畫委員會戰時食糧部會決定の「大東亞農產物對策要綱」と殆んど同様のものであるが、吾々は、此等によつて、關係當局が如何なる方針をとりつゝあるかを窺知することが出来る。答申案の主要點は次の如くで、先づ方針としては、一、皇國民發展の源泉たる農村の維持育成に努め、同時に國內各地の農民をして各その生業に安んぜしめ、大東亞諸民族結合の強化に資せしめること。二、皇國に於ける農林水畜産業の劃期的發展を圖ると共に各地域の資源の特性を發揮せしめ大東亞の綜合經濟力を充實すること。三、皇國の必要とする主要食糧に就ては日滿を通ずる自給力の充實確保を圖ること。四、南方原住農民の指導に當りては勤勞精神を作興し漸次農業經營の改善を圖ることとするも差當り住民在來の慣行に急激なる變化を與へざる事を主眼とし、技術及び經濟兩面に互る各般の施策は各地域の實情、特にその民度に應じ緩急宜しきを得しむること。

次にその要領として、一、主要食糧對策は大東亞を通ずる自給確保を圖ることを根本とするも皇國の必要とする主要食糧は日滿自給體制を確立し、南方に於ける生産を補填食糧として確保する。又皇國を中心とする強力なる交通機構を樹立し、國內各地域を通ずる供給の圓滑を期すること。二、大東亞の纖維資源及び大東亞特產物たる砂糖、ゴム、植物油脂及び油脂原料、茶、規那、マニラ麻、チーター等に就ては、その需給の實情に照し、之が綜合的開發培養を圖ると共に科學的利用等の方途を講じ、

以て世界經濟に對し將來に互る大東亞の優位を確保すること。三、國內各地域に對する食糧その他の農産物資の圓滑なる供給の確保を圖ることを目途として、その需給調整に關する基本計畫を決定すると共に強力なる交流機構を樹立すること。四、大東亞建設に伴ふ人口政策に於て決定せる皇國民人口の四割を我民族培養の源泉たる農業に確保する既定方針に基きて健全農家を育成保持し、皇國農業及び農民の維持培養を圖ること。五、大東亞の主要食糧等の生産計畫に即應し肥料其他の資材の供給確保を圖ること。六、大東亞の各地域に互り資源、土地、氣象及び農村實態等各般の事項に關し徹底的調査研究指導機關を整備強化すると共に技術其他各般の指導者の養成充實を圖ること。尙ほ速やかに各地域に現存する調査研究機關に優秀なる指導者を派遣すると共に努めて現地在住の研究者を活用し且つ現存資料の散逸を防止し之が綜合的活用を圖ること。

以上は答申案の抜萃であるが、一見して南方に關する事項が多い事が目につく。之は南方農業の生産物の種類と産額を考へれば當然な事であるが、要領の(二)に示される如き對策がその原住農民の生活に非常な影響を及ぼすことは明かだ。では南方土着農民を如何に扱ふかと云へば、之は方針の第四項に示されてゐる。併し乍ら之は餘りに消極的な感を免れない。

大東亞共榮團の住民の大部分は農民である、従つて、共榮團建設は先づ此等原住農民に對する施策

を以て始められねばならぬとも云へる筈だ。然るにこゝに示された方針は要するに「原住民を無闇にいぢり廻すな」と云ふ事である。若しもそれが、成るべく原住民の生活慣行に觸れぬと云ふ方針であるならば、英、米、蘭の採り來つた植民政策と何等えらぶ所はない。英、米、蘭の諸國は原住民の封建的な未開化を維持する事に依つて搾取を續けて來たのだ。無論審議會がかかる意味で前記の方針を決定したものであるまいが、たゞ何故に一見同じ政策を踏襲せんとするかを闡明して欲しかった。云ふ迄もなく南方原住民はその種類、生活様式に於て非常に多岐に互つてをり、之が積極的指導は充分に慎重を要するから、この意味に於て、要領の最後に規定された、あらゆる手段を以て徹底的調査研究を行ふと云ふ項は充分肯定せねばならぬが、原住農民に對する施策は一日も早く積極的に進められねばならぬと思ふ。南方の農業生産に對する或る程度の統制が何うしても必要であり、従つて農民生活の動搖が必至のものであるならば、この意味から云つても積極的施策が極めて肝要である。今一つ検討の餘地の殘された問題は内地人口の四割を農村に保持しようとする云ふ點であるが、これは七月十五日に發表を見た農林政策の新しい目標に、より具體的に示されてゐる。

(B) 國本農村の確立目標

現在の我國農業政策に於ける最も重要な課題は、一、國內食糧の安定、二、大東亞共榮團内の農

林水畜産業の調整、三、我國に於ける國本農村の確立の三點である。而して政府は之を農林行政の三原則となし、之に基いて行政の全面的再検討を行ひ再出發せんとしてゐる。

次に述べる新目標はかねて井野農相を中心に慎重協議を重ねた結果、去る七月十五日に發表を見たもので、將來は之を基調として農業政策を遂行してゆくわけだ。食糧問題や人的資源確保等當面必要なる事項に就ては既に日滿自給體制や農業人口四割保有等が決定を見てゐるが、此等をも含めた根本的な國本農村建設には未だ具體的方針がなかつたのである。併し乍ら、我國農村が強兵の母胎でありまた農業を中心とする大東亞經濟圈建設の中核體たらねばならぬ點を考へれば、農林省が遅ればせ乍ら今日之を採上げた事は充分注目すべき事である。次にその内容を要約して見よう。

一、人口政策的見地から農村をして健兵健民の培養地たらしむべく農業報國精神の徹底、及び厚生施設を完備する。二、國內人口の四割を確保すべく耕地開拓、交換分合を強力に實行する。三、國內食糧自給強化のため生産性高き適正規模農家を設定、從來の自作農維持創設運動を一段と強化する。一方生産技術の改善、經營の共同化、機械化を圖る事、また食糧増産のため既存農業團體を統合する。

此等一聯の政策は從來部分的にはとり來つたものであるが、今後は國本農村確立と云ふ點で一段と強力に行はれるわけだ。而して、これが具體策としては次の如き諸政策が考へられてゐる。即ち

(一)農地濫墾並に耕作放棄の積極的防止、(二)工場、作業場から輻力農村を隔離、惡風潮の農村流入を阻止して傳統の美風保持、純農村の確立、(三)農村文化の維持振揚、(四)安定農家適正規模の基準目標を確立してこれが達成に努力する、(五)適正規模確立に依つて排除された部分の農業移民の政策計畫化、(六)これに伴ふ農業金融對策、(七)適正規模と併行し、農地世襲を基調とする自作農維持創設の促進、(八)農業報國運動に依る農村思潮の健全化、(九)託兒所、共同炊事、醫療設備の擴充等農村厚生施設の普及である。

この政策方針がやゝ漠然としてをり、不統一の感を懐かせるのは現在の段階に於ては仕方がないとして、續二三の注目すべき點がある。その第一は適正規模と人口對策の矛盾だ。適正規模に就ては既に前報に於て問題にしたので多くを述べないが、かつて井野農相は三町歩内外と言明した。筆者も大體東北型農村で三、四町歩、關西型農村で二、三町歩は必要だらうと思ふ。然りとすれば、農村人口は現在の三分の一程度に減少せねばならず、この點前述の人口政策とは著しく喰ひ違つて來る。尤も國內人口の四割確保は日滿を通じて行はれると云ふ事だ、併し乍ら果して滿洲が容易に内地から整理さるべき二千萬の農業人口を吸収し得るであらうか。水田耕作を中心とする岩細農業を營んで來た我が農民が、麥、雜穀を主作物とする畑作旱地農法地帯で、而も氣候風土に恵まれない滿洲へ、大舉

して移住することは却々困難な仕事である。相當進歩した内地の耕作技術も條件を全く異にする満洲では餘り効果はあるまい。現在、僅かに北海道式農法の導入に依り難局を打開せんとしてゐる程度であるが、若し満洲分村が何うしても必要であるなら、満洲農業の性格及び改善に就て可及的速やかに而も徹底した調査研究が必要であらう。

第二の問題點は農業の孤立主義である。前記の政策中に工場、作業場から農村を隔離し云々があるが、かゝる獨善的孤立主義は許されまい。農村が強兵の母胎として重大な役割を果してゐる事は否定出来ぬが、同時に工礦業部門へも勞働力を補給せねばならぬ筈だ。又工場の悪風潮も、たゞへ現在がさうであつても、將來の政策を決定する前提として之を認める事は餘りに獨善的すぎる。共榮團指導團としての國民經濟確立のためには農村の再編成は最も重大なものであるが、同時に、工礦業部門も再編成せねばならぬ。何時までも悪風潮の發生地として残るべきものではない。

最後に、此の政策はそれが一聯の具體的政策として實施されるにはなほ相當な準備が必要なので約二ヶ年を準備期とし爾後十ヶ年計畫で進めると云ふが、一面戦争一面建設と云ふ程に速やかな建設を必要とする今日、之はいさゝか緩慢にすぎる體なしとせぬ。國本農村の確立は現下の内外諸情勢から見て最も速やかに實現されねばならぬものだ。

第五節 滿洲産業建設の新段階

滿洲産業開發第一次五ヶ年計畫の實績と、第二次五ヶ年計畫の實施方策は、去る七月十一日に滿洲國政府から發表された。改めて云ふまでもなく、滿洲産業開發第一次五ヶ年計畫は、昭和十二年（康德四年）四月から實施されたが、その間に變動する内外情勢に依つて計畫に修正を加へられつゝも、本年三月には概ねその目的を達したと云へるであらう。そして、これに續いて實施される第二次五ヶ年計畫は、單に重工業に止まらず、これとやらんで輕工業の育成と農業の振興に重點を置く點に於いて、第一次五ヶ年計畫と異なるばかりでなく、第二次五ヶ年計畫によつて企圖してゐる滿洲産業建設の新段階をも明白に示現してゐる。即ち、第二次五ヶ年計畫に於ては、對日期待の減少に對處して自給物資を活用することに努力が拂はれてゐることによつても窺はれる。これは、滿洲産業建設の現状から當然とられるべき方策であつた。

云ふまでもなく、滿洲産業開發第二次五ヶ年計畫は、いかなる惡條件をも克服して遂行されなければならぬ。それは共榮團建設の基礎工事であるからだ。しかしまたその前途が坦々たる途であるとはならない。

は決して云へない。通日、滿洲産業開發第一次五ヶ年計畫貫徹報告會、並びに、第二次五ヶ年計畫實施方策協議會が新京に於いて開催され、その席上、梅津閣東軍司令官は次の如く述べてゐる。「願つて懇ふに現下の客觀的情勢は、今後計畫の遂行に方り、日本よりの人的物的援助は或は時に意の如くならず、第一次よりも、更に一層の困難に逢着することを覺悟せねばなりません」(滿洲新聞七月十二日)。第二次五ヶ年計畫の達成を期するに當つて、右の言葉の意味は、くりかへし味ふべきものがある。

一、五ヶ年計畫の實踐と前途

(A) 第二次五ヶ年計畫の實施方策

もともと、第二次五ヶ年計畫を樹てるに當り、右の計畫に基く事業計畫を遂行するためには、日本に資材、資金及びその他についても一定の援助を仰ぐことを前提としてゐる。が、大東亞戦下に於ては日本の軍需の増大と、南方への物資供給の漸次的増加は必然的である。従つて、滿洲國としては日本への重要物資の供給増加を圖る反面に、日本に期待してゐた物資等は可能な限度にこれを止めることとした。そのため、特に建設資材を絶對的に必要とする鑛工業部門については、第二次五ヶ年計畫に

基く第一年度計畫をそのまま實行することはしないで、右の鑛工業部門のうち、特に戰時に緊要且つ速効的な部門についてのみ重點的に建設する方針をとつてゐる。茲で特に、武部總務廳長官が滿洲國の今後の産業建設方針を闡明してゐることは注目される。「今後の我國産業建設の方針としては、極力自給物資の活用により對日期待の減少を補ひ、以て國防經濟力の増強を目的として、徹底的重點主義に則つて各種産業の段階的重要度に應じ、逐次完成の建前に依り萬難を排して之が自主的完成を圖らねばならぬと思ふ」。けだし大東亞戰の勃發を機會に、一面に於て滿洲産業建設の成果を最高度に日本に寄與せしめることを必須とする反面に、産業建設自體は出來得る限り自主的に完成せしめねばならぬと云ふ點に、第二次五ヶ年計畫の、ひいては、現在の滿洲産業建設の現實の姿が求められる。

第二次五ヶ年計畫の實施方策として、特殊會社の能率増進が、再び要請されたことは注目される。即ち、既に一昨年決定された「特殊會社機能刷新要綱」に基いて要請されたものであるが、もともと滿洲國に於て特殊會社なる名稱が一般化し、重要産業部門に於ける壓倒的役割を認められたのは、「滿洲國經濟建設要綱」(昭和八年三月)に於てであつた。同要綱には國防的もしくは公共公益的性質の重要産業は、公營または特殊會社に經營させる原則を示してゐる。更に、第一次五ヶ年計畫の發足した昭和十二年(康德四年)五月には、「重要産業統制法」が公布されたが、同法公布に當つて次のこ

とが強調されてゐる。國防的もしくは基礎的産業については、概ね一産業一企業の原則により、または少数強力企業の育成を旨として、特殊会社として政府の特別指導のもとにその産業の確立を圖ると云ふのである。右の如く滿洲産業に於ける特殊会社の役割は、けだし壓倒的なものがあるだけに、その事業能率の如何は滿洲の産業全體の運営を左右するものと云へる。

(B) 第一次五計年計畫の實績

滿洲産業開發第一次五計年計畫の實績は、滿洲國政府の發表によれば、農産部門の一部を除けば概ね目的を達したと云へる。尤も、發表された實績は、同計畫實施の前年にあたる昭和十一年(廣徳三年)度を基準とするもので、計畫目標に対する達成の程度は詳らかにされてゐないが、大體に於て表示の如き成績を収めた。

鑛工部門は第一次五計年計畫に於ける重點部門であつて、鐵鋼、非鐵金屬、輕金屬の各部門ともそれぞれ良好な成績を収めてゐる。他方に、農産部門は初めに特用作物の増産に置かれてゐた目標を、終りに至つて食料作物、纖維作物に変更したため、食料作物も或ひは減産を示し、或ひは基準年度のそれと大差ない成績を示したが、これは鑛工部門に重點を置いた第一次五計年計畫の一つの歸結でもあつた。畜産、交通、開拓等をも含めた全體の資金は、再修正計畫に於ける目標六十一億圓に對して

(一) 第一次五計年計畫部門別實績 (廣徳3年度を基準とせる廣徳8年度實績)

鑛工部門		バルブ...	290	銅	1,083
鐵鋼	219	鐵	456	錫	105
鐵鋼	154	農産部門		馬	120
石炭	178	高粱	116	牛	109
鉛	1,223	粟	115	豚	125
銅	398	大豆	148	羊(生産高)	130
錫	517	米	85		
(廣徳5年度基準)		稻	330	交通部門	
石	4,828	陸	88	道	215
(廣徳4年度基準)		海	100	自動車	281
液體燃料	160	陸	53	私	208
電力	241	海	383	開拓部門	
安	104	花	158	日本人開拓民	1,532
鐵	150	麻	1,322	朝鮮人開拓民	141
管	545	蠶	546		
(廣徳4年度基準)		絲	129		
アルミ	1,666	(廣徳5年度基準)			
(廣徳5年度基準)					

(備考) * 印電力は松花江、鏡泊湖各水電を含まず。

實績は六十七億圓に達し、うち四十億圓は日本の對滿投資に依るものであつた。即ち、それは調達資金の五九%を占めてゐる。

勿論、以上の計畫を遂行するに當つて、内外情勢の變化により種々の阻害的要因が生じたが、計畫の運営自體にも不備があつたことは否めない。それらの點はさきに觸れた第二次五計年計畫の實施方策のうちで、相當深刻に自己批判されてゐると云へよう。例へば、特殊会社の事業能率の増進を再び要請した如きがそれである。第一次五計年計畫の成果を基礎として、また同計畫に於ける不備を教訓とする處に、第二次五計年計畫の前進が期待されるのである。

(C) 經濟統制方式の刷新

第二次五ヶ年計畫の實施に當り、滿洲國政府では從來の經濟統制を刷新することになり、第一次五ヶ年計畫の基本になつてゐた「重要産業統制法」を廢止し、從來の統制法を擴充した産業統制法を制定することになつた。また、これと並んで生産、配給、蒐荷、輸出入の各部門に於ける統制の法的根據となる事業統制組合法を創設することになつた。兩要綱は既に可決をみてをり、近く公布實施される筈である。産業統制法制定要綱並びに事業統制組合法創設要綱の方針全文は次の如くである。

産業統制法制定要綱

方針 時局に伴ひ重要工業に對する統制を強化し、其の合理化及資金、資材の効率的利用を圖り、以て戰時國家體制の完備を期するの要緊切なると共に、生活必需物資製造工業、其他輕工業部門に對しても、適宜の統制を加へ、其の保護育成を行ひ、之が健全なる發達を期し、以て國內自給體制を確立する要あるに鑑み、現行重要産業統制法を廢止して、新に五ヶ年計畫産業等所謂重要産業に止らず輕工業部門をも包含する産業統制法規を制定せんとす。

事業統制組合法創設要綱

方針 最近の經濟統制強化に伴ひ、經濟各部門に於て當該事業の統制乃至改善、發達又は物資の配給統制を目的とする各種の組合其他の團體發生しつゝあるも、其の機構、運用等互々に互り、然も之を規律すべき法令不備にして、測下の經濟統制上之等組合等の擔當する任務及使命の重要性に鑑み不都合を生じつゝあり、仍て新に事業統制組合法を創設し經濟各部門に於ける統制組合の根據法規を制定し、之等組合の指導監督の適正を期し併せて之等事業の確立、發達に資せんとす。

即ち、新産業統制法では適用範圍を擴大し輕工業にも適用することゝ、特殊會社以外の會社も同法により政府の保護監督下に置き、進んで企業を育成することゝなつた。また事業統制組合法は、産業統制法が企業を對象とするのに對して、業界の統制を主眼としてゐる。左の兩法は、從來の經濟統制法に示された方向を踏襲することに變りないが、第二次五ヶ年計畫の實施に當り、その根據となる統制法を合理化し、以て同計畫の遂行に完備を期したものである。

二、第二次五ヶ年計畫と基本問題

第二次五ヶ年計畫が實施されるに當つて、滿洲の物價、産業資金、輸送等の諸問題に關心が集められるのは當然である。これは大東亞戰開始後の内外情勢の變化により滿洲産業建設の仕方が、前項に述べた如く變更を示しつゝある時、その基礎となる前記諸問題の動向は極めて重要な意義をもつからである。去る七月一日から三日間に亘つて開催された第三回日滿經濟懇談會に於ても、懇談題目は農産物の増産、蒐荷並びに對日供給、物價、資金、輸送等に集中された。こゝでは特に、物價問題と資金問題を中心に、右の懇談會の成果を検討する。

(A) 物價問題の再検討

日滿價格の調整については具體的結論を得るに至らなかつた。が、滿洲國政府はすでに實施してきた物價對策の成果を基礎にして、原價計算制の實施と公定價格制の改正とを考慮してある模様であり、右の具體案はまだ示されないが、滿洲國の今後の物價對策の方向が明らかにされたことは注目される。即ち、統一的な原價計算制を設け、各種の商品を相互に同じ條件で比較し得るやうな費用項目に作り上げて、これらと比較検討して費用を決め、それに適正な利潤を附加して價格を形成しようとするのである。このやうな原價計算制の徹底を期するためには當然現在の流通機構の改廢を伴ふことになる。即ち、輸入または生産を第一、卸を第二、小賣を第三として、その他の元卸、大卸、小卸、仲買等はそれぞれ整理し、また輸入もしくは生産から小賣までを一貫して行へる機構をも作らうとするのである。

第二に公定價格制の改正については、現在の公定價格の範圍は中央で公定したものが廣範圍に及んでゐるが、現在の限度で中央が公定するものも一段落した。従つて、今後は現在の公定品目のうちから公定價格品目を少數だけ選び出して、他の大部分はこれを地方公定價格として別に考へることとし、この地方公定價格の一部は新たに官民協力によつて價格の改訂を行ふこととする。即ち、公定價格にそれだけ弾力性をもたせようとする意圖が窺知出来る。

第三に對日價格の安定については、日滿小賣價格の比較平均に基いて決めた日本百對滿洲百六十以内と云ふ均衡を目標に安定させるように努める。

(B) 對滿投資の原則

第一に地場資金の調達の問題については、笠井滿洲中央銀行理事から本年度の國民儲蓄目標額を中心として説明があつた。即ち、本年度の儲蓄目標額は十五億圓で、この目標額は左の如き資金計畫に基いて決定されたものである。資金の放出總額二十三億五千萬圓でその内譯は事業資金十八億六千萬圓、公債三億七千二百萬圓、其他一億一千八百萬圓であるが、他方に資金の調達額としては日本の對滿投資十二億圓、國內調達十一億五千萬圓、計二十三億五千萬圓である、國內調達額は十一億五千萬圓であるが、右は産業開發に伴ふ撤布資金の吸収を主眼とした場合のものであり、それ以外に日本政府が現地に於いて支拂ふものが相當にあるので、その吸収豫想額を三億五千萬圓と見積り、結局合計額十五億圓となるのである。

他方、日本の對滿投資については阿部滿洲中央銀行理事から説明があつた如く、國內資金の調達は積極的に行つてゐるが、特産統制により緩慢となつた特産資金の如きは長期の産業資金に轉化しえない性質のものであり、長期の産業資金は今後も日本からの投資に俟たなければならない。ところで、

日本の對滿投資うち、株式拂込金、借入金、持株開放等により調達される資金は、その時々々の金融事情により影響され、そのために滿洲の資金計畫が支障をきたす場合もあるのでこの點についての日本側の考慮を求めるとともに、産業設備當面、戦時金融金庫等の資金を滿洲に於て利用し得るよう要望してゐる。

以上を通じて明らかにされたことは、まづ物價問題については公定價格制度を、單なる價格釘付けから極めて弾力性あるものにしようとしてゐる。但し、その場合と雖も日滿間の物價は一定の割合で相互の均衡を保たせようとするものである。けだし、日滿物價の調整を行はずには（滿洲物價が日本物價と離れて獨自に上昇する限り）日本の對滿投資はより多額でなければならぬ。しかし、日本が現在程度の對滿投資を年々繼續する限り、日滿物價の調整がまづ日滿間の物資交流の前提であるばかりでなしに、日本の對滿投資の原則であることは自明だ。従つて、資金問題について、産業建設資金の一定額を今後も日本に期待すると云ふことを強調してゐるのは、滿洲産業建設の端緒的な問題を再び強調してゐると云へば云へるが、今日の情勢において對滿投資の端緒的、原則的な問題がふりかへつてみられてゐることは、かへつて新しい意味を示してさへゐる。營國金庫等の資金を利用したいと云ふ要望の如きも、資金の對日期待の線に沿つてのことである。

三、國內普通銀行の合同交渉

滿洲に於ける國內普通銀行の合同は、本年に入つて著しく進捗し、三月に二件を數へ、また七月には八件を數へると云ふ盛行を示した。かやうな普通銀行の合同理由としては、滿洲産業建設の進展に伴つて國內普通銀行の經營基礎の強化が要望されてゐることを見逃せない。更に、滿洲國政府が建國以來行つてきた銀行育成策は、初めは隨商銀行の淘汰に力點がをかれてゐたが、漸次經營基礎の強化を目指して増資の意趣となり、今回の如き合同政策がとられるに至つたのである。即ち、昨年末の國內普通銀行總行數四十四行のうち、公稱資本金一千萬圓以上のものは奉天商工と濱江實業との僅か二行に過ぎなかつたが、今回の合同により、去る七月一日現在では前記のほかは德泰、志城、興亞の三行を加へて五行となつてゐる。他方、昨年末には公稱資本金五十萬圓以下の弱少銀行は十二行を數へたが、同じく七月一日現在で五行に減少してゐる。また國內普通銀行合同を地方別、資本系統別にみると、哈爾濱の四件を筆頭に、奉天、安東の各二件、營口、圖們の各一件となつてゐる。資本系統別では大體、日、滿、露各資本系統別の合同が行はれ、日系二件、滿系六件、露系一件、及び日系銀行による露系銀行合同一件である。かくて、昨年末に於て十一行を數へた日系銀行は九行に、三十行で

弊へつゝある。しかも、最近に於いては財政資金及び産業資金の預金として還流してくるものが増大し、普通銀行の預金、貸付は共に増加を示してゐる。従つて普通銀行の基礎を強化して、更に一段と國民備蓄にまた地場資金の誘導に努めることは、極めて妥當な措置であるが、他面にこの資金の運用が問題である。昨年以來の普通銀行共同融資の實績に鑑みれば、融資高の過半が農産公社に向けられてをり、特産收買資金に充當されたものと想像される。併し、それと同時に産業開發の進展に伴ふ同方面の資金需要を充足させることも、漸次普通銀行の資金運用上の課題とされるに相違ない。尤も、そのためには低利にして豊富な長期資金が蓄積されてゐなければならぬが、現在定期預金を共同融資並みの金利を以て貸付ければ逆相となるやうな状態では、なほ國內普通銀行の資金を産業資金に向けるとは望み難いと云はねばならない。とは云へ昨年中すでに二回に亘つて、國內重要都市に於ける金利協定の施行をみてをり、滿洲に於ける低金利政策が、今後どこまで滲透してゆくかには多大の興味をもたれる。

四、新農産政策と地稅法改正

滿洲國では、重要課題となつてゐる農産物の増産蒐荷政策及び重要農産物の收買價格を決定、去る

三月十日これを發表した。滿洲産業開發第二次五ヶ年計畫の主眼が農産物の増産と對日増送に置かれてゐる時、本年度（康徳九年）農産政策の決定されたことは注目を要する。右の要點は次の如くである。即ち、（一）重要農産物收買價格の引上げ、（二）先錢交付制度（出荷豫約金制度）の繼續、（三）重要農産物に對する農耕貸付の三點である。まづ、先錢制度の繼續と云ふ事實にみられる如く、前年度の方針を踏襲してゐる部面があるが、特に本年度に於ては重要農産物の收買價格を引上げて、價格操作を通じて増産を刺激しようとしてゐること、及び重要農産物に對する農耕貸付を行はうとしてゐることなどは、本年度の農産政策の新しい特徴である。

大豆を始めとする大麻子、蘇子、小麻子などの重要農産物の收買價格の引上げは、就中、本年度農産政策の根幹をなしてゐる。即ち、大豆の新價格についてみると大連基準採百斤十二圓三十錢となつてをり、價格引上げ以前の九圓七十五錢に比して二圓五十五錢、二割六分の大巾引上げに當る。これを昭和十五年（康徳七年）二月十八日の改正價格が、大連基準麻袋込百斤で從來七圓のものを八圓五十錢とし、その引上率は二割一分程度であつたことに照らしても、今次の價格引上げの大巾であつたことは明らかである。なほ前回の引上げに於ては麻袋公定價格が四十二錢方の引上げとなつてゐるため、大豆の實質的な値上げは一圓八錢に過ぎなかつたから、今回の價格引上率は前に對照したより以

上に大中である譯だ。

三三二

今回の大豆その他の收買価格の引上げは、これによつて莫荷の萬全を期したものであることは改めて云ふまでもないが、莫荷面に於ける効果と並んで、生産面に於て、大豆を放擲して高粱、包米、粟などの糧穀に移りつゝある傾向を是正しようとするものである。即ち、統制以前の重要農産物價間の比價は、大豆を基準として糧穀六〇程度であつたのに対して、現行價格では糧穀が七二と云ふ高位地を占めるに至つてゐる。かやうに大豆價格が割安となり、自家消費用としての糧穀の生産に農民が向ひつゝあつた時今回の價格引上げが行はれ、大豆と糧穀間の比價が舊に歸つたことは、大豆増産を刺戟する有力な要因として作用するであらう。殊に、近年に於ける特産出廻不振の原因は、特産統制に基くものもあるが、より根源的には生産に根ざしてゐる。康徳八年度の大豆生産高（政府第二次豫想）が三百五十萬石と發表され、また第一次五ヶ年計畫の實績に徴しても康徳三年度を基準とすると同八年度は八五%と云ふ減産を示してゐることも明かである。これは第一次五ヶ年計畫遂行中に農産對策に變化をみたことにもよるであらうし、また天候、勞力不足等にもよるであらうが、價格の割安に基く大豆商品に對する興味の減殺が主因をなしてゐたとみることが出来る。その意味から云へば今回の價格引上げは、今日を待たずして、既に行はるべき性質のものであつたと云へよう。

本年度の新農産對策の決定と共に注目されるのは、去る七月十六日公布、實施された新地稅法である。舊地稅法は昭和十一年（康徳三年）五月公布、實施されたもので、地稅制度の基礎をなす地籍が確立してゐなかつたために、地籍の亂雜、課稅標準の不統一、負擔の不公平、財政の弾力性が渺ない等の缺陷を有つてゐた。而して新地稅法は地籍整理の成果に即應して立案されたもので、原則として新地稅法の對象となるのは地籍整理完了地域である。また、稅率は宅地鑛泉地は地價の千分の一、旱田、水田等は收入價格の千分の十で、舊法に比較すれば旱田の地稅額全國平均一陌八十六錢であつたに對し一圓一錢となつてゐる。その他注目すべき點としては、從來獨立稅となつてゐた市縣族街村の地捐並びに地費を地稅の附加稅としたこと、及び豪農課稅制度の確立等の諸點である。

今回の地稅法の改正により、土地の地上權、耕種權が確立されたわけであるから農家經濟を裨益する所は渺くない。特に、今回の地稅法改正の重點をなすものは政府の收入の確保である。従來、地稅は土地の面積によつてゐたため、課稅と負擔力との關係に於て缺ける憾みがあつたのである。然るにこれに然し、新地稅法に於ては、宅地、鑛泉地には地價主義を、また旱田、水田には收入價格による課稅を行ふ等負擔力を重視してゐる。

三三三

第六節 政治新體制の確立と政治社會情勢

大東亞戦争が、一面戦争一面建設の長期戦的態勢で遂行されてゐる時、經濟體制の再編と共に、國內政治體制も亦、早速にしかも相當恒久的な構想を以て樹立されなければならぬ。このためには國民の協力と共に政府の決然たる態度が不可決の條件となるのであるが、戦時を反映せる國民の積極的協力と現政府の果斷なる措置によつて、着々その實現を見つゝあることは、注目すべきである。五月以降最近に至る約四ヶ月の間にも、翼賛政治會の結成、大政翼賛會の改組、擴充等、國民の久しく待望した政治新體制の中核體の一應の成立を見、また歴代政府のなすべくして容易になし得なかつた行政機構の全面的改革、簡素化が斷行される等、政治行政に於ける劃期的改革が行はれた。一方、去る三月の高等、中等學校教育内容の刷新に引續いて、師範教育制度の刷新及び、中等學校、高校、大學、學科の學年短縮を中心とする學制の改革を行ふ等、教育制度に廣範な改革刷新が見られ、また、國民健康保險の擴充、醫療機關の設置に續いて、翼賛會を中心とする健民運動の綜合的展開、醫師會の改組、結構對策の確立等、國民健康の維持向上に向つて、積極的な施策が試みられんとしてゐる。

以上の他、この期間には第八十臨時議會が五月二十七、八の兩日に互つて開かれた他、滿洲國建國十周年御慶祝のため高松宮殿下の同國御差遣を始めとし、日泰同盟慶祝パホン特派使節の來朝、同答禮としての廣田特派大使の派遣、樺國民政府訪日特派大使の來朝等、盟邦諸國との間の使節の往來が見られ、また朝鮮總督の更迭、朝鮮に於ける徵兵制の實施（昭和十九年度より）等、我が植民史上に於ける記録的事實が見られた。この他、新聞統合の進捗も、戦時下に於ける言論報道新體制の確立の観点から極めて重視されねばならぬ現象と云はねばならない。併し、本報に於ては、紙幅の關係上、以上の諸問題を割愛し、冒頭に述べた翼賛會の設立、翼賛會の機能刷新、行政の簡素化の三點に就いて記述することとした。

一、政治新體制の確立

(A) 翼賛政治會の誕生

政治新體制の中核をなす國民政治力の結集は、既に第一次近衛内閣の當時より、種々企圖され、また國民も久しくこれを待望する處であつた。併し、その後の動きは、種々の複雑な政治關係のため、幾多の迂曲曲折を経て徐々にその方向に進みつゝあつたとは云へ、未だ具體的な形態を備へるには至

つてゐなかつた。然るに、大東亞戦開始に伴ふ新情勢の展開は、この政治新體制確立の必要を一層大なるものたらしめ、こゝに舊政治諸勢力は、顯然、從來の行懸りを一掃して大同團結し、舉國的一大政黨たる翼賛政治會の誕生を見るに至つた。

即ち、政府は、大東亞戦開始後の新情勢下に於ける國民の總意を訊すと共に新情勢に即應した清新澄明たる新議會の成立を期して、去る四月末衆議院議員の總選舉を斷行したのであつたが、この結果は政府の意圖が一應達成され、またこの選舉を通じて、舉國的政治中心力の確立に對する國民の熱望が異常に昂つてゐることが看取された。こゝに政府は、選舉後數日を出でざる五月五日、政界、財界、言論界等各界代表者六十六名（後追加して七十九名となる）に招請狀を發して、今後の大東亞戦遂行に必要な國內政治力の舉國的結集に關し創意と盡力を要請するに至り、この招請に基く懇談會は七日に首相官邸に開催され、同會合に於て、全員を會員とする「翼賛政治結集準備會」が創設された。而して同會は特別委員會を設けて政治力結集の構想を練り、僅々十日にして早くも十四日、綱領、宣言要旨、規約の各案を編め、二十日の創立總會に於て阿部信行大將を總裁とする、翼賛政治會が結成されたのである。翼賛政治會の綱領、宣言、並びに主要役員の編制は次の如くである。

翼賛政治會綱領及び宣言

綱 領

- 一、國體の本義に基き、舉國的政治力を結集し、以て大東亞戦争完遂に邁進せんことを期す
- 一、憲法の條章に格遵し翼賛議會の確立を期す
- 一、大政翼賛會と緊密なる連絡を保ち、相協力して大政翼賛運動の徹底を期す
- 一、大東亞共榮圈を確立して、世界新秩序の建設を期す

宣 言（要旨）

東亞の安定を確保し以て世界の平和に寄與するは、長くも宣戰の大詔に昭示し給ふところなり、帝國は今や古今未曾有の世界動亂に際し、大東亞戦争の完遂に邁進す、洵に曠古の大業なり、皇師一たび出でて、群々の戦果は、世界を震盪せりと雖も、大業の前途は尙ほ遠途なり、すなはち國民の政治意識を昂揚し、舉國的政治力を結集し、以て國家の總力を發揮し、戰爭目的を貫徹せざるべからず、惟ふに此の戦時下敢て總選舉を施行せられたるは、清新強力なる議會の確立を應進せるものに外ならず、而して總選舉の結果は澎湃たる國民總意の鬱ふところを明にせり、これ正に一舉翼賛政治體制を確立して、必勝の舉國總勢を完成すべきの秋なり、翼賛議會の要は清新なる政治力を以て、決闘戦争を一掃し、一地方一戦域の利害に拘らず、眞に國家的見地に立ち、公議公論の府として政府と協力するにあり、議會翼賛の大道、また實にこゝに存す、本會は國民各界に互り政治翼賛の總力を凝集し、以て國政の遂行に協力せんとす、而して翼賛政治體制の確立は、舉國的國民運動の基礎の上に立たざるべからず、因て本會は大政翼賛會と緊密なる連絡を保ち、相俱に大

政黨運動の徹底を期せんとす

大東亞戰爭の完遂、大東亞共榮團の建設、世界新秩序の樹立を想ふ時、帝國の任務は眞に重大なり、吾等國民は須く帝國の大理想の下豪壯なる氣宇と雄大なる襟抱とを以て、今後の世局に對處せざるべからず。本會の發足に當り、明に結成の趣旨を述べ、通く之を天下に告ぐるは、又是れ吾等の責なり、敢て宣す

翼贊政治會主要役員

總 裁	陸軍大將	阿 部 信 行	常任總務	貴族院議員	後 藤 文 夫
常任總務	貴族院議員	男爵 岩 倉 道 俱	貴族院議員	伍 堂 卓 雄	
貴族院議員	石 渡 莊 太郎	衆議院議員	永 井 神 太郎		
衆議院議員	牛 塚 虎 太郎	衆議院議員	前 田 米 藏		
衆議院議員	大 庭 唯 男	衆議院議員	山 崎 達 之 輔		
貴族院議員	太 田 辨 造	衆議院議員	横 山 助 成		
衆議院議員	太 田 正 幸	事務局長	橋 本 清 之 助		
貴族院議員	子爵 岡 部 長 登				

右の宣言、綱領に明かなる如く、翼政會の性格は、舊來の政黨の觀念や自由主義的行方を排撃しあぐまで日本の立場に立脚する處にその特質が認められる。綱領第三に於て、「大政翼贊會と緊密なる連絡を保ち相協力して大政翼贊運動の徹底を期す」とあるが、これは、議會と大政翼贊會との権限争ひ

は第七十六議會の論議により、各々その性格なり分野を明かにされたとは云へ、從來何となしチグハグの感じを免れなかつた兩者の關係が、今回の翼贊政治會の誕生によつて、明確且つ緊密となつたことを意味する。尙、翼贊政治會には、貴族院議員は殆ど全部が加盟することとなり、文字通り舉國の一大政黨の出現を物語るものである。このため、從來、衆議院議員の大部分を包含してゐた翼贊議員同盟は、翼贊政治會創立の前日（五月十九日）解散し、また東方會は、五月二十三日解散し、その所屬代議士六氏は翼贊政治會に参加した。これによつて、五月二十三日現在に於ける翼贊政治會所屬代議士は四百五十五名の多きに達し、衆議院議員にして、未だ翼贊政治會に入會してをらぬ者は刑事訴訟中の者八名、連絡つかず諾否不明となつてゐる者三名、合計十一名に過ぎない。

(B) 内閣及各省委員の設置

舉國的政黨たる翼贊政治會と政府との連絡提携は、單に議會を通してのみならず、普請に於ても緊密不離なものでなければならぬこと云ふ迄もないが、それが如何なる方法で具體化するかは、國民の齊しく注目する處であつた。而して、それは翼政會の政務調査會と政府並に翼贊會の調査機關の緊密な連絡、及び人的交流等にも見られたが、併し、この連絡を最も顯著に示したものは、翼政會並に一般民間から登用する内閣及び各省委員制の設置であつた。この委員設置に關する大綱は六月二日の閣議

に於て決定された要綱に示され、次いで五日、委員制官制要領が決定、發表された。その内容は次掲の如くであるが、特に注目すべき點として左の四點を挙げる事が出来る。

- 一、要領第一に掲げてある職務を輔けしむるとある意味は職務中には、事務政務の双方を含むことは勿論であるが、輔けしむるとは政務、事務を處理することと異なり委員は官吏と立場を異にしてゐる點から見ても、たゞあくまで職務を輔けるといふ限界を出ない
- 二、要領第三によりて委員の職務は、内閣總理大臣または各省大臣の定むるところによることは明かであるが、それ／＼所轄大臣の自由裁量によつて所屬委員の運用と責任が決定される
- 三、要領第三中にもあるがごとく委員の秘密保守は特に政府の要請する點で、委員が職務關係により知悉した事項が外部に洩れなくなれば、今後ますます官民相協力して行政事務の刷新強化が期せられるであらう
- 四、六十歳以上の者および前關僚を除く

内閣委員及び各省委員設置制定の件

趣旨 大東亞戦争の完遂を期するため官民協力體制を整備強化し、行政事務能率の増進を圖るため帝國議會の議員その他民間各方面より適材を簡拔して内閣委員及び各省委員となし、これをして職務を輔けしむるの事

あるによる

要領 (一) 内閣および各省(陸軍省および海軍省を除く)に内閣委員および各省委員若干人を置き職務を輔けしむること

委員は必要に應じこれを所管部局に屬せしむることを得ること

(二) 委員は内閣總理大臣または各省大臣の奏請により帝國議會の議員および學識経験ある者の中より内閣においてこれを命ずる。委員の任期は一年とすること、但し特別の事由ある場合においては任期中これを解任することを妨げざること

(三) 委員の職務については内閣總理大臣または各省大臣の定むるところによること、委員はその職務に關し知得したる秘密を保守すべきこと

而して、右の官制は十日公布され、同時に三百七十四名の委員の人事が發令された。この内譯は次頁表の如くである。企畫院、商工省委員には學識経験者が含まれてゐないが、これは企畫院に於ては既に民間の有能者を網羅した委員会があつてこれを活用する方針であり、商工省は省務の都合により差當つては民間から任命しない方針による。

以上の如き委員制の設置によつて翼政會と政府の提携は著しく緊密なものとなつたが、これは後述する翼贊會の機能刷新と相俟つて、政府、翼政會、翼贊會より成る三位一體的政治新體制の確立を意味するものと云へる。尙、政府は各省委員の設置に伴ひ、政府部内に既存する各種委員會、調査會を

(一) 内閣及び各省府委員数

内閣	貴院	衆院	學務	計
企畫院	1	1	1	3
東北局	1	1	1	3
興亞院	1	1	1	3
情報局	1	1	1	3
對滿事務局	1	1	1	3
技術院	1	1	1	3
外務省	1	1	1	3
内務省	1	1	1	3
大藏省	1	1	1	3
司法省	1	1	1	3
文部省	1	1	1	3
農林省	1	1	1	3
商工省	1	1	1	3
逓信省	1	1	1	3
鐵道省	1	1	1	3
福務省	1	1	1	3
厚生省	1	1	1	3
(合計)	10	10	10	30
(備考) 學務院中には他に未 決定のものあり				

改廢することゝなつた。

二、實會の全面的機能刷新

(A) 國民運動の統合と本部事務局機構の改組

實會政治會の創設と共に、この期に於ける重要な政治的動向は、國民實會運動の中核體たる大政實會の機能強化刷新とこれに伴ふ實會本部機構の改組である。即ち、政府は、國民政治力の結集が全國民支持のもとに實會政治會の創設と云ふ結實を見るに至つたのと相呼應して、萬民實會、臣道實踐の國民運動を更に強力に推進せしめることになり、このためその中核體たる大政實會の機能を刷新強化することゝなつたのである。かくて五月十五日の定例閣議に於て「大政實會の機能刷新に関する件」が附議、決定されたが、その要旨は、大政實會を國民運動の中核體として今後ますますその機能を發揮せしめるために、従來各省が

主宰して來た産業報國、農業報國、商業報國、海運報國の各運動をはじめ、青年團、婦人會の運動、選舉刷新、國民貯蓄運動、物資節約回收、健民等の各種國民運動を舉げて實會の傘下に收めて、戰時國民生活の全部面に亘る國民運動を強力に展開せしめると共に、政府は國民の協力的態度に信頼して今後の國民運動は實會を中心として出来るかぎり國民の自發的運動に移し、國民の熱意と工夫を十二分に發揮させ、眞に強力な國民運動を活潑に展開させようとするにある。

かかる基本方針に基づいて、實會の機能刷新に関する具體案が、機構改革に伴ふ新局長の任命と共に、六月十日實會より發表されたが、これによると、今回の刷新によつて、政府より移讓される事業は何れも行政機能と警備輸車の關係にあるので益々政府との連絡を緊密にし、また實會と相提携する一方、實會本部は、特に直接實施を必要とするもの、外は概ね實會運動の推進、企画、指導、統轄に主眼を置き、實踐運動は主として地方支部、大日本實會壯年團、地域及び職域の各組織をしてこれに當らしめることゝなつてゐる。またこれによつて本部機構は、従來の總務、組織、東亞の三局及び中央訓練所から、總務、練成、實踐、興亞、調査の五局となり、従來の調査委員會は調査會となり、また傘下各團體の統合連絡機關として新たに統制委員會を設けることゝなつた。尙、同日東條總裁より任命された新局長は次の五氏である。總務局長小平權一、練成局長石黒英彦、實踐局長相川勝

六、興亞局長永井博太郎、調査局長鹿島守之助。局長以下十八部の新首脳陣容はそれ／＼六月三十日に大體の決定を終つた。尙、事務總長には、五月八日既に横山助成氏に代つて後藤文夫氏が就任してをり、また六月九日、安藝翼賛會副總裁が國務大臣として入閣したことは、政府と翼賛會の表裏一體化を強めたものとして注目される。

上述の如く、翼賛會の機能刷新方針に基づいて、國民運動團體は、翼賛會の傘下に吸収され、翼賛會の一元的方針の下に運営されることになつたが、先づ、産報、農報、商報、海報、婦人會、青少年團の六團體が政府の要請に基づいて翼賛會と連絡を圖ることゝなつた。かくて、六月初旬、此等六團體首脳部と翼賛會幹部との間に國民運動協議會が設けられ種々具體策を練りつゝあつたが、六月二十三日の閣議に於て、國民運動團體統制方針が決定され、即時實施されることゝなつた。その主なる内容は次の如くである。

- 一、大政翼賛會傘下の指導に關しては各省大臣が翼賛會を通じて行ふこと
- 二、各團體に對する補助金は明年度以降翼賛會の豫算として計上すること
- 三、翼賛會と參加團體との間の役員員を兼任せしめて連絡を緊密にすること
- 四、産報青年隊、農報増産報國推進隊、商報推進隊等の組織は翼賛壯年團との調整を圖るとともに機能充實を期すること

能充實を期すること

なほ各團體主腦部の人事については翼賛會總裁が當ることゝなつてゐるが、例へば大日本婦人會のやうに皇族方を總裁に奉戴してゐる場合はこれを除くことゝなつてゐる。

また、六團體支部並に既存の翼賛壯年團支部と翼賛會支部との地方機構の調整に關しては、同方針中には未だ明かにされず、別途に考究することゝなつてゐたが、これは其後、八月五日の中央統制委員會初會合で、その大綱が決定され、六日公表された。これによれば産報等各團體の道府縣組織（六大都市もこれに準ず）はその組織を存続しつゝ、翼賛會道府縣支部の傘下に入ることゝなつてをり、これら諸團體支部を翼賛會支部へ緊密に結びつけると同時に諸團體支部の統制運営を審議するため、新たに翼賛會地方支部長を委員長とする「地方統制委員會」を翼賛會地方支部内に設置することゝなつた。而して、諸團體支部の豫算、人事及び地方統制委員會の機構等はいづれも中央の統合方針に準ずるものである。

なほ、政府は、五月十五日の閣議で部落會、町内會等の自治的組織に對しても、その機能を充分に強化するため、これを翼賛會の指導する下部組織としてこれに必要な調整を考慮する旨の決定を行ひ、其後、内閣、内務省、翼賛會の間で具體案を攻究中であつたが、八月十四日の閣議に於て「部落

會町内會等の指導に關する件」を決定、發表した。その主なる内容は、部落會、町内會に翼贊會の世話役、備保班に世話人を設置し、政府施策其他の事項の徹底とこれが運営の圓滑化を期することとしたものである。從來、町内會、部落會の統制歸屬が分明ならず國民下部組織の學國的總力結集に支障を來したのであるが、これにより翼贊會の統制力が強化され、今後の運営に多大の期待が持たれるに至つたものである。

(B) 中央地方諸機構の全面的改組

官廳管下諸團體の統合と本部事務局機構の改組に引續いて、翼贊會は七月十七日に東條總裁の決裁を経て、中央協力會議並に調査會の新機能の大綱を決定すると共に翼贊壯年團本部の改組を斷行した。而して、これら三機能の刷新を通じて一貫する翼贊會の新動向は、從來の翼贊運動がかけ聲や上からの宣傳啓蒙にのみ限する嫌ひがあつた態度を一掃し、生活の實相に結びつき、國民の中に飛び込んで運動を展開せんとするにある。即ち、協力會議は會議員の構成を一新して有名人よりも實踐家を選び調査會は翼贊會政務調査會と行き方を別にして國民生活の身近な實例調査に主力を注ぎ、また壯年團が部局制を廢して流動的な組織に改め、日常生活の翼贊運動實踐に重點的に團員を動員練成出来るやうにしたのは、いづれもこの新動向を端的に示すものに外ならない。かくて、さきに決定を見た翼亞

同盟の改組と併せて、翼贊會並に外部團體の全中央機構はこゝに全面的刷新の態勢を具現することゝなつたのである。

次いで翼贊會は、地方機構の整備に乗り出し、前述の如く、官廳管下諸團體支部との調整、隣組組織指導の具體策決定に引續いて、支部改組の眼目たる直屬機構の改組に着手し、八月十五日の臨時總務會に「支部規定改正要綱」を附議決定し、即日地方支部へ通牒を發した。これによれば、道府縣並びに六大都市支部に、新たに支部長に直屬し事務系統機構を統轄する事務局長を總裁指名によつて新設することを改組の主眼とし、併せて從來の直屬事務機構たる庶務、組織の兩部の内容を擴大充實し、組織部を實踐部と改稱したほか、支部長の必要と認むるときは右二部と並んで練成部を新設し得ることとした。右の改組によつて翼贊會の中央、地方を通ずる劃期的改組はこゝに一段落を告げた譯であるが、この地方機構改組に見られる事務局長の新設は、翼贊會發足以來の懸案たる地方長官の支部長兼任問題に現實的な解答を與へたものとしてその意義が大きい。即ち、翼贊會發足以來、地方長官の道府縣支部長兼任は官僚的色彩を濃くし國民運動としての發展を阻害するとの觀點から議論的となつてゐたものであるが、町村等下部機構の戰時行政補助的業務の激増は近來ますます官民の一體化を強く要求する一方、未だ草創期を脱しない支部機構としては各種政治勢力に搖がされぬためにも知事

兼任が必要であるとの意見が強く、今回の改組案作成に當つては兼任廢止の議論は殆ど問題にならず、結局事務局長設置に落着いたものである。事務局長は、その任命が翼賛會總裁の指名によるものであり、支部直屬系統機關の事務一切を實際上掌理する重責を擔ふ立場にあるから、この意味では國民運動的色彩を強める劃期的な措置とも云へるが、道府縣支部長の推薦によつて委嘱され、支部長の命をうけて事務を掌理すると要綱に明記してあるから、支部運用の實權は依然地方長官たる支部長に在る建前となつてゐる譯だ。

三、行政の簡素化と官吏の待遇改善

政府は、かねて第八十臨時議會を始め種々の機會に、官廳事務の刷新、簡素化の實行を國民の前に言明して來たが、六月十九日「行政簡素化實施要領」を發表し、これに基づいて七月下旬より八月中旬に至る約一ヶ月の間に、約十七萬餘に上る官吏の減員を斷行し、これによつて行政の簡素化と官吏の待遇改善を行つた。これは官吏の南方進出の必要に従つて、減員官吏は失業を意味しないこと云ふ時局的背景に負ふ處多しとするも、なほ歴代内閣のなすべくしてなし得なかつた至難事だつただけに、正に、行政改革史上特記に値ひする事柄であつた。

即ち、今回の官界刷新の斷行は、具體的には先づ、六月十九日の「行政簡素化實施要領」によつて、その大綱を示したことに始まるが、その要旨は、大體、行政各官廳は本年六月一日現在の定員を規準に、中央官廳は三割、地方官廳は二割、作業廳は一割を標準として減員し、これに基づき事務の刷新、機構の簡素化を図ること（外地官廳、獨立官廳もこれに準ずること）と、高等官、判任官、雇傭員を減じ、その待遇の改善（資格の向上及び給與の改善）を図ることの二つに要約することが出來た。而してその實行に就いては、各省は以上の方針に基づいて各具體案を立案の上本年七月十五日迄に内閣に提出し、官制案は遅くとも八月末迄に閣議決定し逐次實施することになつてゐたが、先づ七月二十八日に各省部局の廢合及びこれに伴ふ勅任官八十九名の減員を内容とする實施案が、「官廳次いで、八月十一日には、各省の委任官、判任官並に雇傭員の減員とこれに伴ふ課の廢合案が、「官廳職員の待遇改善要領」及び戦時中退職時刻を一時間延長する旨の「戦時中の官廳職務時間に関する件」と共に閣議決定、情報局から發表された。更に八月二十一日に至り、外地及び獨立官廳、府縣廳の具體案が決定され、こゝに政府の行政簡素化案は内外地を併せ全面的にその整備を終了するに至つたが、この案による官吏の減員總數は次頁表示の如く、勅任官以下全部で十七萬五千九十一名と云ふ甚大な數字に達するのである。而してこれは官廳退職時間の戦時中一時間延長及び待遇改善と共に十月一日

(11) 官制行政簡素化實施案による
改正定員總計表 (人)

中央官廳	地方官廳	作業官廳	計
47,860	187,879	1,337,926	1,573,665
47,860	187,879	1,337,926	1,573,665

官廳職員別	定員	減員	改正定員
勅任	1,888	188	1,700
奏任	33,827	3,888	29,939
列任	8,000	1,000	7,000
列任待遇	350,768	36,000	314,768
列任待遇	1,277,911	137,000	1,140,911
計	1,573,665	175,864	1,397,801

(備考) 内外地全體を含む。中央官廳の中には各省のほか獨立官廳、總督府をも含む。

から實施される。

尙、行政簡素化に伴ふ官吏の待遇改善に就いては、その具體案が八月二十一日閣議決定の「官廳職員の待遇改善要領」となつて現れたが、その要旨は次の四點であつた。

- (一) 官廳職員全員に對し俸給、給料の一例に相當する金額を戰時勤動手當として支給すること、
- (二) 家族手當の一人當金額現行三四を五圓とし官廳職員全部に支給すること、
- (三) 共済制度の擴張、
- (四) 簡素なる組織の下に長くその地位に留り能率の増進を期するため、内閣または各省ごとに奏任官、列任官または職員などの一定數を夫々勅任官、奏任官または列任官等と爲し得ることとする。

大東亞戰爭戰況發表表

(自昭和十七年五月一日
至昭和十七年七月卅一日)

五月二日

大本營發表 (午後四時十五分)
ビルマ方面帝國陸軍部隊は三月下旬以降、英重慶聯合軍を陸所に擊滅しつゝありしが、五月一日ビルマの要衝マンダレーを攻略し、その軍事據點を完全に崩壊せしめたり

五月六日

大本營發表 (午前十時十分)
ビルマ方面帝國陸軍部隊は五月四日緬印國境附近のアクヤツ飛行場を占領せり

五月七日

大本營發表 (午後五時五十分)

比島方面帝國陸軍部隊は五月五日午後十一時十五分コホヒドール島要塞に對する強行上陸に成功、五月七日午前八時同島及びその他マヌラ洞窟島の全要塞を完全に攻略せり

五月八日

大本營發表 (午後二時五十分)
ビルマ方面帝國陸軍部隊は敵軍を急追して四月二十九日ラシオを、五月三日バリーモを攻略、更にその先鋒は雲南省境を突破して五月五日龍陵を占領せり

大本營發表 (午後五時二十分)
ニューギニア島方面に作戦中の帝國海軍部隊は五月六日同島東南方珊瑚海に米英聯合の敵有力部隊を發見捕獲し、同七日これに攻撃を加へ米艦艦カリフォルニア型一隻を轟沈、英甲巡洋艦キヤンベラ型一隻大破

し、英艦隊のオスバイト型一隻に大損害を與へ、更に本八日本空母サラトガ型一隻およびヨークタウン型一隻を撃沈し目下尙攻撃中なり
 (註) 本海戦を珊瑚海海戦と呼稱す

五月九日

大本營發表 (午後三時四十分)

珊瑚海方面に於て攻撃中の中隊海軍部隊は更に巡洋艦一隻(艦型不詳)に對し雷撃機の機雷を以てこれに大損害を與へ、又駆逐艦一隻を撃沈せり、一方七日以來被我上空に於て敵機八十九機を撃墜せり、この間我方小型航空母艦一隻沈没、飛行機三十一機未だ歸還せず
 (註) 沈没せる小型航空母艦は給油船を改造せるものなり

五月十一日

大本營發表 (午後五時二十分)

ビルマ方面帝國陸軍部隊は、敵軍を前處に撃滅しつ

つ五月六日雲南省怒江東岸に進出し、八日ミイトキーナを完全に占領せり

大本營發表 (午後六時四十五分)

ビルマ方面に作戦せる帝國陸軍航空部隊の開戦以來五ヶ月間の綜合戦果左の如し
 一、敵飛行場攻撃回数二百二十六回
 二、撃墜飛行機五百五十四機
 三、撃破せる自動車ならびに自動貨車一千二百十三輛
 四、撃破せる戦車ならびに裝甲車三百三十三輛
 五、撃破せる鐵道車輛千五百四十三輛及び百十五列車
 六、撃破せる船舶九十二隻
 七、爆破せる敵軍事施設六百六十六箇所

五月十二日

大本營發表 (午後四時三十分)

五月七日、八日珊瑚海海戦における綜合戦果左の如し

- 一、艦艇 米空母サラトガ型一隻撃沈、米空母ヨークタウン型一隻撃沈、米戦艦カリフォルニア型一隻撃沈、英戦艦ウオスバイト型一隻大破、英甲巡洋艦ペラ型一隻大破、巡洋艦(艦型不詳)一隻大損害、駆逐艦一隻撃沈、給油艦(二萬トン級)一隻大破
- 二、飛行機 九十八機撃墜
- 三、我方損害 小型航空母艦(給油船を改造せるもの)一隻沈没、飛行機三十一機未だ歸還

大本營發表 (午後四時四十五分)

帝國海軍航空部隊はポート・モレスビー及びポートダーウインに對する攻撃ならびに同方面味方基地上空における交戦により四月二十一日より五月十日までに敵機百十二機を撃墜、五十一機を撃破せり、この間我方十二機を失へり

五月十六日

大本營發表 (午後三時五十分)

帝國海軍潜水艦の開戦以來五月十日までに撃沈せる

敵船舶累計左の如し

- 一、太平洋、ハワイ方面 十五隻、十萬一千七百トン
- 二、西南太平洋方面 十五隻、九萬六千トン
- 三、印度洋方面 三十五隻、二十四萬六千三百トン
- 合計六十五隻、四十四萬四千トン

大本營發表 (午後五時)

比島方面帝國陸軍部隊のコレヒドール島およびマニラ灣口諸島要塞攻撃作戦において收めたる戦果の主なるもの左の如し

- 一、俘虜一二、四九五(大部分は米國兵なり)
- 二、遺棄屍體 六四〇
- 三、遺棄品(一) 火炮 二四六門
- 四、うち十四吋砲を始め重砲八十三門を含む) 六八五
- 五、(二) 重機銃および自動銃 五、二二〇
- 六、(三) 小銃等銃 二七〇
- 七、(四) 自動車類 八
- 八、(五) 飛行機 十萬三千發
- 九、(六) 砲 彈

(7) 機關銃彈

(8) 糧食 少くも一萬人に對する二箇月分

大本營發表 (午後五時三十分)

雲南省境を突破しビルマ公路に滑り進軍せる帝國陸軍部隊は五月十日龍越を占領せり。同方面の作戰においては敵の殘置せる兵器、彈藥のほか莫大なる資材を照所に山獲しつゝあり

五月十七日

大本營發表 (午後三時三十分)

印緬國境方面に作戰中なる帝國陸軍部隊は五月十三日カレワ附近にて約二萬の英軍主力を擊滅し更に殘敵掃蕩中なり。戰果左の如し

一、遺棄死體 一千二百

二、山獲品 (1)自動車二千輛、(2)戰車百十

三輛、(3)大砲四百二十一門、(4)銃器七百二十

十二挺

(註) カレワはマンダレーの西北約二百五十キロ、チンドウイン河岸にありて印度に通ずる山

標の要點なり

五月二十二日

中支軍發表 (午後四時)

(一) 軍は新銳の有力部隊をもつて五月十五日拂曉を期し、○○地區より浙東方面の敵軍第九軍および第八十八軍に對し、一齊に總攻撃を開始し、十九日以來潰亂敗走中の將軍を東陽江の河沿において掩撃し、これに大打撃を與へ、引續き同地附近を掃蕩中なり

(二) 陸軍航空部隊は連日地上各部隊に密接に協力し、偵察、連絡および戰場要點の爆撃を實施し、偉大なる戰果をあげつつあり

五月二十五日

大本營發表 (午後三時二十分)

一、獲に發表せる珊瑚海海戰戰果中に未戰艦ノース・カロライナ型一隻中破及び未甲艦ボーランド型一隻擊沈を追加す

二、同海戰に於て、大損害を受けたる艦艇不詳の艦洋艦は未甲艦ルイスビル型なること判明せり

五月二十六日

大本營發表 (午後三時三十分)

開戦以來五月二十日迄に判明せる帝國海軍の綜合戰果並に我方の損害左の如し(三五六、三五七頁表)

五月二十八日

中支軍發表 (午前十時)

軍は金華、蘭谿周邊の天險と既設陣地に據れる敵を包圍殲滅し、五月二十八日午前七時金華城を完全攻略せり

六月一日

南支軍發表 (午後五時)

軍は新銳部隊を加へ昨五月三十一日未明より當面の敵に對し行動を開始せり

六月三日

中支軍發表 (午後四時)

浙東地區第三戰區軍主力に對し徹底的擊滅戰を展開中の我軍は更に武漢方面において作戰を準備中なりしが、その有力なる一部精銳部隊は俄然五月三十一日夜半南昌南方敵第三、第九兩戰區第一線陣地を奇襲突破し引續き進撃中にして戰況は極めて有利に進展しつゝあり

六月五日

大本營發表 (午後五時)

帝國海軍部隊は特殊潛航艇を以て五月三十一日未明マダガスカル北端の要港デエゴ・スワレズを奇襲し英戰艦クイン・エリサベス型一隻並に英乙巡アレスーサ型一隻を擊破せり

大本營發表 (午後五時十分)

帝國海軍部隊は特殊潛航艇を以て五月三十一日夜漆洲東岸シドニー港を強襲し港内突入に成功、敵軍艦

帝國海軍部隊は六月四日、五日國方面特有の覺天を
衝き攻撃を敢行、敵機二十一機を撃墜すると共に
敵重要軍事施設の大牛を破壊せむと判明せり

六月二十日

大本營發表 (午後三時三十分)
帝國海軍航空部隊は六月十三日以來四日間互りボ
ート・ドーウインを喫し敵機四十六機を撃墜する
と共に敵残存軍事施設に大損害を與へたり、本攻撃
において我方二機を失へり

七月一日

現地軍發表 (午前十時半)
今大新攻撃開始以來月餘に互り激雨氾濫を排し俄
湖に堪へ延擧をもとめせず江西、浙江省の山野
に逐次第三、第九戰區軍を撃滅し追撃こゝに百數十
里浙贛線打通を企圖せる兩部隊は七月一日午前十時
中贛省城鎮に敵機の手をかはせり、楚蘭として歡
笑せる兩軍將兵はこの歴史的任務達成に意氣揚々

杯を擧ぐ國軍幾百里に敵敵全く消え期せずして起つ
た萬歳の聲は浙江江西全戰線はもとより支那全土に
響き流り重慶の空をも震盪せしめつゝあり

七月十二日

中支軍發表 (午後三時)
麗水攻略後一舉に甌江河孟一帶を制壓南下中の〇〇
部隊は作戦行動開始以來僅か五日目の十一日午後十
時三十分陸海軍緊密なる協同の下に東支那沿岸の要
衝温州縣城を攻略せり

七月十七日

支那方面艦隊進部發表 (午前十一時)
支那方面海軍部隊の精銳は十七日早曉突如黃華村
(浙江東南甌江河口)の無血上陸に成功、直に盤石
嶺方面に向つて疾風の進軍を続け日下戦果を擴大中
なり

七月十八日

大本營發表 (午後三時三十分)
帝國海軍航空部隊は二月二日以來ニューギニア島、
ソロモン諸島及び濠洲ホーン島方面敵航空基地に對
する攻撃並びに味方基地上空に於ける交戦に依り七
月二十日までに敵機三百二十五機を撃墜、百九機を
撃破せり、この間我が方五十四機を失へり

七月二十七日

大本營發表 (午後三時三十分)
七月十八日敵船艦艇沈没綜合戦果發表後更に帝國海
水艦の撃沈せる新戦果左の如く判明せり
一、米本土西岸シヤトル方面
六月八日 六千噸級一隻
六月二十日 七千噸級一隻

二、濠洲東岸シドニー方面
六月一日より六月十六日に至る二萬噸級一隻、一
萬噸級二隻、七千噸級一隻、五千噸級一隻
三、アリューシャン列島グツチハーバー方面
七月十六日 六千噸級一隻

大本營發表 (午後三時三十分)

西印度洋、南河方面に作戦中の帝國潜水艦は六月上
旬より七月上旬に互り敵船廿五隻約廿萬噸を撃沈せ

大本營發表 (午後四時)

帝國海軍の同戰果は七月十日迄に撃沈せる敵船累
計左の如し
飛行艇に依るもの 一九四隻、八二萬九千噸
潜水艦に依るもの 九九隻、七二萬四千噸
艦艇其の他に依るもの 七三隻、三八萬二千噸
合計 三六六隻、一九三萬五千噸

七月十九日

大本營發表 (午後四時三十分)
帝國海軍の同戰果は七月十日までに撃沈せる敵船
水艦累計左の如し
撃沈五九隻 擊破三八隻 合計九七隻

七月二十四日

七月三十一日

大本營発表 (午後三時三十分)

帝國海軍航空部隊は七月二十五日、二十七日、二十八日、津浦線東部の要衝タウンスビルを夜間襲撃し敵航空基地其他重要軍事施設に相當の損害を與へた

三六四

大東亞戰事日誌

(自昭和十七年五月一日
至昭和十七年七月卅一日)

○一日(金) 我軍ビルマ要衝マンダレーを完全占領す。
 ○二日(土) ビルマ作戦軍、イラワジ河畔方面プロームを完全占領。ミンダオ島ガナシ占領。東印度マンダウエイ島を占領。
 ○三日(日) 我軍ミンダオ要衝カガヤン占領。ポートモレスビー占領。

○四日(月) ビルマの航空兵力増強。配製される。
 ○五日(火) 我軍コレヒドール要衝。成軍の火蓋を切り、同要衝方面上陸。進行。ビルマ要衝ブダラン、タバイン占領。支那方面軍東河地帯に展開。蘇州特別区合作社聯合會成立す。
 ○六日(水) 比島戦線天王山マラント高地占領。
 ○七日(木) コレヒドール要衝。珊瑚海方面にてサウトガ、ヨークタウン、カリフォルニア、ノースカロライナ等を含む米英主力艦隊を撃滅。ウエーライイト時存比島軍に降伏放逐を

行ひ比島の敵軍を殲滅する。
 ○八日(金) ビルマ要衝ミツアーナ我軍に陥つ。
 ○九日(土) 陸軍印度を初空襲、ナツタマン飛行場を潰滅。
 ○十日(日) 我軍ビスマルク群島捕定。ミンダオ全島の降伏。
 ○十三日(水) 印緬國境カレワにビルマ敗殘軍二萬の大規模な展開。
 ○十五日(金) 雲南省方面軍急進の皇軍公署運搬隊に捕す。比島の防衛線開始。
 ○十八日(月) 陸軍雲南省要衝保山を占領。アノサム運送。
 ○二十二日(金) 山東共産軍殲滅。新東地帯軍備展開開始。比島戦線バラワン群島に展開。北支軍管理十三工場を軍管理解除。
 ○二十四日(日) 雲南省方面共戦線開始。
 ○二十六日(火) ビルマ戦線の泰軍ケンタンを占領。
 ○二十七日(水) 中支軍團編成(突入)
 ○二十八日(木) 京畿前線基地全殲

三六五

に金部準備金約百萬の準備金たる。
 十一日(土) 閣議の決。佛印國境劃定問題我が勢力により正式調印に到る。
 北支那國境に新作鐵道開す。
 中支那支隊を改編。新南作鐵道温州を改編す。
 比島行政機關統計局。比島再建設上貴重な参考となる統計書を刊行す。
 十二日(日) 國境特設使節奉(圖書)を傳送す。
 十三日(月) 我が新南作鐵道軍備安を占領す。
 比島の液體燃料供給機關邦人尙社により擴大する。
 十四日(火) スマトラの軍政、行政區分等を確立して軌道に乗る。
 十五日(水) ランゲーン法院の開庭式行はる。
 東印度に駐紮軍令の一部解除さる。南方國境旅行を終へて歸國せる鈴木金助陸軍少將、物資獲得且ちも期待以上と談話を發表す。
 十六日(木) カラーの使節受領時。
 十七日(金) 我が聯合船隊、順江河口に渡航上陸。新南作鐵道、碧石

西門で陸軍軍醫隊の機手行はる。
 北支方面軍、滿洲國境に第二期戦の大進切る。
 比島で地方郵便局續々と再開の旨傳はる。
 龍田海防局長官、海南島の米穀増産は願望と報告す。
 比島の製革工場八個を復興との報告はる。
 十八日(土) 日・佛印經濟協定調印行はる。
 英大使、昆明を訪問。
 ボルネオの鐵山發掘開始進行中と。
 十九日(日) 我が比島の棉花開發士マニラに到着す。
 二十日(月) ドクター佛印總督、佛印國境の存立は全く日本に依存すと日・佛印經濟協定の意義を強調す。
 マレー半州に食糧自給計畫の増産運功近々開始の由。
 二十一日(火) 大東亞鐵道以來神歌の英米關係の改善は百餘圓と決定す。
 二十二日(水) 邦人業者の指定されたるビルマの棉花栽培、五ヶ年計畫で増産を計畫中と。
 二十四日(金) 粵省報告によれば、

南方の補貨金融工作は順調にて、軍票は流通に近い成功と。
 二十五日(土) 第二期比島の食糧對策、三ヶ年計畫で軍用米の自給方針と報告はる。
 二十六日(日) 香港の租稅徵收第一歩として、家屋所有權發給令、及び家屋稅徵收令を公布。馬來及び昭南市に庶民金融の庶民金融設立案決定する。
 二十九日(月) ビルマ方面飯田最高指揮官、バ・モ博士に行政府の組織命令を發す。
 三十日(火) 我海峽南洋西北部唯一の良港、ポート・ヘッドランドを空襲す。
 三十一日(水) 海峽、暹州東北部、ウンスピルを初襲撃す。

内外政治經濟重要日誌

(自昭和十七年五月二日) 至昭和十七年七月二日

五日 月
 一日(金) 新編閣下の日本銀行新設見、社債發行法施行さる。臨時海運管理令に依る船舶使用令廢止さる。
 二日(土) 日・奉間の關支佛經濟取極正式調印。
 四日(月) 大東亞鐵道經濟會議東亞自立經濟方針大綱を決定す。
 八日(金) 朝鮮に徴兵制は實施の旨決まり昭和十九年度より施行。
 十一日(月) 實業院會、地價統制會創立す。
 十二日(火) 計畫部總務課の實施に設備費額指定さる。信託院會創立す。
 十三日(水) 小賣業營業規則決まる。

十五日(金) 金融委員會施行。
 十六日(土) 金融事業監督令施行。
 二十日(水) 國會議創立す。水産院指令公布施行。
 二十一日(木) 皇族勳正式に解散を決定す。
 二十二日(金) 臨時金融會東亞金計費決まり債券十億圓發行を決定。中支の軍管理工場解除。
 二十三日(土) 全國金融統制會創立總會。東方會解散し無償還費全し。
 二十四日(日) 南方補給第一回進出として海軍島嶼補給の件決まる。
 二十五日(月) 第八十臨時議會召集。
 二十六日(火) 十七年度國民議員計畫正式決定。
 二十七日(水) 臨時總務會議第十九輪

と決まる。
 二十八日(木) 朝鮮國境、(魯國)の補給機關を二百圓以下と總額を明す。
 二十九日(金) 第八十臨時議會閉會式。
 三十日(土) 相中事務總長大使入京。
 六日 月
 二日(火) 日本工業貿易及資金統制の兩計畫決まる。國土計畫に基く工業規制地域及び工業建設地域に關する暫定措置關圖にて決定す。
 三日(水) 工業規制地域四大工業地域に實施と決定。
 四日(木) 遼瀋、農林部會機關の基本方針を決定。
 十日(水) 地方事務所の名稱改定正式決定。政府委員の職權決まる。
 十一日(木) 國門海峽關通過。
 十二日(金) 交通、電力職員決定。
 十八日(木) 日・奉經濟協定正式調印し海關に二億圓の借款供與決まる。
 十九日(金) 造船統制規則、船舶の關稅形式等規定を指定實施。職員の制限年輪を廢止。
 二十日(土) 貿易統制會總務課職員者の輸出手形に關安と。

- (27) 產業別勞働者數..... 四八〇
- (28) 日銀連結勞働人員及貸銀統計..... 四八〇
- (29) 全國貸銀指數..... 四八〇
- (30) 勞働爭議統計..... 四八〇
- (31) 小作爭議統計..... 四八〇

外 國

- (32) 朝鮮金融統計..... 四九二
- (33) 臺灣金融統計..... 四九二
- (34) 京城物價物價指數..... 四九二
- (35) 臺北物價物價指數..... 四九二

滿 洲 國

- (36) 滿洲國債現在高..... 四九二
- (37) 滿洲國稅收入概況..... 四九二
- (38) 滿洲中央銀行通貨發行高及準備高..... 四九二
- (39) 滿洲中央銀行匯率利率..... 四九二
- (40) 滿洲國內(含關東州)銀行預金及貸出現在高..... 四九二
- (41) 滿洲國主要城市手形(票據)交換高..... 四九二

- (42) 新京物價及生計費指數..... 四九二
- (43) 滿洲國產業別勞働者數..... 四九二

支 那

- (44) 中國各種紙幣發行高..... 四九二
- (45) 中央儲備銀行通貨發行高及準備高..... 四九二
- (46) 天津物價指數..... 四九二
- (47) 漢口物價指數..... 四九二
- (48) 北京物價指數..... 四九二
- (49) 天津工人生活費指數..... 四九二
- (50) 上海物價指數..... 四九二

歐 洲

- (51) 倫敦及紐約市場外匯行情..... 四九二
- (52) 英美重要經濟指標..... 四九二

(1) 國 庫 入 息 高 額 計 (大體會計) (單位千圓)

收入科目	1915年度		1916年度		1917年度		1918年度		1919年度	
	10月	3月	10月	3月	10月	3月	10月	3月	10月	3月
國庫券	4,028,867	2,801,821	2,801,821	2,801,821	2,801,821	2,801,821	2,801,821	2,801,821	2,801,821	2,801,821
所收利息	3,078,031	2,057,975	2,057,975	2,057,975	2,057,975	2,057,975	2,057,975	2,057,975	2,057,975	2,057,975
所收稅金	1,194,065	1,140,333	1,140,333	1,140,333	1,140,333	1,140,333	1,140,333	1,140,333	1,140,333	1,140,333
所收罰金	660,464	407,892	407,892	407,892	407,892	407,892	407,892	407,892	407,892	407,892
所收特別	11,016	9,252	9,252	9,252	9,252	9,252	9,252	9,252	9,252	9,252
所收特別	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
所收特別	11,573	11,573	11,573	11,573	11,573	11,573	11,573	11,573	11,573	11,573
所收特別	3,627	3,627	3,627	3,627	3,627	3,627	3,627	3,627	3,627	3,627
所收特別	77,553	21,804	21,804	21,804	21,804	21,804	21,804	21,804	21,804	21,804
所收特別	8,130	9,368	9,368	9,368	9,368	9,368	9,368	9,368	9,368	9,368
所收特別	5,750	9,398	9,398	9,398	9,398	9,398	9,398	9,398	9,398	9,398
所收特別	355,573	307,891	307,891	307,891	307,891	307,891	307,891	307,891	307,891	307,891
所收特別	9,847	11,484	11,484	11,484	11,484	11,484	11,484	11,484	11,484	11,484
所收特別	144,687	100,908	100,908	100,908	100,908	100,908	100,908	100,908	100,908	100,908
所收特別	73,328	111,491	111,491	111,491	111,491	111,491	111,491	111,491	111,491	111,491
所收特別	16,081	10,718	10,718	10,718	10,718	10,718	10,718	10,718	10,718	10,718
所收特別	121,442	150,279	150,279	150,279	150,279	150,279	150,279	150,279	150,279	150,279
所收特別	164,607	166,196	166,196	166,196	166,196	166,196	166,196	166,196	166,196	166,196
所收特別	33,216	29,086	29,086	29,086	29,086	29,086	29,086	29,086	29,086	29,086
所收特別	29,566	21,706	21,706	21,706	21,706	21,706	21,706	21,706	21,706	21,706
所收特別	30,664	29,262	29,262	29,262	29,262	29,262	29,262	29,262	29,262	29,262
所收特別	118,318	82,516	82,516	82,516	82,516	82,516	82,516	82,516	82,516	82,516
所收特別	143,399	129,298	129,298	129,298	129,298	129,298	129,298	129,298	129,298	129,298
所收特別	557,154	62,380	62,380	62,380	62,380	62,380	62,380	62,380	62,380	62,380
所收特別	140,247	53,215	53,215	53,215	53,215	53,215	53,215	53,215	53,215	53,215
所收特別	22,968	12,070	12,070	12,070	12,070	12,070	12,070	12,070	12,070	12,070
所收特別	80,370	87,200	87,200	87,200	87,200	87,200	87,200	87,200	87,200	87,200
所收特別	355	641	641	641	641	641	641	641	641	641
所收特別	4,441	31,782	31,782	31,782	31,782	31,782	31,782	31,782	31,782	31,782
所收特別	560	704	704	704	704	704	704	704	704	704
所收特別	1,907	2,584	2,584	2,584	2,584	2,584	2,584	2,584	2,584	2,584
所收特別	5,938	9,378	9,378	9,378	9,378	9,378	9,378	9,378	9,378	9,378
所收特別	521	485	485	485	485	485	485	485	485	485
所收特別	6,615	11,477	11,477	11,477	11,477	11,477	11,477	11,477	11,477	11,477
所收特別	80,370	87,200	87,200	87,200	87,200	87,200	87,200	87,200	87,200	87,200
所收特別	355	641	641	641	641	641	641	641	641	641
所收特別	4,441	31,782	31,782	31,782	31,782	31,782	31,782	31,782	31,782	31,782
所收特別	560	704	704	704	704	704	704	704	704	704
所收特別	1,907	2,584	2,584	2,584	2,584	2,584	2,584	2,584	2,584	2,584
所收特別	5,938	9,378	9,378	9,378	9,378	9,378	9,378	9,378	9,378	9,378
所收特別	521	485	485	485	485	485	485	485	485	485
所收特別	6,615	11,477	11,477	11,477	11,477	11,477	11,477	11,477	11,477	11,477
所收特別	794,159	749,112	749,112	749,112	749,112	749,112	749,112	749,112	749,112	749,112
所收特別	1,152	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920
所收特別	7,158	7,822	7,822	7,822	7,822	7,822	7,822	7,822	7,822	7,822
所收特別	6,952	7,372	7,372	7,372	7,372	7,372	7,372	7,372	7,372	7,372
所收特別	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455
所收特別	15,700	2,747	2,747	2,747	2,747	2,747	2,747	2,747	2,747	2,747
所收特別	39	40	40	40	40	40	40	40	40	40
所收特別	3,322	2,620	2,620	2,620	2,620	2,620	2,620	2,620	2,620	2,620
所收特別	9,449	4,071	4,071	4,071	4,071	4,071	4,071	4,071	4,071	4,071
所收特別	3,002,981	1,835,671	1,835,671	1,835,671	1,835,671	1,835,671	1,835,671	1,835,671	1,835,671	1,835,671
所收特別	80,499	524,772	524,772	524,772	524,772	524,772	524,772	524,772	524,772	524,772
所收特別	276,497	5,611	5,611	5,611	5,611	5,611	5,611	5,611	5,611	5,611
所收特別	3,780,302	2,111,004	2,111,004	2,111,004	2,111,004	2,111,004	2,111,004	2,111,004	2,111,004	2,111,004
所收特別	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
所收特別	24,412	19,595	19,595	19,595	19,595	19,595	19,595	19,595	19,595	19,595
所收特別	308,223	223,057	223,057	223,057	223,057	223,057	223,057	223,057	223,057	223,057
所收特別	1,073,021	720,037	720,037	720,037	720,037	720,037	720,037	720,037	720,037	720,037
所收特別	377,536	131,289	131,289	131,289	131,289	131,289	131,289	131,289	131,289	131,289
所收特別	464,559	310,225	310,225	310,225	310,225	310,225	310,225	310,225	310,225	310,225
所收特別	55,802	43,126	43,126	43,126	43,126	43,126	43,126	43,126	43,126	43,126
所收特別	100,124	147,255	147,255	147,255	147,255	147,255	147,255	147,255	147,255	147,255
所收特別	99,822	47,600	47,600	47,600	47,600	47,600	47,600	47,600	47,600	47,600
所收特別	10,564	7,232	7,232	7,232	7,232	7,232	7,232	7,232	7,232	7,232
所收特別	304,171	228,912	228,912	228,912	228,912	228,912	228,912	228,912	228,912	228,912
所收特別	3,491	768	768	768	768	768	768	768	768	768
所收特別	107,826	57,426	57,426	57,426	57,426	57,426	57,426	57,426	57,426	57,426
所收特別	4,207,422	2,802,764	2,802,764	2,802,764	2,802,764	2,802,764	2,802,764	2,802,764	2,802,764	2,802,764
所收特別	54,000	39,519	39,519	39,519	39,519	39,519	39,519	39,519	39,519	39,519
所收特別	264,605	108,276	108,276	108,276	108,276	108,276	108,276	108,276	108,276	108,276
所收特別	1,027,950	92,624	92,624	92,624	92,624	92,624	92,624	92,624	92,624	92,624
所收特別	225,262	767,902	767,902	767,902	767,902	767,902	767,902	767,902	767,902	767,902
所收特別	1,527,422	514,007	514,007	514,007	514,007	514,007	514,007	514,007	514,007	514,007
所收特別	7,120	4,225	4,225	4,225	4,225	4,225	4,225	4,225	4,225	4,225
所收特別	80,810	22,022	22,022	22,022	22,022	22,022	22,022	22,022	22,022	22,022
所收特別	470,201	124,417	124,417	124,417	124,417	124,417	124,417	124,417	124,417	124,417
所收特別	293,444	46,276	46,276	46,276	46,276	46,276	46,276	46,276	46,276	46,276
所收特別	122,590	54,827	54,827	54,827	54,827	54,827	54,827	54,827	54,827	54,827
所收特別	81,958	18,826	18,826	18,826	18,826	18,826	18,826	18,826	18,826	18,826
所收特別	2,827,202	2,002,762	2,002,762	2,002,762	2,002,762	2,002,762	2,002,762	2,002,762	2,002,762	2,002,762

(2) 一般會計の各月歳入及歳出實額 (單位千圓)

年 期	入					出				
	歳入總計	租 稅	印紙收入	官費及官費外財產收入	公債金	歳入	歳出總計	大藏省	陸海軍省	其の餘行
昭和12年中	2,617,105	1,262,827	96,948	415,102	618,682	823,545	2,933,340	492,632	1,221,249	101,556
13	3,395,114	1,826,225	88,996	472,218	600,679	406,991	2,858,159	635,037	1,172,202	1,050,899
14	4,531,561	2,223,600	107,240	500,221	1,124,216	476,302	3,798,563	1,118,699	1,378,472	1,374,391
15	5,734,809	3,124,064	130,525	559,857	1,282,759	637,605	5,164,286	1,566,303	2,176,043	1,721,978
16	7,228,119	4,176,976	142,994	633,991	1,894,429	880,724	6,870,609	1,920,748	2,702,905	2,240,953
昭和16年1月	565,817	343,448	10,628	10,661	196,000	5,129	269,902	25,281	115,979	129,571
2	378,124	232,748	11,145	26,565	34	7,691	243,072	50,649	97,727	95,195
3	686,009	489,309	12,856	97,371	24,362	61,754	1,141,367	821,920	144,592	174,854
4	736,002	398,309	11,593	85,170	246,425	24,545	1,971,131	126,120	449,719	495,291
5	714,416	188,649	13,125	375,035	0	137,607	232,920	23,232	96,941	112,725
6	232,560	210,910	10,977	1,531	94	5,999	529,300	223,134	218,935	87,411
7	709,037	277,533	11,160	4,801	108,660	6,776	323,419	32,832	302,725	192,802
8	991,092	384,967	10,979	4,698	109	6,776	443,609	60,308	202,056	181,252
9	907,734	351,102	11,695	26,920	492,500	23,710	690,658	206,959	352,210	131,485
10	529,374	503,210	12,294	8,892	202	3,166	403,494	57,985	176,066	169,743
11	281,464	255,190	12,597	9,537	0	3,980	485,528	13,596	181,000	261,269
12	996,833	435,399	14,136	8,000	0	6,317	860,194	372,995	165,230	215,262
17年1月	177,010	346,490	9,996	11,098	196,947	4,999	275,052	19,076	78,953	180,025
2	452,597	367,397	30,802	43,391	0	26,066	373,431	60,067	194,224	159,080
3	1,191,204	867,956	26,726	107,924	456,000	42,999	1,970,487	1,373,182	288,702	316,804
4	380,090	431,207	11,621	61,447	0	23,515	1,292,788	144,210	599,442	639,031

(備考) (1) 本表は大藏省が同省附行の未計増上より調整したる歳入歳出總額を基に作成する。
 (2) 官費及官費外財產收入には、官費附行下代、日本銀行附行會、逓信省附行會計附行會を合入。
 (3) 歳入歳出は附行項目以外の歳入を總て合入。

(4) 金融機關の歳入及歳出實額 (單位千圓)

年 月	國 債 (内債)		公 債 (内債)		地方債 (内債)		*銀行債 (内債)		會社債 (内債)	
	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在
10. 10	916,284,929	746,127	219,807	659,080	0	140,302	5662,523,592	99,092	2,229,752	160,000
11	636,663,322	322,799	141,522	652,673	49,400	146,502	15,2742,523,623	180,720	5,279,646	213,500
12. 1	717,757,36	160,589	980,902	724,794	0	146,302	2,5902,571,829	243,616	5,570,267	182,500
17. 1	1,214,626	37,315,185	243,366	768,070	0	146,302	768,3,694,460	198,778	4,254,717	94,820
2	538,512	37,850,897	334,728	902,823	0	146,302	14,286,3,073,273	202,000	4,547,430	192,400
16. 2	506,663	28,015,803	129,092	266,229	0	69,104	1,267,2,852,514	103,311	4,268,258	171,000
15. 2	501,467	21,138,042	238,380	480,379	0	7,000	11,612,2,894,428	92,974	2,985,003	55,000
1-2	161,007,750	280,588	579,194	480,379	0	15,323	348,778	248,778	274,400	199,000

(備考) * 附行債中には14年1月より組合債を合入。

(5) 銀行及附行の歳入及歳出實額 (單位千圓)

年 月	一般會計		臨時事業費		小規模債		日本銀行		附行		合 計
	歳入總計	歳出總計	歳入總計	歳出總計	歳入總計	歳出總計	歳入總計	歳出總計	歳入總計	歳出總計	
昭和16年1月	275,052	1,200,000	1,472,023	430,110	8,256,191	87,812	6,190,074	701,661	240,989	6,601,432	
2	373,431	200,000	573,431	435,281	5,263,440	61,982	5,201,450	606,922	237,446	6,991,840	
3	1,976,687	200,000	5,176,687	451,784	5,268,220	65,182	5,260,933	679,026	236,499	6,009,965	
4	—	660,000	—	449,760	5,332,248	67,612	5,264,935	677,329	243,641	6,066,672	
5	—	1,050,000	—	446,522	5,276,244	—	5,261,420	656,632	229,599	6,542,252	
6	—	1,730,000	—	456,422	—	—	5,666,923	667,718	250,422	6,241,611	

(9) 全國銀行有價證券、預付金及現金在途 (大藏省別) (單位千圓)

年月末	有 價 證 券						預 付 金					
	國 債		地方債		外國證券		地方債		現金		預付金	
	價 式	合 計	價 式	合 計	價 式	合 計	價 式	合 計	價 式	合 計	價 式	合 計
16. 11	7,380,431	304,895	530,734	3,235,408	756,066	12,408,357	1,018,993	483,903	1,709,853	12,600	196,950	
16. 12	7,941,986	898,702	534,968	3,260,659	742,009	12,781,413	2,399,159	576,159	1,633,097	12,745	219,060	
17. 1	4,251,068	898,632	535,489	3,214,011	736,468	13,137,036	1,036,536	524,043	1,666,192	13,163	207,949	
17. 2	4,358,615	897,400	550,117	3,395,327	736,153	13,337,618	1,066,275	474,030	1,662,649	12,177	227,105	
17. 3	4,602,224	894,380	561,534	3,447,819	739,295	13,645,159	1,393,299	446,539	1,574,930	11,997	248,177	
17. 4	4,885,237	890,605	560,694	3,514,521	745,178	13,919,235	1,326,909	589,557	1,731,861	12,995	266,968	
17. 5	4,227,694	890,864	580,977	3,612,013	765,781	14,477,339	1,167,162	604,609	1,941,217	11,350	272,940	
16. 5	7,157,534	312,306	451,511	2,637,554	765,019	11,325,924	1,032,971	678,431	1,236,534	13,091	163,257	
16. 5	5,100,601	513,914	314,606	1,956,793	741,009	8,489,323	1,003,555	406,941	1,029,569	16,303	99,708	
行 (日銀七合主十)												
年月末	有 價 證 券						預 付 金					
	國 債		地方債		現金		地方債		現金		預付金	
	價 式	合 計	價 式	合 計	價 式	合 計	價 式	合 計	價 式	合 計	價 式	合 計
16. 11	61,261	2,029,862	50,221	162,266	3,218,596	123,814	1,045,428	276,950	4,817,807	57,782	190,220	
16. 12	62,212	1,974,604	77,641	143,592	3,207,576	123,226	1,063,461	279,363	5,019,262	60,865	251,226	
17. 1	62,403	1,998,360	43,495	145,670	3,203,719	123,339	1,102,169	276,547	5,187,966	54,062	232,176	
17. 2	63,523	1,912,760	47,917	139,379	3,495,923	123,837	1,112,409	279,478	5,269,260	54,490	209,460	
17. 3	64,222	1,983,763	65,692	158,073	3,589,466	122,162	1,140,726	280,397	5,264,146	57,460	226,486	
17. 4	66,752	2,153,109	62,668	249,764	3,664,948	123,029	1,161,972	296,294	5,503,721	58,777	229,772	
17. 5	70,134	3,382,498	58,629	210,076	2,790,183	123,257	1,199,121	292,399	5,674,481	59,260	251,790	
16. 5	61,077	1,830,820	60,693	302,236	2,956,148	123,486	960,991	267,427	4,419,323	41,447	185,248	
16. 5	56,029	1,433,281	42,307	92,576	2,119,390	123,886	759,379	252,688	2,309,392	34,928	177,823	

(10) 全國銀行有價證券、預付金及現金在途 (儲蓄會別) (單位千圓)

年月末	有 價 證 券						預 付 金					
	國 債		地方債		現金		地方債		現金		預付金	
	價 式	合 計	價 式	合 計	價 式	合 計	價 式	合 計	價 式	合 計	價 式	合 計
16. 11	1,607,076	808,894	759,219	276,202	1,809,273	60,224	3,237,858	5,949,909	0,671	699,287	27,668	61,218
16. 12	1,621,683	515,237	753,043	273,395	1,719,069	26,343	3,861,521	2,047,037	9,643	714,815	28,213	61,706
17. 1	1,836,859	543,443	781,640	273,850	1,807,013	47,033	3,872,523	3,064,901	9,208	658,177	28,920	61,607
17. 2	1,863,919	532,565	770,004	278,574	1,811,387	45,349	3,895,861	3,114,375	9,170	699,774	29,339	61,877
17. 3	1,907,583	531,253	789,243	280,825	1,797,972	51,940	3,940,124	3,150,456	9,107	688,093	29,794	62,778
17. 4	1,935,058	530,129	793,476	279,827	1,809,556	63,432	3,978,608	3,200,595	9,110	676,161	29,980	62,724
17. 5	1,976,584	530,464	793,136	281,339	1,821,721	69,424	4,013,967	3,264,957	9,227	676,871	30,553	62,943
16. 5	1,718,891	567,808	639,050	279,925	1,766,129	63,971	3,791,784	2,855,224	9,726	751,877	24,723	59,588
16. 5	1,570,251	498,959	589,972	274,752	1,571,139	52,803	3,322,591	2,447,152	15,059	619,627	19,325	54,523
(11) 郵便貯金總額												
年月末	月 本 現 在 (千圓)		簡 易 保 險 (千圓)		郵 便 年 金 (千圓)		其 他 (千圓)		合 計		其 他 (千圓)	
	價 式	合 計	價 式	合 計	價 式	合 計	價 式	合 計	價 式	合 計	價 式	合 計
	16. 12	9,338,078	267,966	16. 10	293,010	10,978,484	2,608	80,287	16. 4	32,804.7	56,015.5	11,147.4
17. 1	9,318,839	274,922	16. 11	179,308	11,118,066	5,236	85,473	16. 5	33,501.1	99,962.0	11,156.8	2,116.6
17. 2	9,522,619	270,609	17. 12	121,306	11,216,793	9,564	95,287	16. 6	34,562.3	104,190.2	11,417.7	2,150.9
17. 3	9,691,112	283,548	17. 1	105,886	11,291,127	3,692	94,247	16. 7	35,544.3	107,244.5	11,730.5	2,022.2
17. 4	9,501,575	270,675	17. 2	111,937	11,376,469	2,707	100,927	16. 8	35,942.6	113,470.2	11,925.0	1,979.4
17. 5	10,365,665	284,049	17. 3	60,930	11,413,223	1,212	102,010	16. 9	36,317.1	119,020.0	11,969.3	2,182.6
16. 5	8,093,203	225,761	16. 3	61,995	9,065,014	693	63,999	16. 10	39,026.0	85,165.5	9,422.3	1,662.6
16. 5	6,364,480	182,922	16. 3	74,417	9,159,542	1,779	44,222	16. 10	56,719.0	66,719.0	6,927.7	1,227.5

(14) 內國社會保險資金總額概況 (社會會計×大藏省監理局測×單位千圓)

年月	銀行預金	貸付			其他共計	有價證券			其他共計
		附屬信託	給付準備	貸付		中央公庫	其他共計	國債	
16. 9	170,141	113,676	266,264	281,768	1,065,649	1,069,749	907,244	1,568,529	5,600,827
10	157,977	126,264	268,083	322,707	1,077,261	1,109,725	921,840	1,594,407	5,445,910
11	160,062	126,006	267,921	323,059	1,081,194	1,132,370	935,637	1,611,724	5,756,192
12	244,285	128,438	276,319	327,185	1,179,901	1,202,704	980,470	1,844,622	5,962,386
17. 1	152,515	128,011	273,462	323,894	1,176,207	1,226,047	954,694	1,557,825	5,949,440
2	186,872	127,808	277,075	323,978	1,180,347	1,276,994	962,194	1,574,681	6,012,544
18. 2	172,376	84,110	261,602	318,086	1,000,071	793,408	842,303	1,448,417	5,047,216
18. 2	170,122	67,436	208,768	322,358	850,242	548,699	760,970	1,224,511	4,265,410

(15) 全國信用組合會費概況 (信用組合聯合會) (單位千圓)

年月	總額	貯金	貸入金	貸出金	貸出金總額	中央公庫		其他共計	現金	有價證券		其他共計
						中央公庫	其他共計			國債	株式	
16. 9	33,390	1,919,697	52,035	130,767	44,376	737,239	834,440	4,133	310,172	466,523	946,695	
10	33,236	1,926,667	56,964	139,628	48,071	749,132	850,197	3,271	316,962	466,351	941,624	
11	32,239	2,021,427	54,192	136,202	54,614	802,023	822,589	3,199	336,710	501,602	976,122	
12	36,915	2,217,746	48,092	156,730	66,940	927,670	1,082,007	2,765	345,670	509,263	995,482	
17. 1	38,720	2,097,325	48,429	149,704	68,316	1,130,489	1,280,492	3,768	371,235	511,110	1,072,024	
2	39,030	2,599,696	45,696	113,436	47,983	1,236,919	1,342,348	2,748	469,114	511,999	1,117,181	
3	46,461	2,896,273	81,022	109,686	49,554	1,264,001	1,354,390	2,996	424,000	521,389	1,121,766	
18. 3	33,134	1,872,914	69,024	164,988	37,666	426,989	558,986	2,736	219,204	496,117	621,371	
18. 3	26,226	907,017	29,672	116,421	26,467	239,229	297,278	2,145	97,765	245,726	229,761	

(16) 全國學費及生活費概況 (東京手形交換所測) (單位千圓)

年月	東京會	學費		生活費		其他共計
		大都會	其他	大都會	其他	
16. 12	7,176,460	4,628,640	13,614,680	6,228,071	13,447,819	226
17. 1	8,488,817	3,993,944	10,478,981	3,812,169	11,631,592	179
2	4,080,942	2,072,519	9,119,871	3,220,065	10,156,438	200
3	3,501,066	3,140,765	10,143,068	3,602,342	11,400,961	216
4	3,598,981	3,442,154	10,902,139	3,375,714	11,816,702	176
5	6,425,257	4,662,604	12,799,644	3,716,203	14,144,172	167
18. 5	5,938,101	3,698,267	11,208,680	4,422,966	12,944,753	170
18. 5	4,824,076	4,232,612	11,042,979	4,714,060	12,018,805	181

(17) 全國社會保險資金總額概況 (單位千圓)

年月	東京會	學費		生活費		其他共計
		大都會	其他	大都會	其他	
16. 12	7,176,460	4,628,640	13,614,680	6,228,071	13,447,819	226
17. 1	8,488,817	3,993,944	10,478,981	3,812,169	11,631,592	179
2	4,080,942	2,072,519	9,119,871	3,220,065	10,156,438	200
3	3,501,066	3,140,765	10,143,068	3,602,342	11,400,961	216
4	3,598,981	3,442,154	10,902,139	3,375,714	11,816,702	176
5	6,425,257	4,662,604	12,799,644	3,716,203	14,144,172	167
18. 5	5,938,101	3,698,267	11,208,680	4,422,966	12,944,753	170
18. 5	4,824,076	4,232,612	11,042,979	4,714,060	12,018,805	181

(18) 東京手形交換所測 (單位千圓)

年月	實收	東京會	大都會	其他	總計	東京會	大都會	其他	總計	東京會	大都會	其他	總計
17. 1	3,921,068	322,942	123,772	69,571	148,112	292,847	151,406	6,488,232	1,922,420	1,059,202	3,503,944		
2	3,415,380	321,806	812,956	64,032	120,192	285,030	101,288	4,829,927	1,785,160	694,182	2,972,516		
3	3,822,120	401,026	157,220	64,919	171,022	723,290	144,976	5,201,065	1,885,220	722,727	3,146,708		
4	4,064,274	372,691	174,594	64,489	185,276	268,549	102,786	5,525,901	2,015,165	831,013	3,442,154		
5	4,870,527	421,845	190,561	61,162	212,202	757,301	202,447	6,328,526	2,559,810	1,537,322	4,092,604		
18. 5	3,926,422	229,157	244,026	64,529	169,456	740,606	202,747	5,929,100	2,120,901	924,126	3,698,267		
18. 5	2,420,027	246,646	220,200	65,447	164,892	412,622	262,792	4,824,076	2,206,876	2,427,045	4,222,612		

(備考) = 即其他會計中心に總合手形を計上。

(19) 東京六國市中金割 (我株高) (單位%)

年月	一、六國用物		包債券		一、六國手形		商會手形用物	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
17. 1	0.70	0.60	0.70	0.66	0.85	0.73	0.95	0.70
2	0.70	0.70	0.70	0.66	0.85	0.75	0.90	0.70
3	0.70	0.70	0.70	0.70	0.85	0.75	0.90	0.70
4	0.70	0.65	0.70	0.65	0.85	0.70	0.90	0.70
5	0.70	0.65	0.70	0.65	0.85	0.75	0.90	0.70
6	0.70	0.65	0.70	0.65	0.85	0.75	0.90	0.70
18. 6	0.70	0.63	0.70	0.60	0.85	0.65	0.95	0.70
7	0.70	0.65	0.75	0.65	0.90	0.70	1.05	0.65

(20) 東京株式市場平均相場 (單位%)

年月	新東		大東		新東		大東		日債		商債		甲債		國債		會社	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
16. 12	132.81	74.99	154.57	105.98	58.42	67.46	60.30	69.20	105.40	102.50	98.90	100.40	99.28	100.10	100.40	99.28	100.10	100.40
17. 1	135.65	76.70	156.13	112.81	60.80	77.39	68.71	68.71	105.55	102.81	98.90	100.40	99.28	100.10	100.40	99.28	100.10	100.40
2	135.37	78.60	154.73	110.54	58.67	76.82	69.36	69.36	105.35	102.80	98.90	100.40	99.28	100.10	100.40	99.28	100.10	100.40
3	131.20	71.70	154.83	109.86	58.21	74.10	69.79	69.79	105.67	102.96	98.90	100.40	99.28	100.10	100.40	99.28	100.10	100.40
4	138.35	72.48	155.04	105.71	59.85	72.48	69.64	70.72	107.02	102.77	98.95	100.40	99.28	100.10	100.40	99.28	100.10	100.40
5	133.74	72.67	154.10	103.66	59.87	74.49	69.14	71.43	107.08	102.66	98.95	100.40	99.28	100.10	100.40	99.28	100.10	100.40
6	137.46	76.66	153.44	111.09	57.34	73.62	69.30	69.30	107.30	103.10	98.95	100.40	99.28	100.10	100.40	99.28	100.10	100.40
18. 6	135.11	85.39	149.34	98.86	59.93	66.95	68.75	68.75	108.94	103.04	98.94	100.40	99.28	100.10	100.40	99.28	100.10	100.40
7	138.19	71.31	164.69	101.39	73.15	69.34	70.30	70.30	107.14	103.70	98.70	100.40	99.28	100.10	100.40	99.28	100.10	100.40

(21) 東京六國市中金割 (我株高) (單位%)

年月	新東		大東		新東		大東		日債		商債		甲債		國債		會社	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
17. 1	138.1	108.8	125	148	110	45	65	61	70	64	107	117	110	91	87	76	92	107
2	138.6	107.0	122	130	144	45	65	61	70	64	107	116	121	90	87	77	91	106
3	136.3	105.3	115	217	141	44	65	61	70	64	109	116	123	89	86	78	90	106
4	137.7	104.4	115	130	143	44	65	61	70	64	109	117	123	89	87	75	91	107
5	139.6	107.8	116	120	147	44	66	61	70	67	110	116	123	89	88	76	89	109
6	139.9	110.8	119	127	153	47	67	64	70	67	112	121	125	90	87	75	89	111
18. 6	135.5	98.6	98	106	113	47	65	68	70	71	109	108	114	85	78	69	86	99
7	137.7	104.4	99	114	153	49	70	68	70	70	117	116	122	82	87	83	108	117

(22) 東京六國市中金割 (我株高) (單位%)

年月	新東		大東		新東		大東		日債		商債		甲債		國債		會社	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
18. 12	3.823	4.210	4.213	4.298	4.367	4.182	5.002	5.800	5.660	9.350	84.79	4.318	3.748	4.185	4.300	3.859	4.300	3.859
17. 1	3.804	4.207	4.214	4.298	4.364	4.179	5.000	5.800	5.660	9.320	87.79	4.393	3.656	4.222	4.300	3.859	4.300	3.859
2	3.803	4.204	4.215	4.298	4.366	4.176	5.190	5.800	5.660	9.290	87.01	4.305	3.657	4.197	4.300	3.859	4.300	3.859
3	3.796	4.208	4.216	4.298	4.369	4.178	5.000	5.800	5.660	9.290	86.51	4.318	3.673	4.188	4.300	3.859	4.300	3.859
4	3.789	4.209	4.218	4.298	4.370	4.178	5.000	5.800	5.660	9.260	82.07	4.369	3.641	4.872	4.300	3.859	4.300	3.859
5	3.793	4.209	4.218	4.298	4.365	4.178	5.100	5.800	5.660	9.190	83.02	4.327	3.658	4.822	4.300	3.859	4.300	3.859
6	3.821	4.203	4.207	4.280	4.368	4.183	5.010	5.810	5.670	9.530	83.56	4.300	3.859	4.200	4.300	3.859	4.300	3.859
7	3.790	4.180	4.116	4.231	4.344	4.186	4.900	4.970	9.660	89.04	4.298	3.657	4.184	4.200	4.300	3.859	4.300	3.859

(37) 農 業 別 勞 働 費 額 (厚生労働局) (單位人)

年月水	工		林業		水産業		日雇労働者		總計			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
14. 6	2,619,709	1,359,872	4,149,976	66,261	2,839	69,230	22,335	269,207	109,114	693,422	1,267	
12	2,945,631	1,579,095	4,327,723	69,906	2,790	72,690	27,027	269,207	109,114	642,535	51,337	
15. 6	2,107,487	1,265,908	4,172,395	68,169	2,449	72,609	24,643	269,207	109,114	630,457	56,579	
12	2,207,213	1,299,790	4,007,102	74,850	4,205	79,055	27,147	269,207	109,114	626,483	61,497	
16. 6	2,224,283	1,401,743	4,020,142	78,949	4,205	83,154	29,092	269,207	109,114	647,804	65,221	
12	2,322,712	1,429,294	5,003,108	77,594	5,225	82,819	32,554	269,207	109,114	632,122	71,729	
年月水	交通業		農林業		水産業		日雇労働者		總計			
14. 6	455,913	59,207	112,420	910,664	675,219	426	41,045	209,471	949,710	2,535	654,452	2,199
12	432,813	67,218	109,743	829,619	1,271,207	929	44,423	209,471	949,710	2,535	642,245	2,602
15. 6	442,292	65,291	109,283	429,242	927,605	221,821	51,919	272,727	970,967	2,822	619,241	2,263
12	442,707	72,020	116,507	324,274	821,209	168,219,025	52,020	274,104	921,404	2,521	615,921	2,402
16. 6	459,634	66,222	109,222	441,222	927,222	222,222	49,222	212,222	927,222	2,222	642,222	2,222
12	460,412	69,222	109,222	412,222	927,222	222,222	49,222	212,222	927,222	2,222	642,222	2,222

(38) 農 業 別 勞 働 費 額 (厚生労働局) (單位人)

年月	工		林業		水産業		日雇労働者		總計					
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
18. 10	150.7	299.4	62.5	165.5	141.0	110.9	103.4	103.1	100.2	112.1	122.1			
11	151.6	210.8	52.9	154.9	140.8	112.7	107.7	107.1	110.6	112.4	122.9			
12	152.0	212.5	52.9	161.6	147.3	112.3	108.2	108.2	112.2	124.1	124.6			
17. 1	152.6	213.7	52.6	160.6	146.1	112.2	110.0	113.2	113.6	124.0	124.2			
2	154.2	218.2	52.2	160.2	145.7	114.2	111.4	114.7	119.9	121.6	124.8			
3	155.9	218.1	52.5	160.7	145.9	114.9	111.7	109.1	122.0	118.2	129.5			
4	155.0	222.0	54.6	158.4	144.2	112.2	109.7	104.7	112.0	114.7	124.7			
19. 4	152.5	208.2	52.9	147.0	134.9	104.2	104.2	103.0	104.7	110.2	127.2			
12	119.2	196.8	52.5	92.5	92.5	95.8	129.7	121.2	94.2	109.2	120.1			
年月	建設業		製造業		化学工業		金属工業		林業及水産業		日雇労働者		平均	
16. 10	162.0	150.5	143.8	261.2	179.5	185.5	162.0	174.0	179.1	191.6	149.0	165.0	126.5	167.5
11	163.7	151.6	147.2	179.5	187.7	162.0	161.9	179.1	180.2	194.2	154.2	160.7	122.0	168.0
12	166.9	153.2	151.0	179.4	189.2	162.0	162.0	180.2	180.2	195.2	155.2	166.0	122.0	171.0
17. 1	164.0	152.0	148.9	181.0	194.4	162.0	162.0	177.4	180.2	192.2	155.2	168.0	122.0	172.5
2	162.8	152.2	149.9	179.4	192.9	162.0	162.0	179.2	180.2	192.2	155.2	169.0	122.0	172.5
3	167.9	157.2	152.2	184.9	194.9	162.0	162.0	180.2	180.2	192.2	155.2	169.0	122.0	173.5
4	170.4	152.2	151.0	190.4	196.0	162.0	162.0	172.0	180.2	192.2	155.2	172.0	122.0	176.5
18. 4	154.0	140.7	129.2	269.1	172.4	162.0	162.0	162.0	171.7	179.2	141.2	162.0	122.0	169.2
12	128.1	121.2	124.0	349.2	150.0	162.0	162.0	162.0	162.0	162.0	122.0	162.0	122.0	142.2

(20) 參加者總數計 (單位: 人)										(21) 參加者總額計 (單位: 元)									
年 月	參加者總數 (A)	參加者總額 (B)	參加者總數 (C)					參加者總額 (D)					年 月	參加者總額 (E)	參加者總額 (F)	參加者總額 (G)	參加者總額 (H)	參加者總額 (I)	參加者總額 (J)
			參加者總數 (C1)	參加者總額 (C2)	參加者總額 (C3)	參加者總額 (C4)	參加者總額 (C5)	參加者總額 (D1)	參加者總額 (D2)	參加者總額 (D3)	參加者總額 (D4)	參加者總額 (D5)							
16. 12	530	71	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17. 1	795	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17. 2	396	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19. 2	656	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17. 1	1,307	84	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17. 2	3,018	48	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(22) 參加者總數計 (單位: 人)										(23) 參加者總額計 (單位: 元)									
年 月	參加者總數 (A)	參加者總額 (B)	參加者總數 (C)					參加者總額 (D)					年 月	參加者總額 (E)	參加者總額 (F)	參加者總額 (G)	參加者總額 (H)	參加者總額 (I)	參加者總額 (J)
			參加者總數 (C1)	參加者總額 (C2)	參加者總額 (C3)	參加者總額 (C4)	參加者總額 (C5)	參加者總額 (D1)	參加者總額 (D2)	參加者總額 (D3)	參加者總額 (D4)	參加者總額 (D5)							
16. 12	502,888	1,993,340	2,695,890	1,576,320	423,222	194,217	37.1	2.5	17.1	16.6									
17. 1	810,545	2,004,201	2,646,716	1,574,976	411,946	183,069	38.3	2.1	16.3	16.3									
17. 2	941,007	2,140,222	2,819,892	1,667,185	441,452	187,264	35.3	2.4	16.3	16.4									
17. 1	701,661	2,345,227	2,800,971	1,648,094	448,476	188,979	35.3	2.4	16.3	16.4									
17. 2	696,982	2,327,227	2,822,009	1,697,617	452,426	192,287	35.3	2.4	16.3	16.4									
17. 3	679,032	2,304,877	2,810,788	1,681,610	452,042	189,697	35.3	2.4	16.3	16.3									
18. 3	329,724	1,294,760	2,024,252	942,020	422,216	128,140	37.1	2.5	17.0	17.7									
18. 3	443,774	1,287,021	1,926,659	842,422	347,422	108,464	37.8	2.5	17.5	18.4									

(26) 宣統年物價指數表 (以1911年12月平均=100)

年月	穀物	食料品	雜物原料	雜物	建築材料	金屬類	燃料	鹽類	工業原料	雜品	總平均
16. 9	164.02	171.20	156.62	200.12	168.25	228.90	161.46	186.36	278.26	245.09	197.45
10	164.02	171.90	156.88	202.40	168.25	229.88	162.84	186.84	278.26	245.09	198.12
11	168.26	172.28	156.42	205.48	168.25	229.88	162.84	186.84	278.26	245.09	198.12
12	168.26	179.62	156.20	202.77	168.25	229.88	162.84	186.84	278.26	245.09	191.87
17. 1	167.12	179.74	156.20	202.77	168.25	229.88	162.84	186.84	278.26	245.09	191.87
2	167.12	179.74	156.61	202.77	168.25	229.88	162.84	186.84	278.26	245.09	191.87
3	167.12	179.74	156.61	202.77	168.25	229.88	162.84	186.84	278.26	245.09	191.87
18. 3	161.05	168.17	168.26	189.04	168.25	229.88	160.01	183.00	278.26	245.09	184.12
18. 8	165.57	148.11	178.26	185.78	173.41	229.88	187.74	184.97	229.88	219.01	174.44

(25) 宣統年物價指數表 (以1911年12月平均=100)

年月	穀類				油類				雜糧				其他			
	五穀品 (12品)	油料品 (7品)	食料品 (5品)	雜糧 (3品)	油料品 (4品)	食料品 (1品)	雜糧 (1品)	其他 (1品)	五穀品 (12品)	油料品 (7品)	食料品 (5品)	雜糧 (3品)	油料品 (4品)	食料品 (1品)	雜糧 (1品)	其他 (1品)
16. 9	114	112	174	128	127	129	119.77	115	104	120	120	120	120	120	120	120
10	129	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120
11	128	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120
12	128	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120
17. 1	128	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120
2	128	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120
18. 3	128	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120
18. 8	128	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120

(24) 宣統年物價指數表 (以1911年12月平均=100)

年月	穀類				油類				雜糧				其他			
	五穀品 (12品)	油料品 (7品)	食料品 (5品)	雜糧 (3品)	油料品 (4品)	食料品 (1品)	雜糧 (1品)	其他 (1品)	五穀品 (12品)	油料品 (7品)	食料品 (5品)	雜糧 (3品)	油料品 (4品)	食料品 (1品)	雜糧 (1品)	其他 (1品)
16. 9	114	112	174	128	127	129	119.77	115	104	120	120	120	120	120	120	120
10	129	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120
11	128	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120
12	128	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120
17. 1	128	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120
2	128	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120
18. 3	128	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120
18. 8	128	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120

(23) 宣統年物價指數表 (以1911年12月平均=100)

年月	穀類				油類				雜糧				其他			
	五穀品 (12品)	油料品 (7品)	食料品 (5品)	雜糧 (3品)	油料品 (4品)	食料品 (1品)	雜糧 (1品)	其他 (1品)	五穀品 (12品)	油料品 (7品)	食料品 (5品)	雜糧 (3品)	油料品 (4品)	食料品 (1品)	雜糧 (1品)	其他 (1品)
16. 9	114	112	174	128	127	129	119.77	115	104	120	120	120	120	120	120	120
10	129	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120
11	128	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120
12	128	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120
17. 1	128	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120
2	128	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120
18. 3	128	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120
18. 8	128	128	187	126	124	126	120.80	118	111	120	120	120	120	120	120	120